第3章. 地域特性（対象事業実施区域及びその周囲の概況）

第1節. 地域の自然的環境の状況

1. 大気に係る環境の状況

(1) 気象

[1] 調査すべき情報

気象の概況（気温、降水量、風向・風速、日照時間）とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

対象事業実施区域最寄りの地域気象観測所である大衡地域気象観測所の10年間のデータを整理した。大衡地域観測所の位置は図 3.1.1-1に示すとおりである。

[4] 調査結果

当該地域の気象の状況は表 3.1.1-1に示すとおりである。降水量は7月が ***187.5mm*** で最も多く、2月が ***43.3mm*** で最も少ない。月平均気温は8月が ***24.3℃*** で最も高く、1月が ***0.2℃*** で最も低い。平均風速は2月、3月、4月が ***2.2m/s*** で最も強く、8月が ***1.1m/s*** で最も弱い。平均日照時間は5月が ***215.3時間*** で最も多く、12月が ***119.3時間*** で最も少ない。

表 3.1.1-1 気象の概況（大衡地域気象観測所 *平成26年～令和5年*）

月	降水量(mm)	気温(℃)			風向風速(m/s)			日照時間(h)
	月合計の平均	平均	最高	最低	平均	最大風速	風向	月合計の平均
1	***51.9***	***0.2***	11.6	-13.8	***2.1***	9.9	西北西	***128.6***
2	***43.3***	***1.0***	18.4	-9.8	***2.2***	9.0	西北西	***144.8***
3	***88.4***	***5.2***	24.5	***-7.2***	***2.2***	***10.5***	北西	***183.3***
4	***95.3***	***10.0***	30.3	***-3.5***	***2.2***	10.4	南東	***210.3***
5	***94.4***	***15.8***	34.2	***0.9***	***1.8***	10.0	南東	***215.3***
6	***132.7***	***19.4***	33.4	5.5	1.6	8.0	南東	***158.3***
7	***187.5***	***23.3***	36.3	11.9	1.2	6.9	南東	***138.2***
8	***179.7***	***24.3***	37.0	12.8	***1.1***	10.3	南東	***137.4***
9	***171.0***	***20.4***	34.7	5.9	***1.2***	***9.9***	南東	***127.7***
10	***144.9***	***13.8***	28.7	0.1	***1.3***	13.3	北北西	***147.6***
11	***56.2***	***8.1***	21.7	-6.0	1.5	8.5	北西、北北西	***144.7***
12	***66.2***	***2.5***	17.1	-9.3	1.8	9.6	西北西	***119.3***

※風向については、過去10年の各月の最多風向を示している。

出典：「気象庁公式Webサイト」（https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php、***閲覧：令和6年7月***）

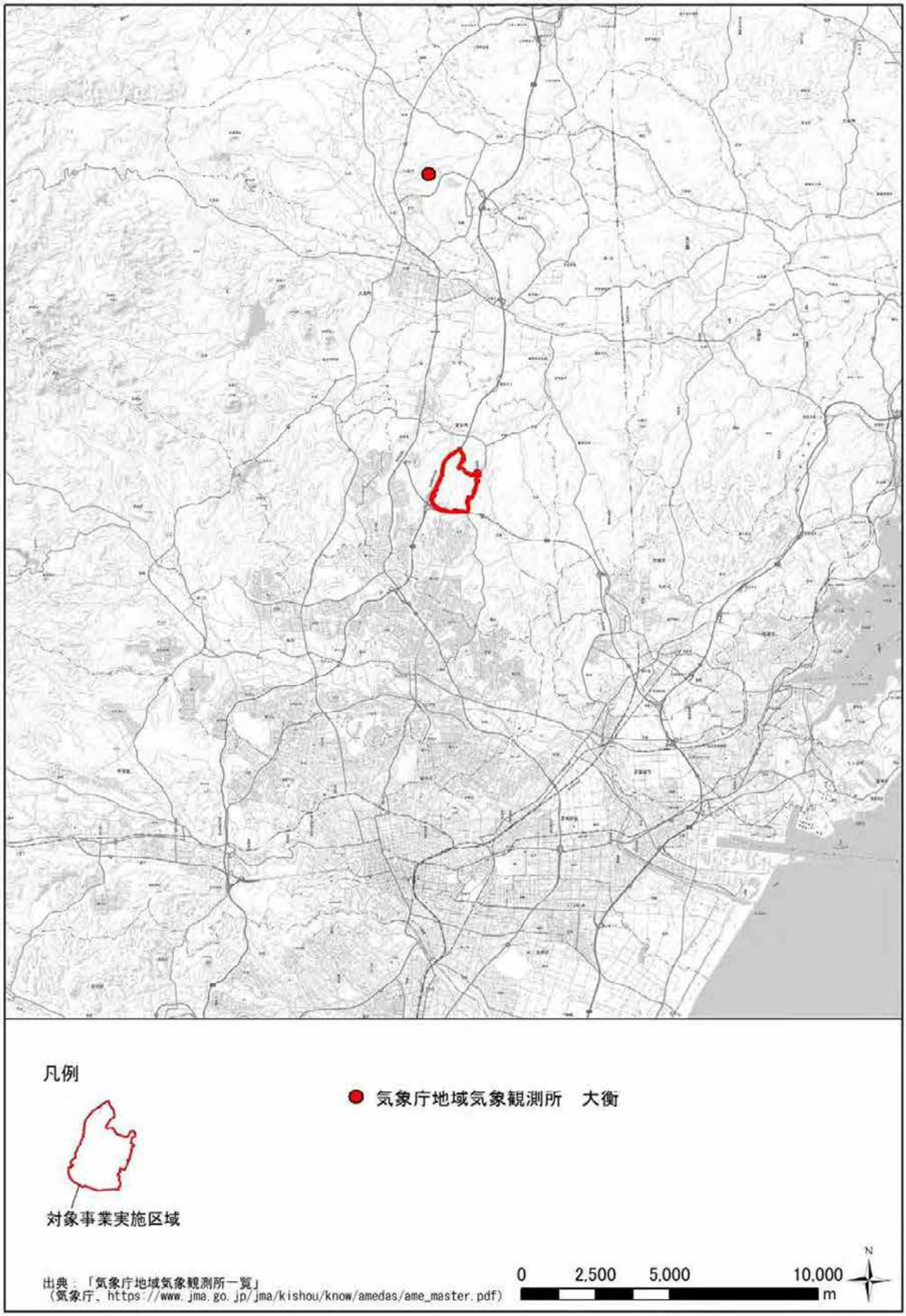

図 3.1.1-1　気象状況の調査地点

(2) 大気質

[1] 調査すべき情報

窒素酸化物、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、非メタン炭化水素、微小粒子状物質の状況、関係法令等に基づく規制の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局である七北田測定局及び大和測定局、自動車排出ガス測定局である将監測定局の 5 年間のデータを整理した。測定局の位置は図 3.1.1-2 に示すとおりである。

[4] 調査結果

(ｱ) 窒素酸化物

a. 二酸化窒素

二酸化窒素濃度の状況は表 3.1.1-2 に示すとおりである。いずれの測定局でも、98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日はなかった。

表 3.1.1-2　二酸化窒素の概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	Ppm	日
一般局	仙台市	七北田	*360*	*8,620*	*0.007*	*0.045*	*0*	*0.0*	*0*	*0.0*	*0.016*	*0*
	大和町	大和	*361*	*8,706*	*0.005*	*0.032*	*0*	*0.0*	*0*	*0.0*	*0.012*	*0*
自排局	仙台市	将監	*360*	*8,643*	*0.013*	*0.069*	*0*	*0.0*	*0*	*0.0*	*0.028*	*0*
環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。												

出典：「*令和 5 年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和 6 年 6 月*）

5 年間の二酸化窒素濃度の経年変化は表 3.1.1-3 に示すとおりである。いずれの測定局でも年平均値が減少している。

表 3.1.1-3　二酸化窒素濃度の経年変化

分類	市町名	測定局名	二酸化窒素の年平均値(ppm)				
			H30	R1	R2	R3	***R4***
一般局	仙台市	七北田	0.008	0.008	0.007	0.007	***0.007***
	大和町	大和	0.006	0.005	0.005	0.005	***0.005***
自排局	仙台市	将監	0.017	0.015	0.014	0.013	***0.013***

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

b. 窒素酸化物

窒素酸化物の状況は表 3.1.1-4 に示すとおりである。一酸化窒素の年平均値は七北田測定局で 0.001ppm、大和測定局で 0.001ppm、将監測定局で ***0.000ppm***、窒素酸化物の年平均値は七北田測定局で 0.008ppm、大和測定局で 0.006ppm、将監測定局で ***0.025ppm*** であった。

表 3.1.1-4　窒素酸化物の状況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	一酸化窒素					窒素酸化物				
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値
			日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	ppm
一般局	仙台市	七北田	***360***	***8,620***	***0.001***	***0.095***	***0.008***	***360***	***8,620***	***0.008***	***0.140***	***0.024***
	大和町	大和	***361***	***8,706***	***0.001***	***0.081***	***0.006***	***361***	***8,706***	***0.006***	***0.098***	***0.017***
自排局	仙台市	将監	***360***	***8,643***	***0.000***	***0.230***	***0.039***	***360***	***8,643***	***0.025***	***0.270***	***0.066***

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

(ｲ) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の状況は表 3.1.1-5 に示すとおりである。いずれの測定局でも、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日は***なかった***。

表 3.1.1-5 浮遊粒子状物質の概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	環境基準の長期評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
			日	時間	mg/m³	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	日
一般局	仙台市	七北田	***361***	***8,654***	***0.011***	***0.058***	***0***	***0.0***	***0***	***0.0***	***0.025***	***0***
	大和町	大和	***363***	***8,703***	***0.014***	***0.130***	***0***	***0.0***	***0***	***0.0***	***0.030***	***0***
自排局	仙台市	将監	***362***	***8,676***	***0.010***	***0.070***	***0***	***0.0***	***0***	***0.0***	***0.026***	***0***
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。												

出典：「***令和５年版***宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、***令和６年６月***）

5年間の浮遊粒子状物質の経年変化は表 3.1.1-6 に示すとおりである。過去5年の浮遊粒子状物質の年平均値は横ばいである。

表 3.1.1-6 浮遊粒子状物質の経年変化

分類	市町名	測定局名	浮遊粒子状物質の年平均値(mg/m³)				
			H30	R1	R2	R3	***R4***
一般局	仙台市	七北田	0.010	0.010	0.010	0.009	***0.011***
	大和町	大和	0.015	0.014	0.014	0.013	***0.014***
自排局	仙台市	将監	0.013	0.012	0.011	0.010	***0.010***

出典：「***令和５年版***宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、***令和６年６月***）

(ｳ) 一酸化炭素

一酸化炭素の状況は表 3.1.1-7 に示すとおりである。日平均値が 10ppm を超えた日は無かった。

表 3.1.1-7　一酸化炭素の概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の年間2%除外値	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数
			日	時間	ppm	ppm	回数	%	日	%	ppm	日
自排局	仙台市	将監	*364*	*8,673*	*0.3*	*1.2*	*0*	*0.0*	*0*	*0.0*	*0.4*	*0*
環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。												

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

5 年間の一酸化炭素の経年変化は表 3.1.1-8 に示すとおりである。過去 5 年の一酸化炭素の年平均値は横ばいである。

表 3.1.1-8　一酸化炭素の経年変化

分類	市町名	測定局名	一酸化炭素の年平均値(ppm)				
			H30	R1	R2	R3	*R4*
自排局	仙台市	将監	0.3	0.3	0.3	0.3	***0.3***

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

(ｴ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの状況は表 3.1.1-9 に示すとおりである。昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数は七北田測定局で ***37 日***、大和測定局で 27 日であった。

表 3.1.1-9　光化学オキシダントの概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	仙台市	七北田	365	***5,394***	***0.036***	***37***	***230***	***0***	***0***	***0.091***	***0.047***
	大和町	大和	365	***5,418***	***0.033***	***27***	***160***	***0***	***0***	***0.089***	***0.044***
環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること 。											

出典：「***令和 5 年版***宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、***令和 6 年 6 月***）

5 年間の光化学オキシダントの経年変化は表 3.1.1-10 に示すとおりである。過去 5 年の光化学オキシダントの年平均値は２つの測定局とも概ね***横ばいである***。

表 3.1.1-10　光化学オキシダントの経年変化

分類	市町名	測定局名	光化学オキシダントの年平均値(ppm)				
			H30	R1	R2	R3	***R4***
一般局	仙台市	七北田	0.093	0.099	0.084	0.075	***0.091***
	大和町	大和	0.090	0.103	0.090	0.072	***0.089***

出典：「***令和 5 年版***宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、***令和 6 年 6 月***）

(オ) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素の状況は表 3.1.1-11 に示すとおりである。6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超過した日が ***8 日***あった。

表 3.1.1-11　非メタン炭化水素の概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	測定時間	年平均値	6～9 時における測定日数	6～9 時の 3 時間平均値		6～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数とその割合		6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数とその割合	
						最高値	最低値				
			時間	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
自排局	仙台市	将監	***7,592***	***0.13***	***329***	***0.88***	***0.04***	***30***	***9.1***	***14***	***4.3***

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

5 年間の非メタン炭化水素の経年変化は表 3.1.1-12 に示すとおりである。5 年間の非メタン炭化水素の年平均値はやや減少している。

表 3.1.1-12　非メタン炭化水素の経年変化

分類	市町名	測定局名	非メタン炭化水素の年平均値(ppmC)				
			H30	R1	R2	R3	***R4***
自排局	仙台市	将監	0.17	0.14	0.13	0.13	***0.13***

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

(カ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM2.5）の状況は表 3.1.1-13 に示すとおりである。いずれの測定局でも、1 時間値が 35μg/m^3 を超えた日はなかった。

表 3.1.1-13　微小粒子状物質の概況（*令和4年度*）

分類	市町名	測定局名	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 35μg/m^3 を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の 98%値
			日	μg/m^3	日	%	μg/m^3	μg/m^3
一般局	仙台市	七北田	***355***	***7.2***	***0***	***0.0***	***26.1***	***17.5***
	大和町	大和	***363***	***9.0***	***0***	***0.0***	***28.8***	***20.4***
自排局	仙台市	将監	***351***	***6.1***	***0***	***0.0***	***23.3***	***17.4***
環境基準：　1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。								

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

5年間の微小粒子状物質の経年変化は表 3.1.1-14に示すとおりである。5年間の微小粒子状物質の年平均値は、全ての測定局で*概ね*減少している。

表 3.1.1-14　微小粒子状物質の経年変化

分類	市町名	測定局名	微小粒子状物質の年平均値(μg/m^3)				
			H30	R1	R2	R3	*R4*
一般局	仙台市	七北田	10.6	8.1	7.5	6.4	***7.2***
	大和町	大和	10.8	9.6	9.5	8.8	***9.0***
自排局	仙台市	将監	8.5	6.2	6.8	6.0	***6.1***

出典：「*令和5年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和6年6月*）

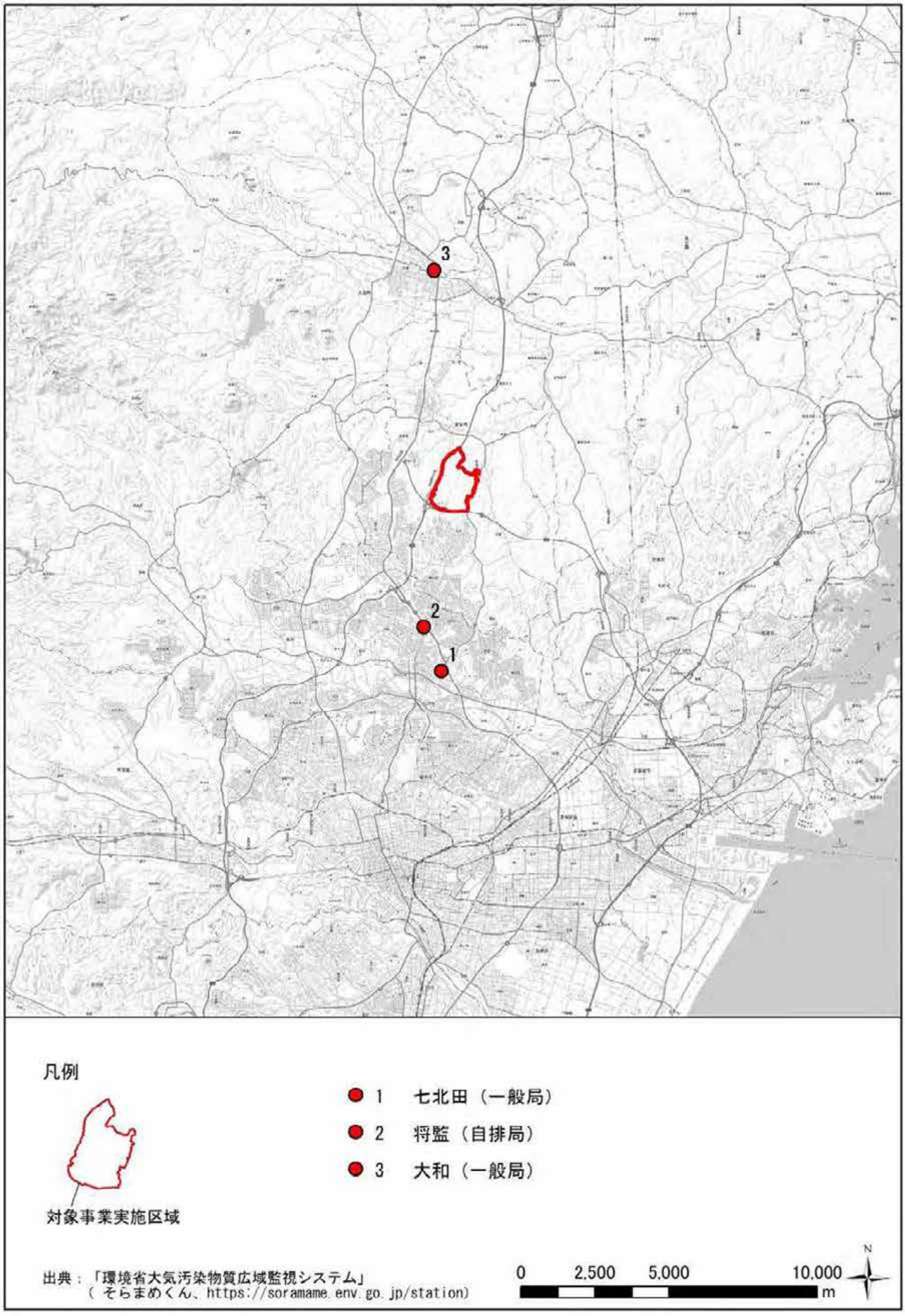

図 3.1.1-2　大気測定局位置

(ｷ) 関係法令等に基づく規制の状況

大気に係る関係法令等に基づく規制の状況は表 3.1.1-15～表 3.1.1-18 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺の関係法令（大気汚染防止法等）に基づく届け出施設は図 3.1.1-3 に示すとおりである。

表 3.1.1-15　大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄（SO_2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	光化学オキシダント（Ox）	二酸化窒素（NO_2）	非メタン炭化水素（NMHC）
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 (原則として5年以内に達成すること)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 (できる限り速やかに達成維持すること)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 (同左)	1時間値が0.06ppm以下であること。 (同左)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 (1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する非メタン炭化水素の濃度として、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

注)　環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
注 1）浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μｍ以下のものをいう。
注 2）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
注 3）光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。
出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.1-16　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準・指針

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン（TCE）	テトラクロロエチレン（PCE）	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。 (できる限り速やかに維持達成すること)	1年平均値が0.13mg/m³以下であること。 (同左)	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。 (同左)	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。 (同左)

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、令和 *６年６月*）

表 3.1.1-17　微小粒子状物質(PM2.5)に係る環境基準・指針

物質	微小粒子状物質(PM2.5)
環境上の条件	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。 （微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。）

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.1-18　大気汚染防止法に基づく規制

規制内容	規制の項目等	備考
ばい煙発生施設 （ボイラー、廃棄物焼却炉等、33 種類）	○硫黄酸化物：K値規制（ばい煙の排出口の高さに応じて排出量の許容量を定めて規制） $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ q ：硫黄酸化物の許容量（Nm^3/h） He：補正された排出口の高さ（m） K：県内は地域ごとに 3 段階で設定 K＝ 7.0（仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町） K＝11.5（石巻市、矢本町、名取市、岩沼市、柴田町） K＝17.5（その他の地域）	＊地域は S51.9.1 における行政区画によって表示されたもの
	○ばいじん：排出濃度規制（ばい煙発生施設の種類及び規模ごと）	
	○有害物質（ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）：排出濃度規制（物質の種類及び施設の種類ごと）	
揮発性有機化合物排出施設 （VOC 溶剤の乾燥施設等 9 種類）	○揮発性有機化合物：排出濃度規制	
一般粉じん発生施設 （コークス炉等、5 種類）	○施設の構造・使用・管理に関する基準（フード、集じん機、散水設備等の設置等）	＊「一般粉じん」とは特定粉じん以外の粉じんをいう。
特定粉じん発生施設 （解綿用機械等、9 種類）	○敷地境界基準（濃度基準）	＊「特定粉じん」とは石綿である。
特定粉じん排出等作業	○作業基準（作業室の入口に前室の設置等）	
水銀排出施設 (廃棄物焼却炉等、9 種類)	○水銀及びその化合物：排出濃度規制	
指定物質排出施設 （ベンゼンの乾燥施設等 11 種類）	○指定物質抑制基準（排出濃度規制）	＊指定物質とは、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ＊届出制度なし
その他	○季節による燃料の使用に関する措置（事業場の暖房等の影響により冬季に大気汚染が悪化するおそれのある仙台市中心部においては、法律に基づき冬季間の使用燃料の硫黄分の 0.7%以下に規制している。）	

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

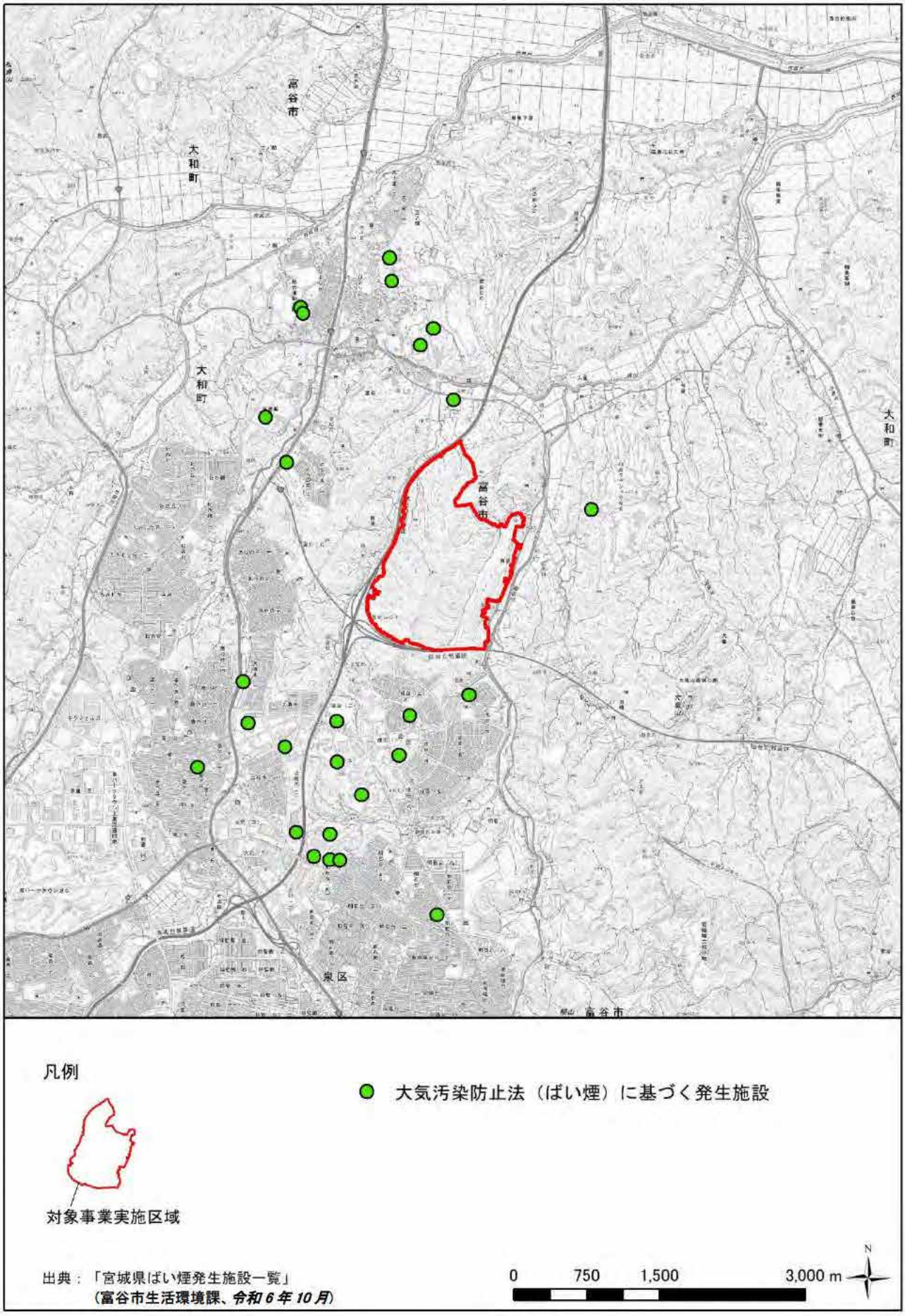

図 3.1.1-3　*大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設*

(3) 騒音

[1] 調査すべき情報

騒音の状況、法令等による規制の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

騒音に係る以下の資料の収集及び富谷市生活環境課への聞き取り調査により実施した。

・「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」

[4] 調査結果

(7) 騒音の状況

a. 環境騒音

富谷市生活環境課によると、図 3.1.1-5 に示す仙台北部道路沿いの 2 地点にて、平成 24 年以降、最も交通量が多いと見込まれる時期に自動車交通騒音の測定を行っている。なお、令和 5 年は石積地点のみの測定である。測定結果は表 3.1.1-19 及び図 3.1.1-4 に示すとおりであり、2 地点とも平成 24 年以降の測定期間で、環境基準を超過した年はない。

表 3.1.1-19　自動車交通騒音測定結果

単位：dB

地点名	測定年／区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準※
①大亀地点	昼間	53	52	53	53	54	52	57	55	53	56	54	－	65
	夜間	47	48	55	49	54	49	51	51	49	53	49	－	60
②石積地点	昼間	56	57	59	60	60	61	61	62	59	61	61	62	65
	夜間	51	55	56	57	57	57	56	58	53	58	56	58	60

※環境基準は表 3.1.1-22 に基づく。

出典：「仙台北部道路自動車交通騒音測定業務報告書（平成 24 年度～令和 5 年度）」（富谷市生活環境課）

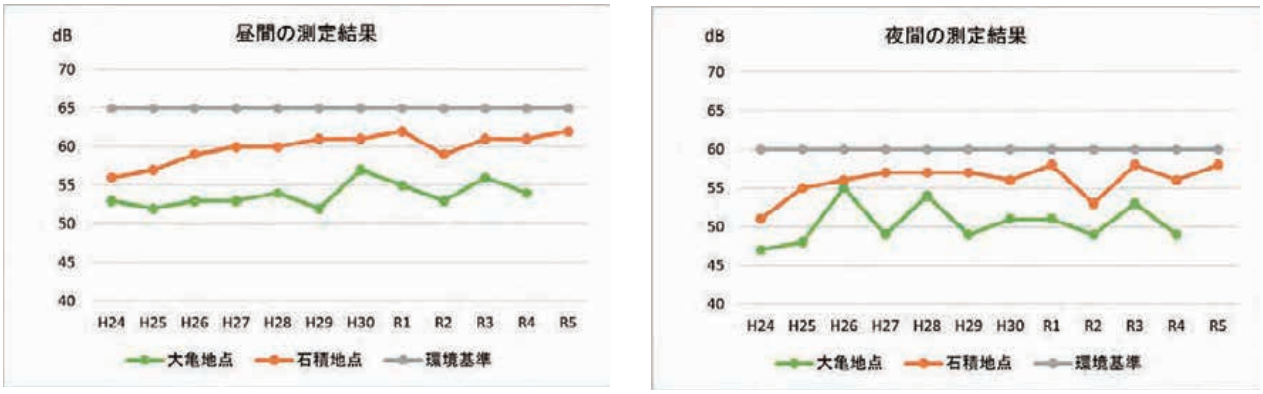

出典：「仙台北部道路自動車交通騒音測定業務報告書（平成 24 年度～令和 5 年度）」（富谷市生活環境課）

図 3.1.1-4　自動車交通騒音の測定結果と環境基準の達成状況

b. 自動車交通騒音

対象事業実施区域周辺における自動車騒音の状況は表 3.1.1-20 に示すとおりである。評価区間のうち、一般国道 4 号沿いでは環境基準が未達成の区間がある。

表 3.1.1-20　自動車交通騒音面的評価結果（*令和4年度*）

番号	路線名	評価区間の延長	騒音レベル実測区間				評価対象戸数	環境基準達成戸数			
			環境基準値※		等価騒音レベル（dB）			全日	昼間	夜間	未達成
			昼間	夜間	昼間	夜間					
1	東北自動車道	1.2	65dB 以下	60dB 以下	*64*	*61*	*2*	*2*	*0*	*0*	*0*
2	一般国道 4 号	2.6	65dB 以下	60dB 以下	*70*	*65*	*77*	*69*	*0*	*0*	*8*
3	一般国道 4 号	1.3	65dB 以下	60dB 以下	*73*	*69*	*119*	*93*	*18*	*0*	*8*
4	一般国道 4 号	1.5	65dB 以下	60dB 以下	*74*	*69*	*133*	*104*	*0*	*0*	*29*
5	主要地方道 仙台三本木線	0.5	-	-	*67*	*59*	*14*	*14*	*0*	*0*	*0*
6	一般県道 西成田宮床線	0.7	-	-	*61*	*50*	*105*	*105*	*0*	*0*	*0*
7	一般県道 西成田宮床線	0.6	65dB 以下	60dB 以下	*62*	*52*	*37*	*37*	*0*	*0*	*0*
8	一般県道 西成田宮床線	0.4	-	-	*70*	*61*	*60*	*60*	*0*	*0*	*0*

注）：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

※環境基準は表 3.1.1-22 に基づく。「-」は環境基準が適用されない地域であることを示す。

出典：「*令和 5 年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和 6 年 6 月*）

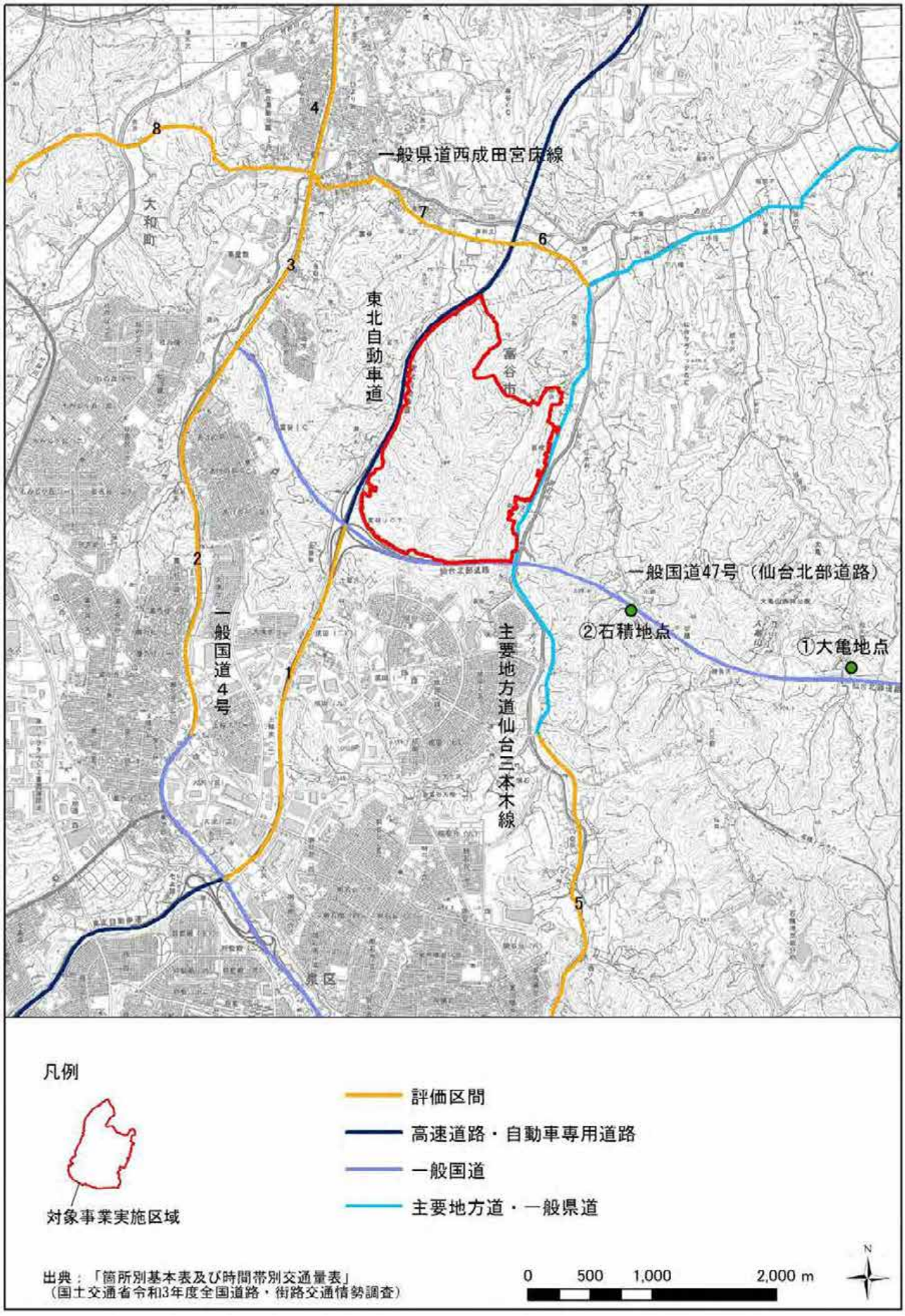
一般県道西成田宮床線
大和町
東北自動車道
富谷市
一般国道47号（仙台北部道路）
②石積地点
①大亀地点
一般国道4号
主要地方道仙台三本木線
凡例
評価区間
高速道路・自動車専用道路
一般国道
主要地方道・一般県道
対象事業実施区域
出典：「箇所別基本表及び時間帯別交通量表」
（国土交通省令和3年度全国道路・街路交通情勢調査）
0
500
1,000
2,000 m
N

図 3.1.1-5　騒音の状況

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

騒音に係る関係法令等に基づく規制の状況は表 3.1.1-21～表 3.1.1-26 に示すとおりである。対象事業実施区域内は騒音に係る環境基準は適用されない地域である。周辺では、対象事業実施区域南側の成田地区、西側のあけの平地区、とち木台団地等は環境基準の地域の類型「A 及びB」に該当する。また、対象事業実施区域及びその周辺の騒音関係規制法令等に基づく届け出施設は図 3.1.1-6 に示すとおりである。

表 3.1.1-21　騒音に係る環境基準一般地域

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下	仙台市育葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	仙台市他 25 市町村（※）の区域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、仙台市の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

注）：時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
※仙台市他 25 市町村：　石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町
出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.1-22　騒音に係る環境基準道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15 メートル

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考:

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：「*令和5年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和6年6月*）

表 3.1.1-23　工場・事業場騒音の規制基準

区域区分 ＼ 時間区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び文教地区	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(文教地区として指定された区域を除く。)	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第四種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注）：上表に掲げる第二種区域、第三種区域、第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「宮城県公式 Web サイト 工場・事業場から発生する騒音・振動の規制基準」
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo-kiseikijyun.html、*閲覧：令和6年7月*)

表 3.1.1-24　特定建設作業騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル（敷地境界線）	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

第 1 号区域：第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域

第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域

※第 1 種～第 4 種区域・指定地域：騒音規制法の規定により知事が定めた地域（平成 27 年宮城県告示第 390 号）

【特定建設作業一覧】

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機（もんけんを除く），くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	―
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が15kW以上のもの）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。

出典：「宮城県公式 Web サイト 建設作業から発生する騒音・振動に対する規制」
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kisei-kensetsusagyo.html、*閲覧：令和 6 年 7 月*）

表 3.1.1-25　自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼間 (6：00～22：00)	夜間 (22：00～6：00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル
近接空間の特例	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
c 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
出典：「宮城県公式 Web サイト 自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kisei-jidousya.html、***閲覧：令和６年７月***)

表 3.1.1-26　宮城県公害防止条例に基づく規制基準

地域の区分	規制基準	昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第一種区域	文教地区、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第四種区域	工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注）：上表に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域の地域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
　仙台市内の第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用し、仙台市内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第二種区域の基準を適用する。
　都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。
出典：「宮城県公式 Web サイト 工場・事業場から発生する騒音・振動の規制基準」
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo-kiseikijyun.html、***閲覧：令和６年７月***)

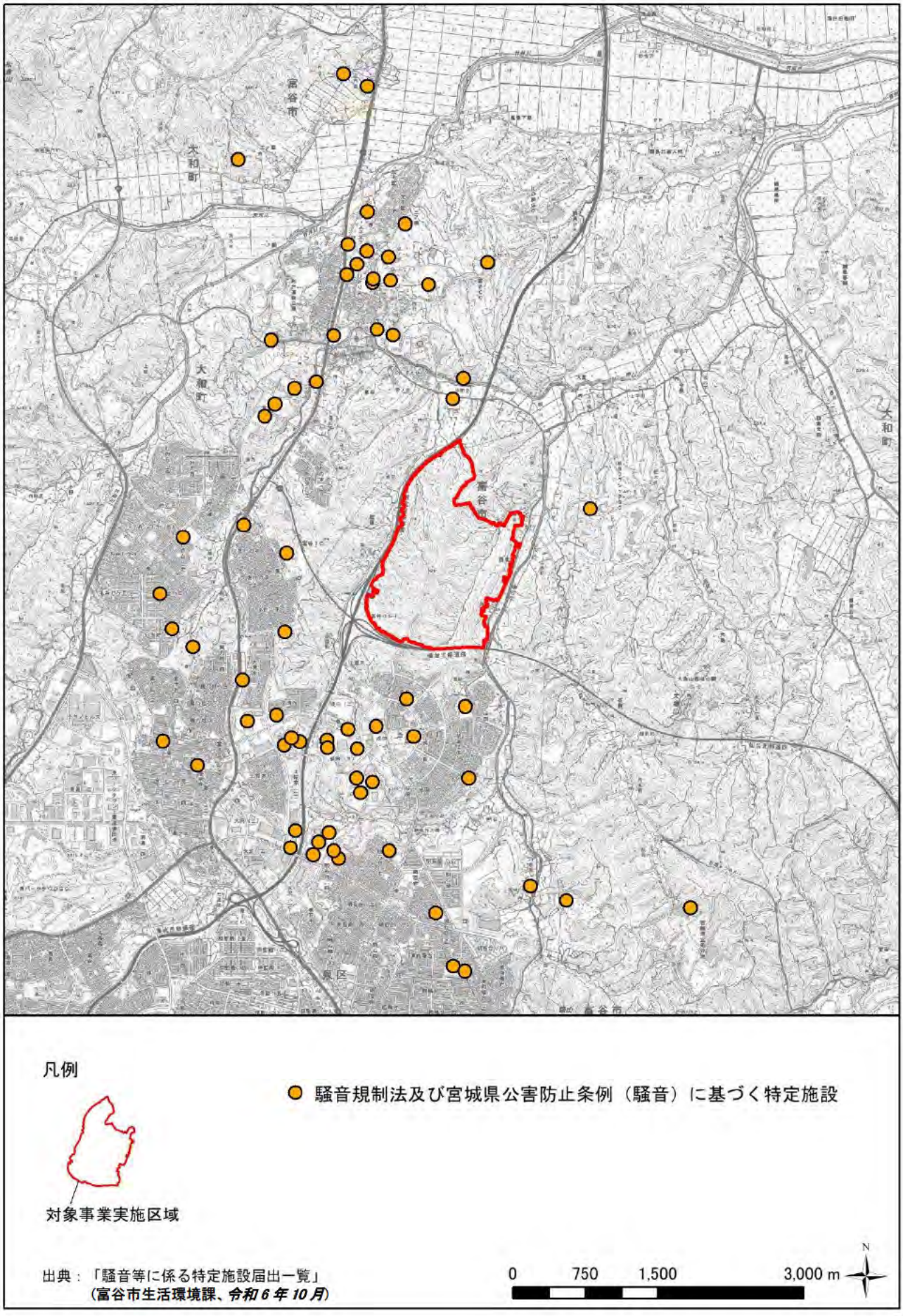

図 3.1.1-6 *騒音関係規制法令に基づく特定施設*

(4) 振動

[1] 調査すべき情報

振動の状況、法令等に基づく規制状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

振動に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・宮城県公式 Web サイト　工場・事業場から発生する騒音・振動の規制基準

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo-kiseikijyun.html

[4] 調査結果

(ｱ) 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺では振動に係る測定は行われていない。

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

振動に係る関係法令等に基づく規制の状況は表 3.1.1-27～表 3.1.1-29 に示すとおりである。対象事業実施区域南側の成田地区、西側のあけの平地区、とち木台団地等には昼間 60dB、夜間 55dB の要請限度が定められている。対象事業実施区域周辺の振動関係規制法令に基づく届け出施設は図 3.1.1-7 に示すとおりである。

表 3.1.1-27　工場・事業場振動の規制基準

区域区分＼時間区分		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル

注）　上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第一種区域の基準を適用する。ただし、関係市町村長から第二種区域の基準を適用することについて申出があり、知事が適当と認めるときは、当該区域の基準を適用することができる。

仙台市内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第一種区域の基準を適用する。

出典：「宮城県公式 Web サイト」（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/souon-kisei-koujyo-kiseikijyun.html、*閲覧：令和６年７月*）

表 3.1.1-28　特定建設作業振動の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	75 デシベル（敷地境界線）	
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00
1 日あたりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他休日	

注）
第1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の境界線から80メートルまでの区域
第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域

【特定建設作業一覧】

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機（もんけんを除く），くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	―
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては 1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって原動機の定格出力が15kW以上のもの）を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上）を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。

出典：「宮城県公式 Web サイト 建設作業から発生する騒音・振動に対する規制」
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kisei-kensetsusagyo.html、*閲覧：令和６年７月*）

表 3.1.1-29　道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注）第一種区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
出典：「宮城県公式 Web サイト 自動車騒音・道路交通振動に関する要請限度」
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kisei-jidousya.html、*閲覧：令和６年７月*）

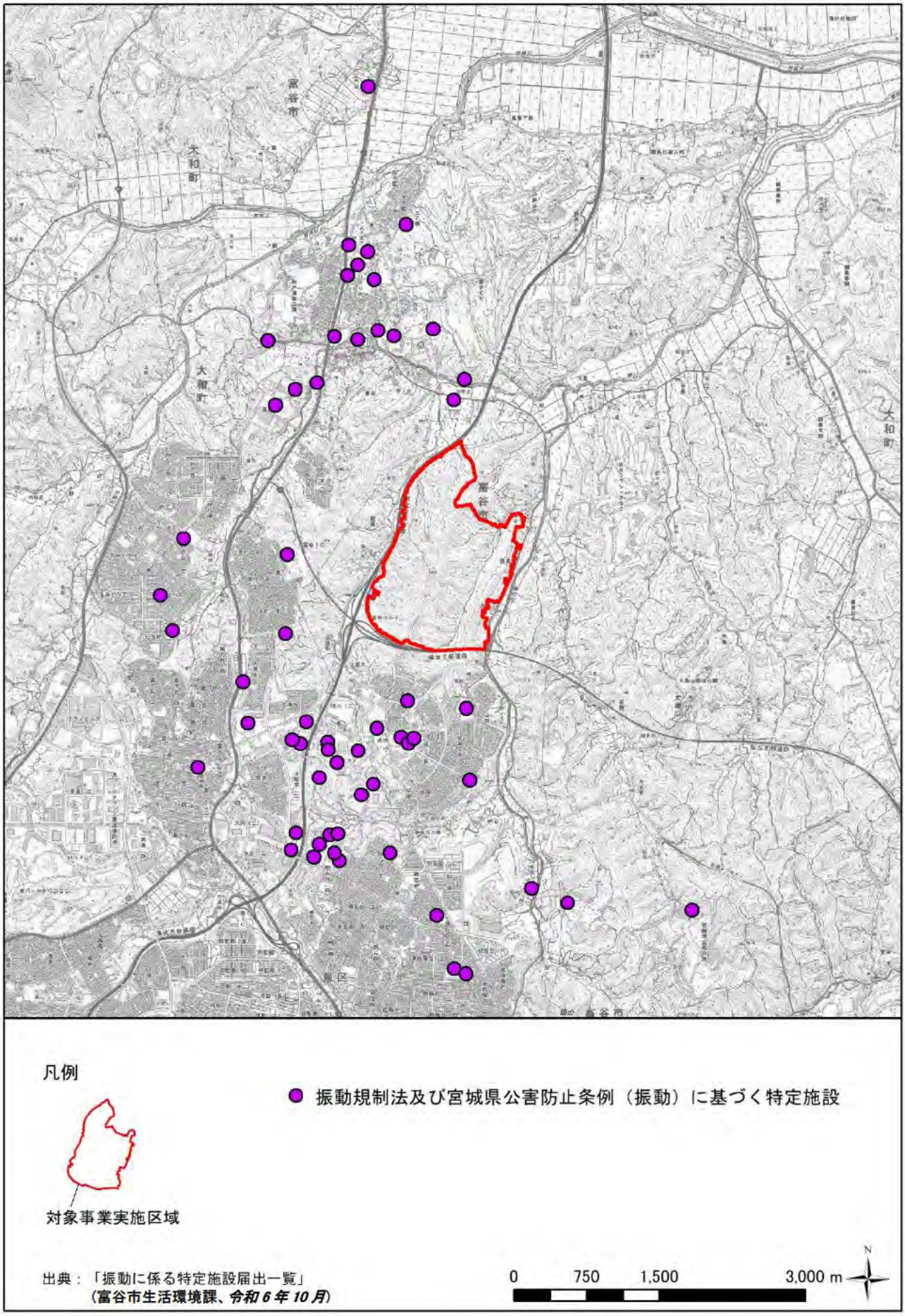

図 3.1.1-7　*振動関係規制法令に基づく特定施設*

(5) 悪臭

[1] 調査すべき情報

悪臭の状況、法令等に基づく規制状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

悪臭に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・宮城県公式 Web サイト 県内の悪臭に関する規制事務について

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/akusyu.html

[4] 調査結果

(ｱ) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周辺では悪臭に係る測定は行われていない。

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

悪臭に係る関係法令等に基づく規制の状況は表 3.1.1-30 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺の悪臭に係る関係法令に関する施設は***存在しない***。

表 3.1.1-30 悪臭の規制基準

	悪臭防止法	県公害防止条例	県悪臭公害防止対策要綱
規制基準	・敷地境界線：臭気指数 15 ・排出口：悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数 ・排出水：臭気指数 31	左に同じ	・敷地境界線上において臭気強度 1.8 0 無臭 1 やっと感知できるにおい 2 何のにおいであるかがわかる弱いにおい 3 らくに感知できるにおい 4 強いにおい 5 強烈なにおい
届出制	なし	あり	なし
改善命令等	改善勧告、改善命令	計画変更命令、改善勧告、改善命令	改善勧告

＜悪臭防止法＞
適用地域：仙台市等 13 市 2 町内の規制地域（石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、亘理町、七ヶ浜町）
規制対象：指定地域内の全事業所
＜宮城県公害防止条例＞
適用地域：県内全域（法規制地域を除く）
規制対象：(1)魚腸骨処理場 (2)有機質肥料製造施設
＜県悪臭公害防止対策要綱＞
適用地域：県内全域
規制対象：農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業
出典：「宮城県公式 Web サイト県内の悪臭に関する規制事務について」
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/akusyu.html、***閲覧：令和 6 年 7 月***）

2. 水に係る環境の状況

(1) 水象

[1] 調査すべき情報

河川及び湖沼の分布状況

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

水象に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・ 「宮城県河川・海岸図」（宮城県土木部河川課）

[4] 調査結果

調査地域に分布する河川及び湖沼の状況は表 3.1.2-1 及び図 3.1.2-1 に示すとおりである。吉田川等の一級河川、穀田川等の準用河川が存在する。調査地域内に湖沼は存在しない。

表 3.1.2-1　河川の概況

区分	河川名	延長(m)
一級河川	吉田川	12,299(31,900)
一級河川	西川	9,526
一級河川	明石川	6,300
二級河川	七北田川	40,899
準用河川	穀田川	2,700

出典：「宮城県河川・海岸図」（宮城県土木部河川課、令和 4 年 4 月）
※（ ）は指定区間外を示す。

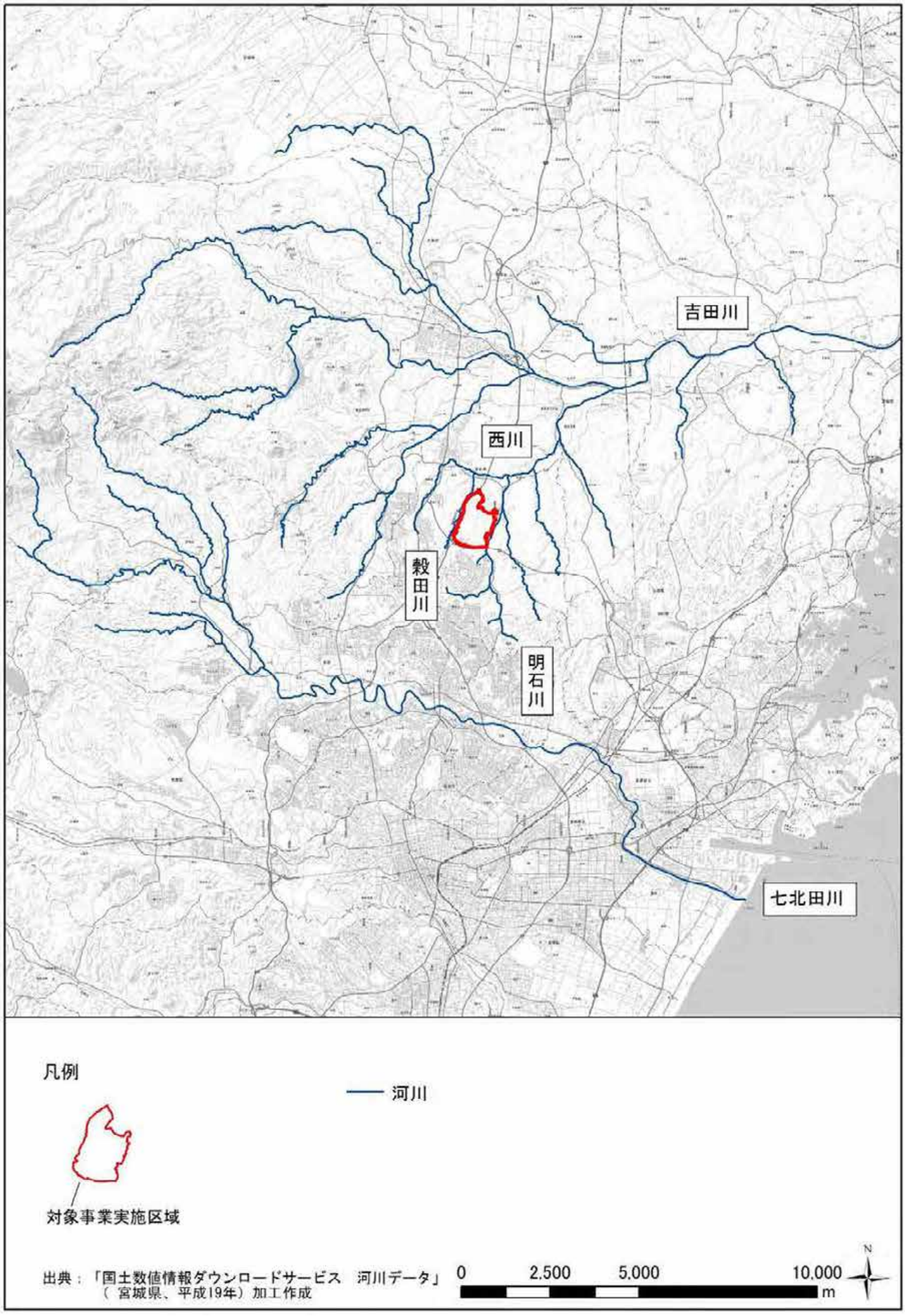
吉田川
西川
穀田川
明石川
七北田川
凡例
河川
対象事業実施区域
出典：「国土数値情報ダウンロードサービス　河川データ」
（宮城県、平成19年）加工作成
0
2,500
5,000
10,000
m
N

図 3.1.2-1　河川の状況

(2) 水質

[1] 調査すべき情報

河川・湖沼の水質の状況、環境基準の達成状況、法令等に基づく規制の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

水質に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」

[4] 調査結果

(ｱ) 水質の状況及び環境基準の達成状況

対象事業実施区域及びその周辺の河川には水質に係る環境基準点は無く、公共用水域の水質測定地点も無い。対象事業実施区域を含む水系の最寄り環境基準点は図 3.1.2-2 に示す吉田川の二子屋橋であり、この地点は環境基準Ｂ類型に指定されている。当該地点における環境基準の達成状況は表 3.1.2-2 及び表 3.1.2-3 に示すとおりであり、生活環境項目、健康項目とも環境基準を達成している。

表 3.1.2-2　環境基準点における生活環境項目基準値超過の状況

地点	項目	基準値 (mg/L)	H30	R1	R2	R3	*R4*	環境基準適否
吉田川上流 魚板橋	BOD (75%値)	2.0	0.6	0.7	0.7	0.6	*0.7*	適
	SS (平均値)	25	2	4	6	3	*3注1*	適
吉田川下流 二子屋橋	BOD (75%値)	3.0	1.6	1.8	1.3	2.2	*1.7*	適
	SS (平均値)	25	11	14	12	13	*-注2*	適

注 1）速報値より算出した。

注 2）測定結果が公表されていないため、空欄としている。

出典：「令和 4 年版宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、令和 5 年 1 月）

「令和５年版宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、令和６年６月）

「公共用水域の水質測定結果【速報値】」（宮城県、閲覧：令和６年８月）

表 3.1.2-3　環境基準点における健康項目基準値超過の状況(超過数/検体数)

吉田川上流魚板橋 *(令和4年)*

Cd	CN	Pb	Cr^{6+}	As	T－Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl_4	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP	TMTD	CAT	TBC	C_6H_6	Se	F	B	$N\text{-}NO_{3,2}$	$C_4H_8O_2$
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2

吉田川下流二子屋橋 *(令和３年[注2])*

Cd	CN	Pb	Cr^{6+}	As	T－Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl_4	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE
0/2	0/2	0/6	0/2	0/6	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1

1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP	TMTD	CAT	TBC	C_6H_6	Se	F	B	$N\text{-}NO_{3,2}$	$C_4H_8O_2$
0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/4	0/1

注1）Cd：カドミウム、CN：全シアン、Pb：鉛、Cr^{6+}：六価クロム、As：砒素、T－Hg：総水銀、R-Hg：アルキル水銀、PCB：ポリ塩化ビフェニル、DCM：ジクロロメタン、CCl_4：四塩化炭素、1,2DCE：1,2-ジクロロエタン、1,1DCE：1,1-ジクロロエチレン、C-1,2DCE：ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1TCE：1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCE：1,1,2-トリクロロエタン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、1,3DCP：1,3-ジクロロプロペン、TMTD：チウラム、CAT：シマジン、TBC：チオベンカルブ、C_6H_6：ベンゼン、Se：セレン、F：ふっ素、B：ほう素、$N\text{-}NO_{3,2}$：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、$C_4H_8O_2$：1,4-ジオキサン

注2）令和4年の測定値は公表されていない。

出典：*「公共用水域の水質測定結果【速報値】」（宮城県、閲覧：令和６年８月）*

「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

環境基準の類型指定の状況及び生活環境項目の水質基準値、健康項目の環境基準値は表 3.1.2-4～表 3.1.2-6、水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.1.2-7 及び表 3.1.2-8 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺の関係法令（水質汚濁防止法等）に基づく届け出施設の分布は図 3.1.2-3 に示すとおりである。

表 3.1.2-4　水質に係る環境基準の類型指定状況

水域名	環境基準点等の場所	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関
吉田川上流	魚板橋	A	直ちに達成	S48.5.29	宮城県
吉田川下流	二子屋橋	B	5 年以内で可及的速やかに達成	S48.5.29	宮城県

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.2-5　環境基準点における生活環境項目の水質基準値

類型	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (CFU/100mL)
河川A	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
河川B	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下

※大腸菌群数（MPN/100mL）は，令和 4 年 4 月から大腸菌数（CFU/100mL）に変更された（湖沼、海域もこれと同様）。

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.2-6　人の健康の保護に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1　基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とする。
2　「検出されないこと」とは，測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4　硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、「要監視項目」より、平成 11 年 2 月移行された。
5　1,4-ジオキサンは「要監視項目」より、平成 21 年 2 月移行された。
6　カドミウムは平成 23 年 10 月から基準値が 0.01 から 0.003 に変更された。
7　トリクロロエチレンは平成 26 年 11 月から基準値が 0.03 から 0.01 に変更された。
8　六価クロムは令和 4 年 4 月から基準値が 0.05 から 0.02 に変更された。

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.2-7　水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

一律排水基準		地下浸透基準
種類又は項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03	0.001
シアン化合物	1	0.1
有機りん化合物	1	0.1
鉛及びその化合物	0.1	0.005
六価クロム化合物	0.5	0.04
砒素及びその化合物	0.1	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005
PCB	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.1	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002
四塩化炭素	0.02	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	1	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.0002
チウラム	0.06	0.0006
シマジン	0.03	0.0003
チオベンカルブ	0.2	0.002
ベンゼン	0.1	0.001
セレン及びその化合物	0.1	0.002
ふっ素及びその化合物	海域 15	0.2
	その他 8	
ほう素及びその化合物	海域 230	0.2
	その他 10	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 （アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100	アンモニア性窒素：0.7 亜硝酸性窒素：0.2 硝酸性窒素：0.2
1,4-ジオキサン	0.5	0.005

注 1）単位は全て mg/L である。
注 2）温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。
注3）地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件。
出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

表 3.1.2-8　水質汚濁防止法に基づく排水基準（一般項目）

一律排水基準	
種類又は項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域 5.0～9.0
	その他 5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量(COD)	160（日間平均 120）
浮遊物質(SS)	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分)	鉱油類含有量 5
	動植物油脂類含有量 30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数	日平均 3,000 個/cm^3
窒素含有量	120（日間平均 60）
燐含有量	16（日間平均　8）

注 1）単位は、pH・大腸菌を除き、全て mg/L である。
注 2）一般項目の排出基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
注 3）生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
注 4）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
注 5）窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
注 6）燐（りん）含有量についての排出基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンに著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に限って適用する。
出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

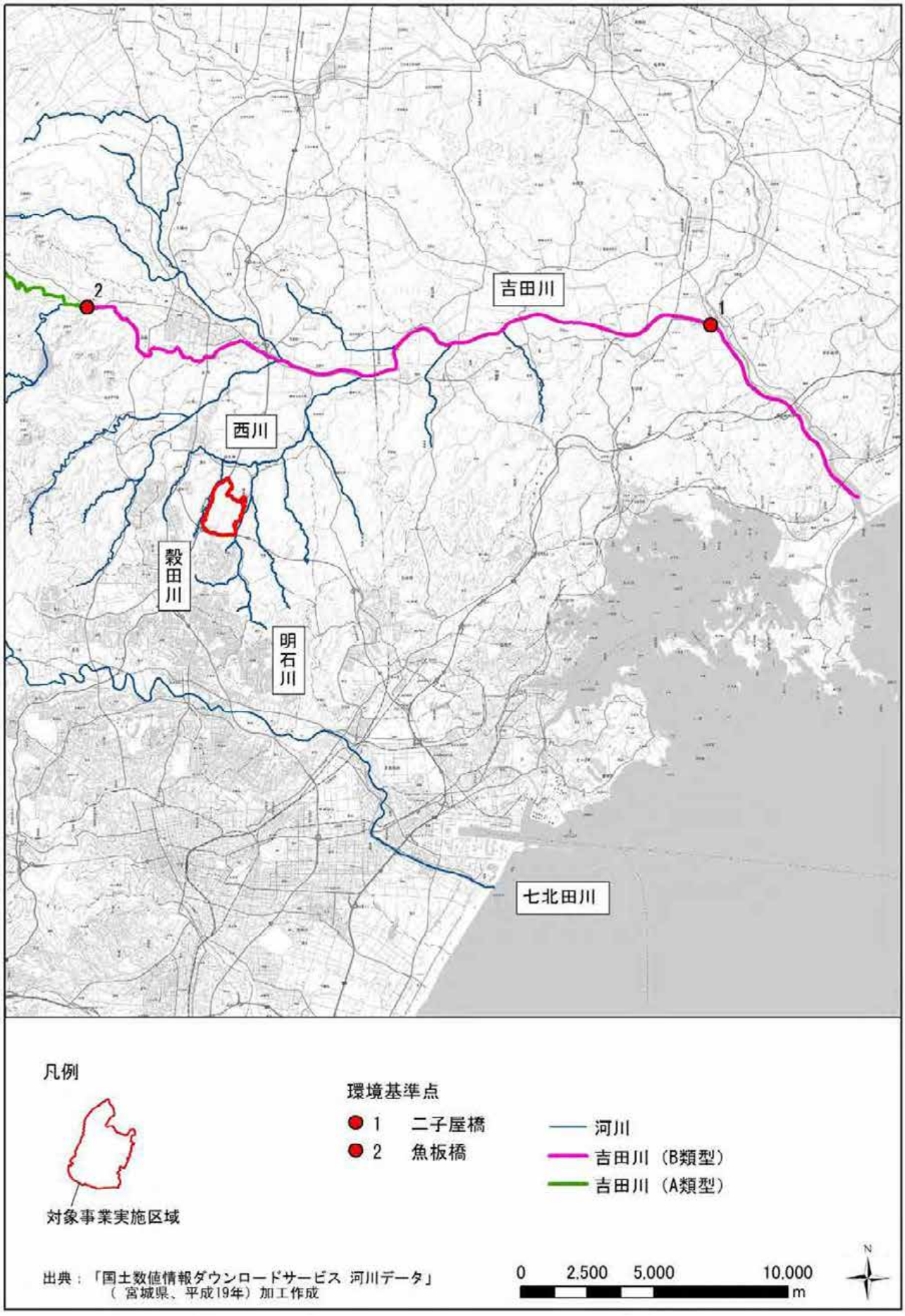

図 3.1.2-2　環境基準類型指定状況及び環境基準点位置

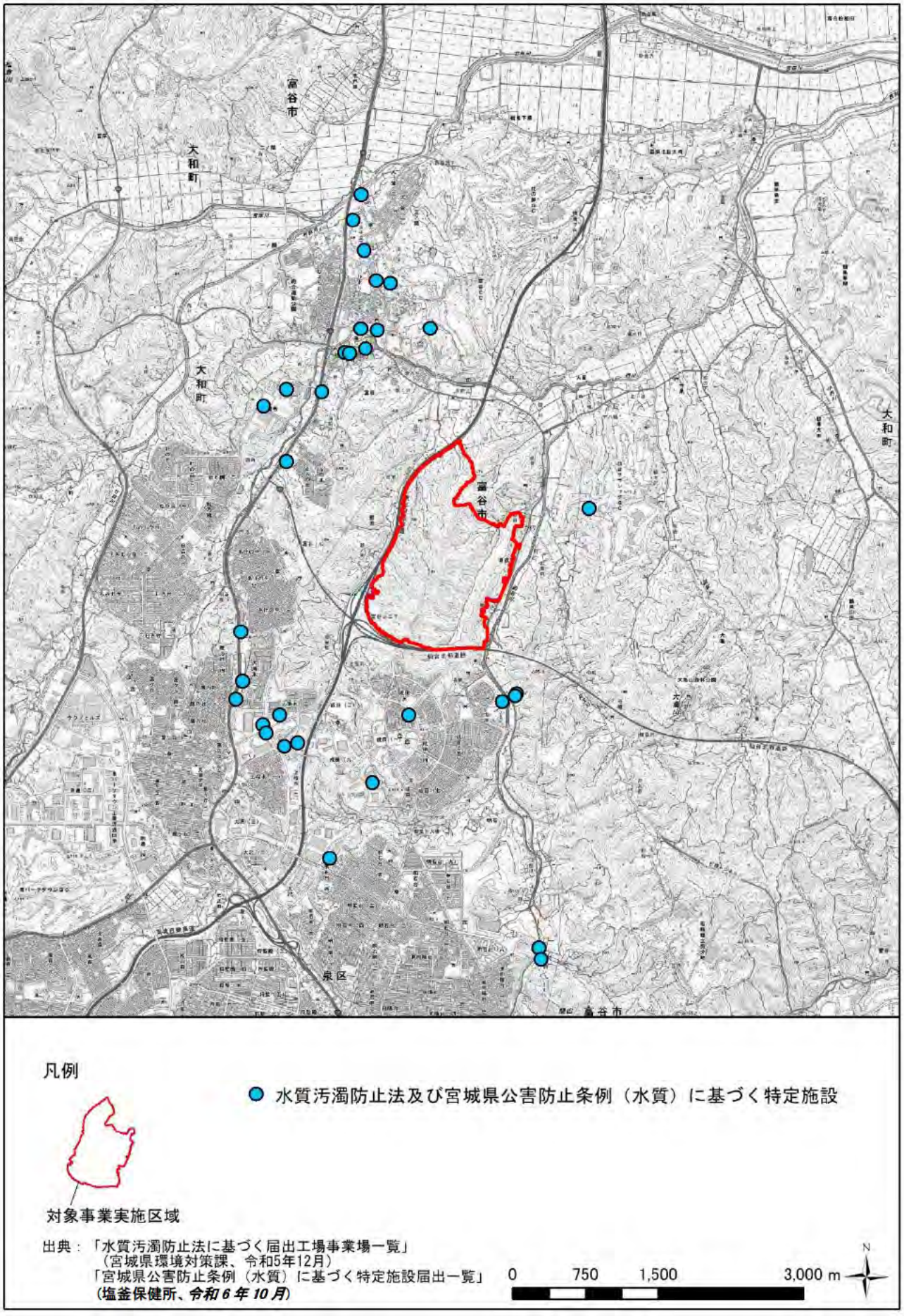

図 3.1.2-3　*水質関係規制法令に基づく特定施設*

(3) 地下水

[1] 調査すべき情報

地下水の状況、法令等に基づく規制の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

水質に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・「*令和５年*版宮城県環境白書(資料編)」

[4] 調査結果

(ｱ) 地下水の状況

対象事業実施区域及びその周辺では地下水の測定は行われていない。

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値は表 3.1.2-9 に示すとおりである。

表 3.1.2-9　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考　1　基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とする。
　　2「検出されないこと」とは，測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

3. 土壌及び地盤の状況

[1] 調査すべき情報

土壌の区分及び分布状況、法令等に基づく規制の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

土壌に係る以下の資料を収集することにより実施した。

・「*令和５年*版宮城県環境白書(資料編)」

・「土地分類基本調査　吉岡」（国土調査 宮城県，昭和 54 年）

[4] 調査結果

(ｱ) 土壌の区分及び分布状況

調査地域に分布する表層土壌の状況は図 3.1.3-3-1 及び図 3.1.3-2 に示すとおりであり、尾根筋に富谷 1 統、斜面部に富谷 2 統、谷部に上兵庫統が分布している。各土壌の概説は表 3.1.3-1 に示すとおりである。

表 3.1.3-1　土壌概説

土壌統群	概説	土壌統	概説
褐色森林土壌	台地上あるいは傾斜面の下部に分布するが、殆どが畑地として利用されており、表層は暗褐色を呈し、その下は黄褐色の土層になる。礫層は殆どなく、土性は強粘質～壌質にわたっている。母材は固結堆積岩に由来するが、堆積様式は台地上では残積が多く、緩傾斜面では崩積性である。	富谷1統	富谷市、大郷町全域に分布し、砂岩を母材とする土壌で、比較的斜面の変化に富んでいるため、尾根筋の凸斜面はやや乾燥型の B_D(d)型土壌を形成している。二次林の広葉樹に天然のアカマツが混じっており、その生育は普通である。
		富谷2統	富谷1統が尾根筋の凸斜面に分布しているのに対し、富谷2統は中腹から山脚にかけての沢筋や、谷頭の凹斜面に見られる適潤性の B_D 型土壌を形成しており、スギやヒノキの人工林が多く見られその生育は概して良好である。特にヒノキの造林は砂岩を母材とする緩斜面で良好である。
グライ土壌	山間部に発達した吉田川支流の小河川に沿った沖積低地の大部分が該当する。細粒グライ土壌より鉄の酸化沈積物も下層まで認められ、グライ層の発達も弱く、排水条件もやや良好である。	上兵庫統	河川の沖積地及び谷底地などに広く分布する。表層は灰色の土層からなるが、下層は青灰色の還元土壌である。土性は概ね壌質で構造の発達もあり、鉄の斑紋も上層には見られる。

出典：「土地分類基本調査　吉岡」（国土調査 宮城県、昭和 54 年）

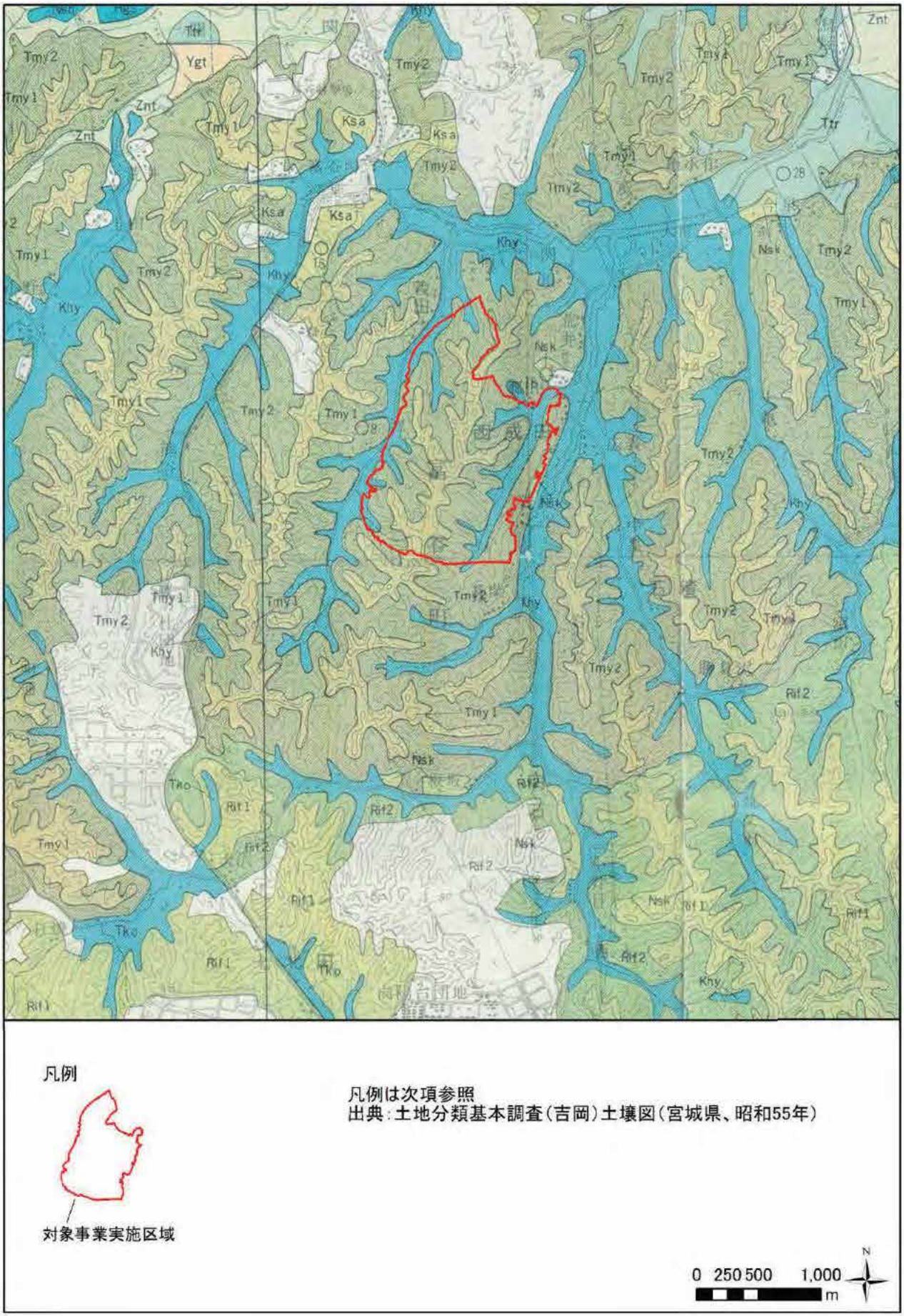
凡例
対象事業実施区域
凡例は次項参照
出典：土地分類基本調査（吉岡）土壌図（宮城県、昭和55年）
0 250 500 1,000
m
N

図 3.1.3-3-1　土壌図

山地および丘陵地地域の土壌
Mountain and Hill land soils
岩石地
Rocky land
黒ボク土壌
Ando soils
Ysd1
吉田1統
Yoshida1
淡色黒ボク土壌
Pale ando soils
Ysd2
吉田2統
Yoshida2
乾性褐色森林土壌
Dry brown forest soils
Och1
落合1統
Ochiai1
黄褐系乾性褐色森林土壌
Yellowish dry brown forest soils
Iga
伊賀統
Iga
赤褐系乾性褐色森林土壌
Reddish dry brown forest soils
Och2
落合2統
Ochiai2
褐色森林土壌
Brown forest soils
Myt
宮床統
Miyatoko
Tmy1
富谷1統
Tomiya1
Tmy2
富谷2統
Tomiya2
黄褐系褐色森林土壌
Yellowish brown forest soils
Rif1
利府1統
Rifu1
Rif2
利府2統
Rifu2
耕地土壌
Cultivated soils
黒ボク土壌
Ando soils
Nmr
野々村統
Nonomura
多湿黒ボク土壌
Ando soils (Wet)
Hk
樋ノ口統
Hinokuchi
Ago
上尾統
Ageo
Tkm
時庭統
Tokiniwa
黒ボクグライ土壌
Ando gley soils
Ygh
八木橋統
Yaginashi
褐色森林土壌
Brown forest soils
Ksa
小坂統
Kosaka
Tra
寺ノ尾統
Terano
Nak
長坂統
Nagasaka
Kyb
萱場統
Kayaba
赤色土壌
Red soils
Tbr
塔原統
Tobara
黄色土壌
Yellow soils
Tdn
蓼沼統
Tadenuma
Kzs
風透統
Kazasuki
褐色低地土壌
Brown lowland soils
Snk
新戒統
shinkai
Yat
尾形統
Yogata
細粒灰色低地土壌
Gray lowland soils (fine textured)
Kmj
鴨嶋統
Kamojima
Ogt
緒方統
Ogata
Kan
金田統
Kaneda
Ttr
多々良統
Tatara
灰色低地土壌
Gray lowland soils
Znt
善通寺統
Zentsuji
粗粒灰色低地土壌
Gray lowland soils (coarse textured)
Toy
豊中統
Toyonaka
Ak
赤池統
Akaike
Kay
柏山統
Kayama
細粒グライ土壌
Gley soils (fine textured)
Fs
富岩亀統
Fusoki
Nsh
西山統
Nishiyama
Hg
東頭統
Higashiura
Aso
浅津統
Asozu
グライ土壌
Gley soils
Tko
滝尾統
Takio
Khy
上兵庫統
Kamihyogo
Hor
幌内統
Horonai
粗粒グライ土壌
Gley soils (coarse textured)
Ywt
八幡統
Yawata
低位泥炭土壌
Peat soils (lawmoor)
Nag
長富統
Nagatomi
Ynk
谷中統
Yanaka
黒泥土壌
Muck soils
Tgj
田貝統
Togai
Igw
井川統
Igawa
Ebo
烏帽子統
Eboshi

図 3.1.3-2　土壌図凡例

(ｲ) 関係法令等に基づく規制の状況

土壌の汚染に係る環境基準は表 3.1.3-2 に示すとおりである。調査地域には土壌汚染の指定地域は無い。また、過去の土地利用状況において、成田九丁目五番一号の一部が形質変更時要届出区域に指定されていたが、平成 29 年 9 月に指定は解除されている。

表 3.1.3-2　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルポリマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注)

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては告示（平成 3 年 8 月 23 日環告 46（最近改正平成 13 年 3 月 28 日））に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
5. 1，2 - ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又 は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、 5.2 又は 5.3.1 に より測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、*令和６年６月*）

4. 地形及び地質の状況

[1] 調査すべき情報

地形及び地質の区分並びに分布状況、重要な地形及び地質の分布並びに概況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

地形及び地質に係る以下の資料の収集及び現地踏査により実施した。

- 「土地分類基本調査　吉岡」（宮城県、昭和 54 年）
- 「日本の地形レッドデータブック・第 1 集」（小泉武栄・青木賢人編 古今書院、平成 12 年 12 月）
- 「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、昭和 61 年）

[4] 調査結果

(ｱ) 地形及び地質の区分並びに分布状況

調査地域における地形の状況は図 3.1.4-1 及び図 3.1.4-2 に示すとおりであり、西川や明石川等の河川沿いに河岸平野・谷底平野が分布しており、それ以外は丘陵地が分布している。山脚には部分的に低位段丘上段及び下段が点在している。

調査地域における地質の状況は図 3.1.4-3 及び図 3.1.4-4 に示すとおりであり、西川や明石川等の河川沿いに沖積平野堆積物が分布しており、尾根部には大松沢層や七北田層、青麻層、宮床凝灰岩が分布している。

(ｲ) 重要な地形及び地質の分布並びに概況

日本の地形レッドデータブック及び第 3 回自然環境保全基礎調査の自然環境情報図によれば、調査地域には重要な地形及び地質としてあげられているものはない。ただし、対象事業実施区域は市街地と隣接した自然地形と里山環境を保持している丘陵地形である。

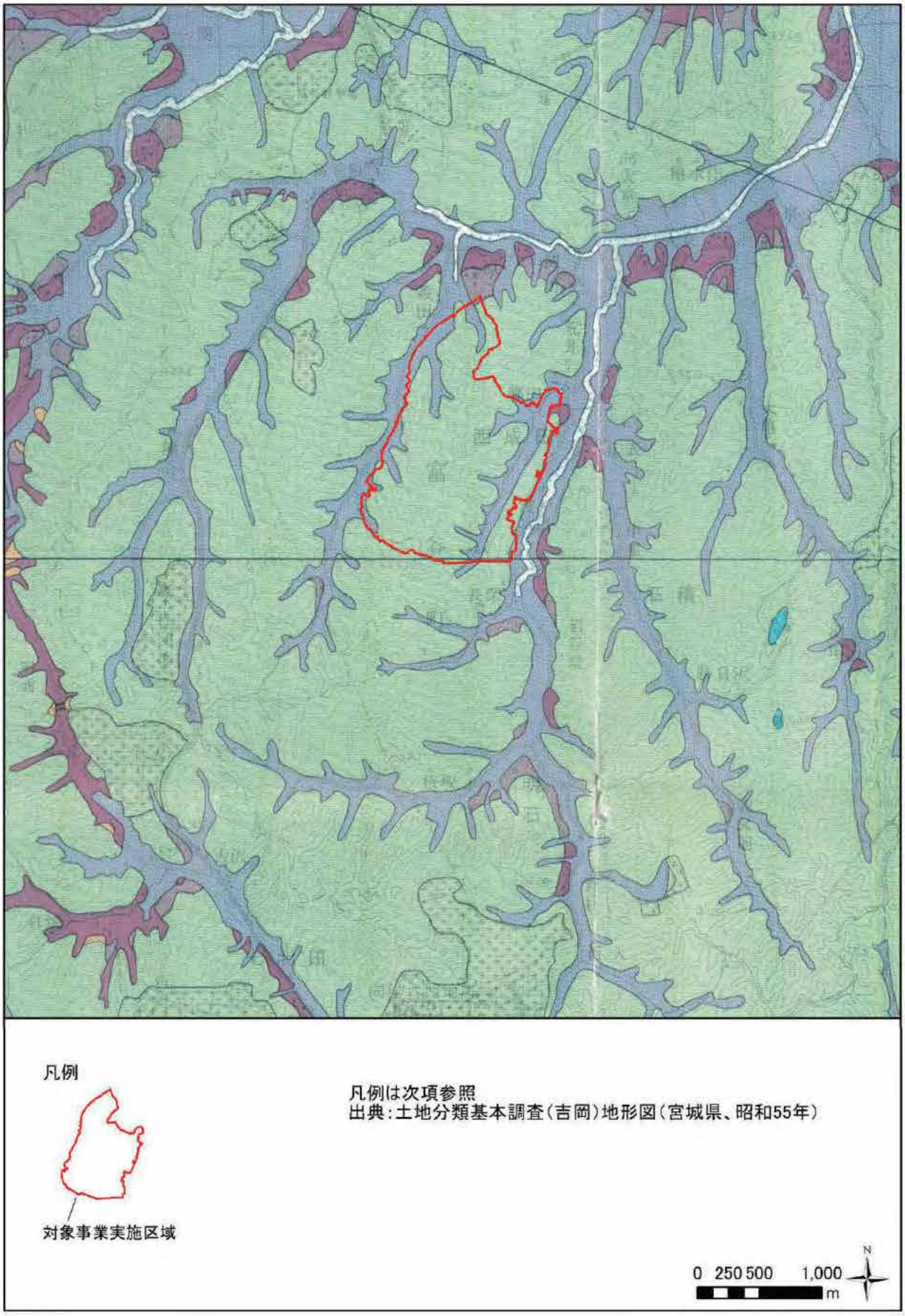
凡例
対象事業実施区域
凡例は次項参照
出典：土地分類基本調査（吉岡）地形図（宮城県、昭和55年）
0 250 500 1,000
m
N

図 3.1.4-1　地形分類図

図 3.1.4-2　地形分類図凡例

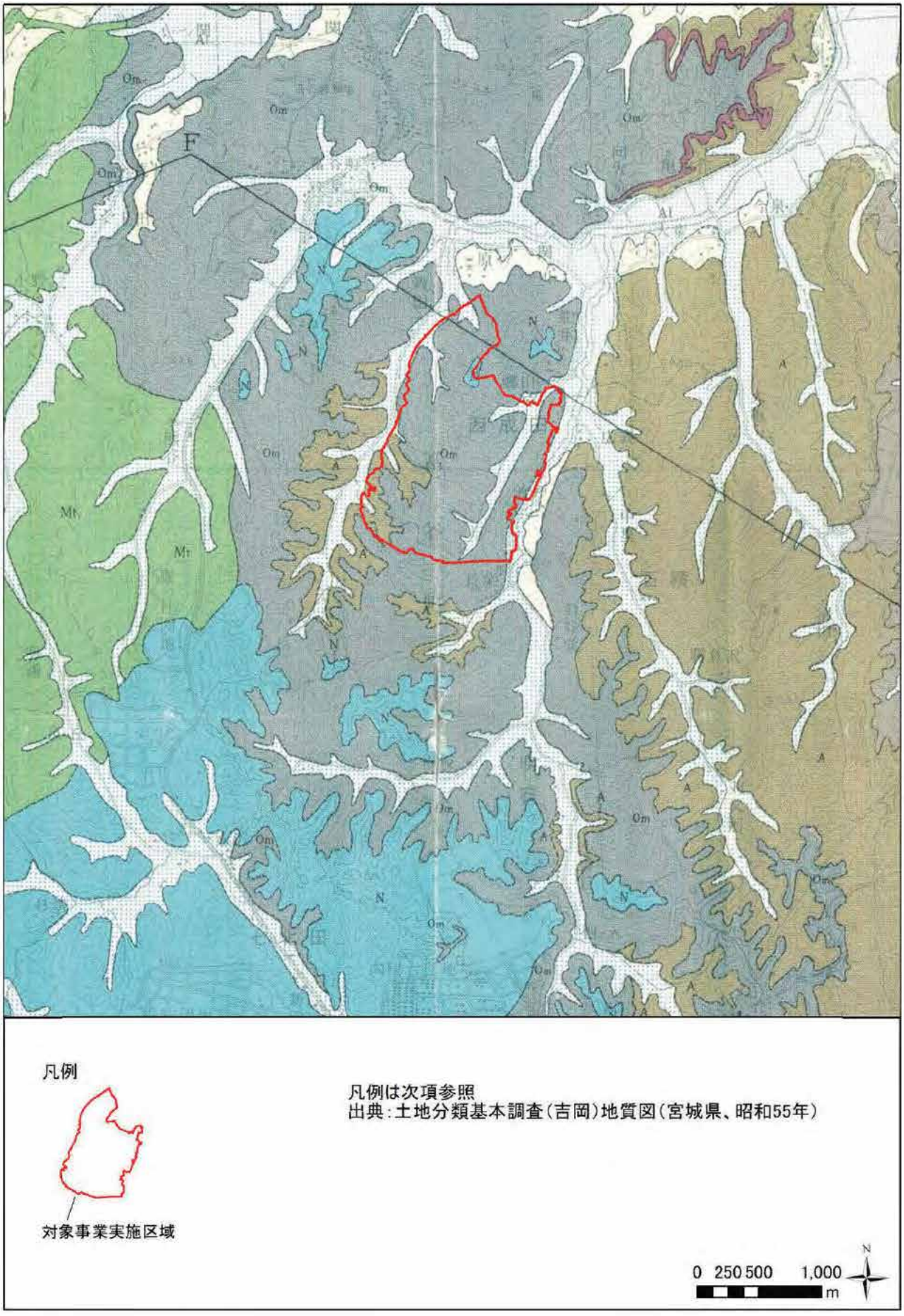
凡例
対象事業実施区域
凡例は次項参照
出典：土地分類基本調査（吉岡）地質図（宮城県、昭和55年）
0 250 500 1,000
m
N

図 3.1.4-3　表層地質図

岩片としてのかたさ Hardness of rock masses		岩体としてのかたさ Hardnese of rock material	
a	はなはだやわらかい Very soft	1	はなはだやわらかい Very soft
b	やわらかい Soft	2	やわらかい Soft
c	ややわらかい Less soft	3	ややわらかい Less soft
d	ややかたい Less hard	4	ややかたい Less hard
e	かたい Hard	5	かたい Hard
f	はなはだかたい Very hard	6	はなはだかたい Very hard

図 3.1.4-4　表層地質図凡例

5. 動物の生息又は生育の状況

(1) 動物相の状況

[1] 調査すべき情報

調査すべき情報は、陸上動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）、底生生物（魚類等の遊泳動物・底生動物）とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

動物相に係る以下の資料の収集により実施した。

①：県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書（宮城県、平成 5 年）
②：（仮称）富谷町大清水土地区画整理事業環境影響調査書（富谷町大清水土地区画整理組合設立準備委員会、平成 11 年）
③：富谷町南土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町南土地区画整理組合発起人会、昭和 54 年）
④：富谷町西部土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町西部土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 55 年）
⑤：大和・富谷土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（案）（大和・富谷土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 61 年）
⑥：富谷町明石台土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（富谷町明石台土地区画整理組合準備委員会、昭和 61 年）
⑦：富谷町成田土地区画整理事業環境影響評価報告書（富谷町成田土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 62 年 9 月）
⑧：レインボーヒルズゴルフクラブ富谷コース開発事業環境影響評価調書（株式会社ライフサービス、平成元年）
⑨：杜の都ゴルフ倶楽部鶴巣コース環境影響評価調査報告書（開発工業株式会社、平成 3 年）
⑩：動植物分布調査（生物多様性調査　種の多様性調査）自然環境調査 Web-GIS（第 2 回～第 6 回調査）（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 6 月）第２回自然環境保全基礎調査（環境庁、昭和 56 年）
⑪：宮城県環境基本計画（宮城県、平成 9 年）
⑫：宮城県の鳥類分布（財団法人日本野鳥の会宮城県支部、平成 14 年）
⑬：宮城県の野生哺乳動物（宮城野生動物研究会、平成 8 年）
⑭：宮城県の両生類・は虫類（宮城野生動物研究会、平成 12 年）
⑮：宮城県蛾類目録（宮城昆虫地理研究会、平成 21 年）
⑯：宮城県トンボ目録（柳田則明、平成 29 年）
⑰：宮城県の甲虫（渡部徳、平成元年）
⑱：宮城県昆虫分布資料 1,3～26（保谷忠良、平成元年～17 年）

[4] 調査結果

(7) 動物相の状況

調査地域の含まれる富谷丘陵は、仙台平野の南東部、仙台市中心部の北側に位置する松島丘陵に含まれる里山地域で、なだらかな起伏の有る丘部はクリ・コナラ等の落葉広葉樹林、スギ・ヒノキ植林に被われ、谷部は流路や湿地環境であるが、ほとんどは水田を中心とした耕作地となっており、集落も形成されている。これらの環境には東北地方の太平洋側丘陵地と同様な動物相が見られ主要な生息環境となっているが、仙台市に隣接する地域では1980年代頃からの住宅団地あるいは工業団地の開発で丘陵地の減少が見られる。

資料に基づいて対象事業実施区域周辺で確認されている主な動物を分類群ごとに整理すると以下のとおりである。

a. 哺乳類

哺乳類は森林域ではテン、ニホンリス等が広い範囲で確認されており、タヌキ、キツネ、ノウサギといった樹林から草地環境まで広い環境を利用する中型哺乳類も各地で確認されている。耕作地や草地ではモグラ、ハタネズミ、流水環境周辺ではイタチ等も確認されており、大型哺乳類のカモシカも少ないながら生息が確認されている。

b. 鳥類

鳥類は、樹林環境ではヒヨドリ、シジュウカラ、メジロ、エナガといった森林性種、疎林や林縁部ではホオジロ、ウグイス、アオジといった藪、低木林を好む種等が広く確認されている。水田や周囲の集落では、スズメ、ツバメ、ムクドリ、ハシボソガラス等が、流水環境や溜め池等ではカルガモ等のカモ類、セキレイ類等も確認されている。また、猛禽類としてはオオタカ、ノスリ、サシバなどが確認されている。

c. 爬虫類

爬虫類は、水域周辺に多い両生類、森林にみられる鳥類や昆虫類等各種小動物を食物資源とするものが中心で、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシといったヘビ類、カナヘビ等トカゲ類といった種が確認されており、水域ではクサガメも見られる可能性がある。

d. 両生類

両生類は、水田、水路等水域周辺を生息地とするアマガエル、ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル、ウシガエル等のカエル類が確認されている。また、溜め池等の止水環境にはクロサンショウウオ、沢等流水環境付近はトウホクサンショウウオの繁殖地となっている場所もある。

e. 昆虫類

昆虫類は極めて多い種類数を有する動物群であり、多数の種が確認されている。丘陵地の広い面積を占める落葉広葉樹を中心とした樹林では、ゴマフカミキリ、クロナガオサムシ、ヤブキリ、コミスジ、サトキマダラヒカゲといった種が、草地環境～人里周辺ではナミアゲハ、モンシロチョウ、オンブバッタ、クロヤマアリ、セアカヒラタゴミムシといった種が、湿地環境

ではトンボ類、ゲンゴロウ類、ガムシ類といった水生昆虫類の生息が確認されている。

f. 魚類

溜め池、水路といった水環境では、オイカワ、アブラハヤ、コイ、ドジョウ等が生息し、外来種であるオオクチバス、カムルチーといった種も記録されている。また、吉田川等ではサケの遡上が知られている。

g. 底生動物

底生動物ではヌマエビ類、海域との移動性を有するモクズガニ、外来種のアメリカザリガニ等甲殻類、マルタニシ、モノアラガイ等貝類等が確認されている。水生昆虫類は、特に流水環境ではサナエトンボ科の幼虫、トビケラ類、カワゲラ類等の各種の幼虫が、止水環境では、ショウジョウトンボ、シオカラトンボ等トンボ科等の幼虫、マツモムシ、ミズカマキリ等水生カメムシ類等の昆虫類が確認されている。

h. 対象事業実施区域の状況

対象事業実施区域はほぼ全域が丘陵地形であり、落葉広葉樹やスギ、ヒノキ等の植林で被われており、谷部には細流や湿潤地が見られため池も存在する。したがって、上記したような動物相のうち、森林性の種が中心となった動物相の中に水域に生息する小動物が加わった動物相が形成されているものと考えられる。

樹林の連続性では、東西方向及び北側では周辺丘陵地との連続性が見られるものの、詳細に見ると、西側は東北自動車道で、東側は一般県道仙台三本木線及び人工的に改修されている明石川で分断されており、地上を徘徊する哺乳類等にとっては周辺地域との移動が困難な環境となっている。

(ｲ) 分類群別資料調査結果

a. 哺乳類

調査地域における哺乳類の概況は表 3.1.5-1 に示すとおりである。小型のヒミズやアカネズミ、中型のタヌキやキツネ、大型のカモシカなど 6 目 12 科 21 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-1 哺乳類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬
モグラ	トガリネズミ	ジネズミ												○
	モグラ	ヒミズ		○			○	○	○	○		○		
		アズマモグラ	○	○	○			○		○	○	○		
サル	オナガザル	ニホンザル										○		
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ネズミ	リス	ニホンリス	○	○	○	○	○		○		○	○	○	
	ヤマネ	ヤマネ												○
	ネズミ	ヤチネズミ			○									
		ハタネズミ	○					○				○		
		アカネズミ		○			○		○	○	○	○		
		ヒメネズミ	○	○	○				○		○			
		クマネズミ						○						
		ドブネズミ			○			○		○				
ネコ	クマ	ツキノワグマ										○		
	イヌ	タヌキ	○	○	○		○		○	○	○	○	○	
		キツネ	○	○			○		○	○	○	○	○	
	イタチ	テン		○			○		○			○		
		イタチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ニホンアナグマ					○		○	○		○		
	ジャコウネコ	ハクビシン		○								○		
ウシ	ウシ	カモシカ		○			○		○			○		
6 目	12 科	21 種	8 種	12 種	8 種	3 種	10 種	7 種	11 種	9 種	8 種	15 種	4 種	3 種

b. 鳥類

調査地域における鳥類の概況は表 3.1.5-2 に示すとおりである。ダイサギやカルガモ、ハクセキレイなどの水辺に生息する種、コゲラやヤマガラなどの樹林に生息する種、ツグミやホオジロなどの草地や農耕地に生息する種、オオタカやサシバなどの生態系上位種など、16 目 45 科 143 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-2 (1/4)　鳥類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
カモ	カモ	ヒシクイ										○		○
		コハクチョウ									○			○
		オオハクチョウ									○			○
		オシドリ										○	○	○
		トモエガモ												○
		ヨシガモ												○
		ヒドリガモ												○
		カルガモ	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		マガモ	○					○		○		○	○	○
		オナガガモ												○
		コガモ	○				○			○				○
		ホシハジロ	○											○
		キンクロハジロ	○											○
		ホオジロガモ												○
		ミコアイサ	○											○
		カワアイサ	○											○
キジ	キジ	ヤマドリ	○	○	○		○		○	○	○			
		キジ	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			○	○		○	○			○	○	○
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		○						○				
		アマツバメ	○	○						○				○
カッコウ	カッコウ	ジュウイチ												○
		ホトトギス	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
		ツツドリ					○		○			○	○	○
		カッコウ	○		○	○	○			○		○	○	○
ハト	ハト	キジバト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ツル	クイナ	バン			○				○					
		ヒクイナ												○
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	○	○			○				○	○	○	○
チドリ	チドリ	タゲリ												○
		コチドリ		○								○	○	
	シギ	ヤマシギ	○											○
		オオジシギ										○	○	
		タシギ								○				○
		イソシギ									○			○
		クサシギ	○											
		キアシシギ	○											
	カモメ	ウミネコ												○
ペリカン	サギ	ヨシゴイ	○											
		ゴイサギ	○	○		○				○	○			○

表 3.1.5-2 (2/4)　鳥類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
ペリカン	サギ	ササゴイ	○	○		○								○
		アマサギ								○				
		アオサギ									○			○
		ダイサギ		○										○
		コサギ	○			○				○	○			○
タカ	ミサゴ	ミサゴ		○										○
	タカ	ハチクマ												○
		クマタカ												○
		ツミ	○											○
		ハイタカ	○	○						○				○
		オオタカ	○	○						○				○
		チュウヒ												○
		ハイイロチュウヒ												○
		トビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		サシバ	○	○			○							○
		ケアシノスリ												○
		ノスリ	○	○	○			○	○	○	○	○		○
フクロウ	フクロウ	アオバズク			○									
		オオコノハズク			○					○				
		フクロウ	○		○						○			○
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	○	○						○		○	○	○
		ヤマセミ									○			○
キツツキ	キツツキ	コゲラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アカゲラ	○	○		○		○	○		○	○	○	○
		アオゲラ	○	○	○	○		○			○	○	○	○
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ								○				○
		コチョウゲンボウ												○
		チゴハヤブサ												○
		ハヤブサ	○							○		○		○
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	○			○			○			○	○	○
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○						○	○		○	○	○
	モズ	チゴモズ			○									
		アカモズ			○									
		モズ	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	カラス	カケス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		オナガ	○		○	○	○		○	○	○	○		○
		ミヤマガラス												○
		ハシボソガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ハシブトガラス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	レンジャク	キレンジャク												○
	シジュウカラ	ヒガラ	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○
		ヤマガラ	○	○	○				○	○	○			○
		コガラ	○	○	○						○	○	○	○
		シジュウカラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヒバリ	ヒバリ	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ツバメ	ツバメ	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		イワツバメ	○	○	○	○		○		○	○			○

表 3.1.5-2 (3/4)　鳥類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
スズメ	ウグイス	ウグイス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ヤブサメ	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	エナガ	エナガ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ムシクイ	センダイムシクイ	○		○	○	○					○	○	○
		エゾムシクイ	○											○
	ヨシキリ	オオヨシキリ	○		○	○		○	○			○	○	○
	セッカ	セッカ			○			○				○	○	
	メジロ	メジロ	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○
	キクイタダキ	キクイタダキ	○	○	○	○			○	○	○	○		○
	ミソサザイ	ミソサザイ	○	○		○				○				○
	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	○											○
	ムクドリ	ムクドリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		コムクドリ	○		○					○				○
	ツグミ	トラツグミ	○		○									○
		クロツグミ	○		○	○						○	○	○
		マミチャジナイ	○											
		シロハラ	○											
		アカハラ		○	○							○	○	
		ツグミ	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	ヒタキ	コサメビタキ	○		○									
		オオルリ	○		○				○	○		○	○	○
		ノゴマ	○											○
		キビタキ	○	○	○							○	○	○
		ルリビタキ	○	○										○
		ジョウビタキ	○	○		○		○		○	○			○
		ノビタキ												○
	カワガラス	カワガラス										○	○	○
	スズメ	スズメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	イワヒバリ	カヤクグリ	○											○
	セキレイ	キセキレイ	○	○		○		○		○		○	○	○
		ハクセキレイ	○	○				○	○	○	○			○
		セグロセキレイ	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
		ビンズイ	○											○
		タヒバリ	○											○
	アトリ	アトリ	○			○								○
		シメ	○							○		○		○
		イカル	○	○				○	○			○	○	○
		ウソ	○	○		○						○		○
		ハギマシコ												○
		ベニマシコ	○	○		○			○	○				○
		オオマシコ												○
		カワラヒワ	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
		ベニヒワ	○											
		イスカ	○											○
		マヒワ	○	○	○	○		○						○
	ホオジロ	ホオジロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ホオアカ										○	○	○

表 3.1.5-2 (4/4)　鳥類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
スズメ	ホオジロ	ミヤマホオジロ	○	○										○
		ノジコ										○	○	○
		アオジ	○	○	○		○	○		○	○			○
		クロジ	○	○										○
		オオジュリン	○											
キジ	キジ	コジュケイ				○	○	○	○			○	○	○
ハト	ハト	ドバト										○		
16 目	***45*** 科	143 種	93 種	59 種	49 種	47 種	34 種	39 種	42 種	57 種	44 種	60 種	49 種	122 種

c. 爬虫類

調査地域における爬虫類の概況は表 3.1.5-3 に示すとおりであり、クサガメやニホンカナヘビ、シマヘビなど、2 目 5 科 9 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-3 爬虫類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑭
カメ	イシガメ	クサガメ	○											
有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				○	○	○	○	○		○		○
	カナヘビ	ニホンカナヘビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	ナミヘビ	シマヘビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		アオダイショウ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
		ジムグリ		○					○			○		○
		ヒバカリ												○
		ヤマカガシ	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
	クサリヘビ	ニホンマムシ			○		○	○	○	○	○			○
2 目	5 科	9 種	5 種	5 種	4 種	5 種	6 種	6 種	7 種	6 種	5 種	5 種	0 種	8 種

d. 両生類

調査地域における両生類の概況は表 3.1.5-4 に示すとおりであり、トウホクサンショウウオやアズマヒキガエル、ニホンアカガエルなど、2 目 6 科 14 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-4 両生類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑭
有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	○	○					○		○	○	○	○
		クロサンショウウオ	○	○			○		○	○	○	○	○	○
	イモリ	アカハライモリ	○	○			○	○	○		○	○		○
無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	○	○	○	○	○	○			○	○		○
	アマガエル	ニホンアマガエル	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
	アカガエル	タゴガエル								○				○
		ニホンアカガエル	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
		ヤマアカガエル	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
		トウキョウダルマガエル	○			○	○	○	○	○		○		○
		ウシガエル	○	○			○	○	○		○	○		○
		ムカシツチガエル	○			○	○		○	○	○	○		○
	アオガエル	シュレーゲルアオガエル		○					○	○		○		○
		モリアオガエル												○
		カジカガエル												○
2 目	6 科	14 種	10 種	9 種	3 種	6 種	9 種	7 種	10 種	7 種	8 種	11 種	2 種	14 種

e. 昆虫類

調査地域における昆虫類の概況は表 3.1.5-5 に示すとおりであり、18 目 207 科 1578 種の生息が確認されている。科数、種数ではチョウ目、コウチュウ目が多く、次いでハチ目、カメムシ目が多かった。

表 3.1.5-5　昆虫類の概況

目名	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑮		⑯		⑰		⑱	
	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
イシノミ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チャタテムシ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カゲロウ	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トンボ	4	5	7	26	2	6	7	16	9	30	6	19	9	35	9	23	9	30	10	88	0	0	0	0	10	30	0	0	10	52
カマキリ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハサミムシ	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カワゲラ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バッタ	0	0	9	21	0	0	0	0	0	0	10	17	9	18	3	4	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ナナフシ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カメムシ	11	23	32	106	1	4	0	0	4	7	1	5	22	58	3	5	11	24	2	35	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13
ヘビトンボ	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アミメカゲロウ	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
シリアゲムシ	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
トビゲラ	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チョウ	27	274	26	217	4	10	9	46	4	22	5	26	26	349	8	39	13	68	8	107	0	0	2	2	0	0	0	0	17	161
ハエ	0	0	21	47	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コウチュウ	24	113	42	283	1	4	0	0	0	0	10	33	26	100	9	24	17	50	5	17	0	0	0	0	0	0	3	17	7	52
ハチ	18	152	10	22	1	1	0	0	0	0	0	0	4	12	1	1	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	86科	570種	164科	743種	9科	25種	16科	62種	17科	59種	34科	102種	108科	588種	33科	96種	63科	193種	25科	247種	0科	0種	2科	2種	10科	30種	3科	17種	49科	282種

f. 魚類

調査地域における魚類の概況は表 3.1.5-6 に示すとおりであり、アブラハヤやホトケドジョウなど 7 目 14 科 34 種の生息が確認されている。

表 3.1.5-6 魚類の概況

目名	科名	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	○				○		○			○	
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ							○				
コイ	コイ	コイ	○					○		○		○	
		ゲンゴロウブナ	○									○	
		キンブナ	○				○	○		○		○	
		フナ類										○	
		ギンブナ	○	○		○	○	○	○		○	○	
		タナゴ										○	
		タイリクバラタナゴ	○									○	
		ハス										○	
		オイカワ										○	
		アブラハヤ	○			○	○		○			○	
		ウグイ										○	
		モツゴ						○			○	○	
		ビワヒガイ										○	
		タモロコ	○									○	
		カマツカ										○	
		ニゴイ										○	
	ドジョウ	ドジョウ類	○			○	○	○	○	○	○	○	
		ヒガシシマドジョウ	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	フクドジョウ	ホトケドジョウ	○	○					○	○		○	
ナマズ	ギギ	ギバチ							○			○	
	ナマズ	ナマズ							○				
サケ	アユ	アユ										○	
	サケ	サケ										○	
		サクラマス（ヤマメ）										○	
ダツ	メダカ	メダカ類						○				○	
スズキ	サンフィッシュ	オオクチバス										○	
	カジカ	カジカ										○	
		マハゼ										○	
	ハゼ	シマヨシノボリ		○									
		オオヨシノボリ										○	
		トウヨシノボリ類	○									○	
		ヨシノボリ属					○		○	○	○	○	
		ウキゴリ類	○									○	
		ジュズカケハゼ	○									○	
	タイワンドジョウ	カムルチー	○										
7 目	14 科	34 種	15 種	4 種	0 種	4 種	7 種	7 種	10 種	6 種	5 種	30 種	0 種

注）フナ類、トウヨシノボリ類、ヨシノボリ属は、同属種を含む場合にはカウントしていない。

g. 底生生物

調査地域における底生生物の概況は表 3.1.5-7 に示すとおりであり、水生昆虫が 8 目、その他甲殻類や貝類が 7 目確認されている。

表 3.1.5-7　底生生物の概況

目名	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪	
	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
カゲロウ			1	1																		
トンボ			2	3																		
カワゲラ	4	5	7	26																		
カメムシ	1	1	1	2							2	2										
アミメカゲロウ			1	1																		
コウチュウ			7	21							3	4										
ハエ			1	1							1	1										
トビケラ			2	2																		
8 目	5 科	6 種	22 科	57 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種	6 科	7 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種
ヨコエビ			1	1																		
エビ	3	3	2	2							3	4										
原始紐舌	1	2									1	1							2	2		
盤足	1	1	2	2																		
基眼	2	2									1	1							1	1		
マルスダレガイ											1	1							1	1		
イシガイ	1	2	2	2							1	2										
7 目	8 科	10 種	7 科	7 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種	7 科	9 種	0 科	0 種	0 科	0 種	0 科	0 種	4 科	4 種	0 科	0 種

(2) 重要な動物種リスト及び注目すべき生息地の状況

(2)-1 重要な動物種

[1] 調査すべき情報

調査すべき情報は、重要な動物種とした。

[2] 調査地域

調査地域は、「(1)動物相の状況」と同様とした。

[3] 調査方法

調査方法は、「(1)動物相の状況」の結果に示した文献から、表 3.1.5-8 に示す選定基準に基づき、重要な種を選定した。

表 3.1.5-8　重要な種（動物）の選定基準

選定基準		カテゴリー区分
Ⅰ	文化財保護法（昭和 26 年法律第 214 号）	天：天然記念物 特天：特別天然記念物
Ⅱ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
Ⅲ	環境省レッドリスト 2020（令和 2 年 環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅳ	宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016（平成 28 年 宮城県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 要：要注目種
Ⅴ	*「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2024 年版-」（令和６年 宮城県）*	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 要：要注目種

[4] 調査結果

選定した重要な種（動物）は表 3.1.5-9 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺における重要な動物種は、哺乳類がカモシカ等の 2 種、鳥類がオオタカ等の ***28 種***、両生類がトウホクサンショウウオ等の 7 種、昆虫類がウラギンスジヒョウモン等の 39 種、魚類がスナヤツメ類等の 14 種、貝類がオオタニシ等の 3 種が挙げられる。

なお、文献における重要種の確認範囲は図 3.1.5-1 に示したとおりであるが、調査した文献のうち、⑩～⑱は、対象事業実施区域を含む広域なメッシュや市町村名での表示であるため、図には表示していない。

表 3.1.5-9 (1/3)　重要な種（動物）

分類群	種名	選定基準				
		I	II	III	IV	V
哺乳類	ヤマネ	国天			NT	NT
	カモシカ	特天			要注目種	要注目種
鳥類	ヒシクイ	国天		VU	NT	VU
	オシドリ			DD		
	トモエガモ			VU		
	ヨタカ			NT	NT	VU
	ハリオアマツバメ				要注目種	NT
	ヒクイナ			NT	CR+EN	CR+EN
	オオジシギ			NT	NT	VU
	ヨシゴイ			NT	NT	NT
	ゴイサギ					***NT***
	コサギ					NT
	ミサゴ			NT		
	ハチクマ			NT	NT	VU
	クマタカ		国内	EN	CR+EN	VU
	ツミ				DD	DD
	ハイタカ			NT	NT	NT
	オオタカ			NT	NT	NT
	チュウヒ		国内	EN	NT	NT
	サシバ			VU	VU	VU
	アオバズク				VU	VU
	オオコノハズク				要注目種	NT
	ヤマセミ				要注目種	NT
	チゴハヤブサ				要注目種	NT
	ハヤブサ		国内/国際	VU	NT	
	サンショウクイ			VU	VU	
	チゴモズ			CR	CR+EN	CR+EN
	アカモズ		国内	EN	CR+EN	CR+EN
	カワガラス					***NT***
	ノジコ			NT	要注目種	NT
両生類	トウホクサンショウウオ			NT	NT	NT
	クロサンショウウオ			NT	LP	LP
	アカハライモリ			NT	LP	LP
	タゴガエル					NT
	ヤマアカガエル					NT
	トウキョウダルマガエル			NT	NT	NT
	ムカシツチガエル				NT	NT

表 3.1.5-9 (2/3)　重要な種（動物）

分類群	種名	選定基準				
		I	II	III	IV	V
昆虫類	オオセスジイトトンボ			EN	VU	VU
	オオモノサシトンボ			EN	CR+EN	CR+EN
	グンバイトンボ			NT	CR+EN	CR+EN
	アオハダトンボ			NT		
	カトリヤンマ				CR+EN	CR+EN
	オオトラフトンボ				VU	
	ハネビロエゾトンボ			VU	CR+EN	CR+EN
	ハッチョウトンボ				VU	VU
	ヒメアカネ				CR+EN	CR+EN
	ゴミアシナガサスガメ			VU		
	ズイムシハナカメムシ			NT		
	イトアメンボ			VU		
	ミヤケミズムシ			NT		
	コオイムシ			NT	NT	NT
	タガメ		国内	VU	CR+EN	CR+EN
	ギンイチモンジセセリ			NT		
	ウラギンスジヒョウモン			VU		
	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	NT	NT
	マークオサムシ			VU	CR+EN	CR+EN
	セアカオサムシ			NT	NT	NT
	クビナガキベリアオゴミムシ			DD		
	キベリマルクビゴミムシ			EN		
	シラハタキバナガゴミムシ				DD	DD
	ナミハンミョウ					NT
	クロゲンゴロウ			NT		
	ゲンゴロウ		国内	VU	NT	NT
	マルガタゲンゴロウ		国内	VU		
	ケシゲンゴロウ			NT		
	キベリクロヒメゲンゴロウ			NT		
	ルイスツブゲンゴロウ			VU	NT	NT
	シャープツブゲンゴロウ			NT		
	オオミズスマシ			NT		
	ガムシ			NT		
	ゲンジボタル				NT	NT

表 3.1.5-9 (3/3)　重要な種（動物）

分類群	種名	選定基準				
		I	II	III	IV	V
昆虫類	ヨツボシカミキリ			EN	CR+EN	CR+EN
	モンスズメバチ			DD		
	クロマルハナバチ			NT		
	アオスジハナバチ				CR+EN	CR+EN
	マイマイツツハナバチ			DD	VU	VU
魚類	スナヤツメ類			VU	NT	DD/NT
	ニホンウナギ			EN	NT	NT
	ゲンゴロウブナ			EN		
	キンブナ			VU		VU
	ギンブナ			CR		
	タナゴ			EN	CR+EN	CR+EN
	ハス			VU		
	ドジョウ類			VU		
	ホトケドジョウ			EN	NT	NT
	ギバチ			VU	NT	NT
	サクラマス（ヤマメ）			NT		
	メダカ類			VU	NT	NT
	カジカ			NT		
	ジュズカケハゼ			CR		NT
底生動物	オオタニシ			NT		
	モノアラガイ			NT		
	マシジミ			VU	DD	DD

注)選定基準

I.天然記念物; 文化財保護法等で天然記念物に指定されるもの

国天 : 国指定天然記念物

II.種の保存法 :「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において希少野生動植物種に指定されるもの

国内 : 国内希少野生動植物種(本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種)

国際 : 国際希少野生動植物種(国内希少野生動植物種以外の種で「ワシントン条約」の付属書 1 に掲載された種、「渡り鳥等保護条約」に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種。)

III.環境省 RL ;「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 環境省)

EX:絶滅、EN:野生絶滅、CR : 絶滅危惧ⅠA類、EN : 絶滅危惧ⅠB類、CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類、VU : 絶滅危惧Ⅱ類、NT : 準絶滅危惧、DD : 情報不足、LP : 絶滅のおそれのある地域個体群

IV.宮城県 RDB；宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016(平成 28 年 宮城県)

EX:絶滅、EN:野生絶滅、CR : 絶滅危惧ⅠA類、EN : 絶滅危惧ⅠB類、CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類、VU : 絶滅危惧Ⅱ類、NT : 準絶滅危惧、DD : 情報不足、LP : 絶滅のおそれのある地域個体群、要注目種

V.宮城県 RL ; 宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2024 年版-(令和 6 年 宮城県)

EX:絶滅、EN:野生絶滅、CR : 絶滅危惧ⅠA類、EN : 絶滅危惧ⅠB類、CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類、VU : 絶滅危惧Ⅱ類、NT : 準絶滅危惧、DD : 情報不足、LP : 絶滅のおそれのある地域個体群、要注目種

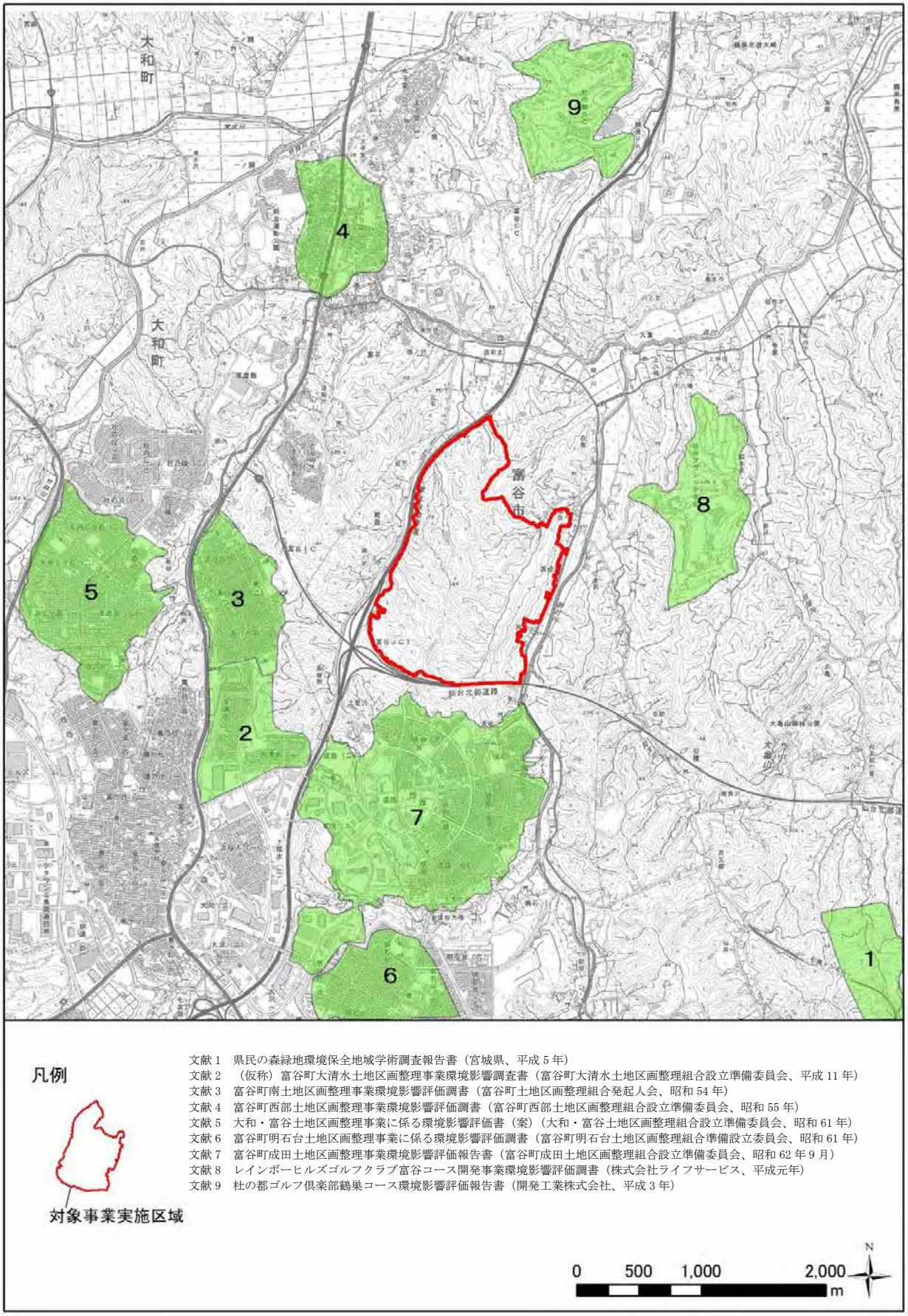

文献 1　県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書（宮城県、平成 5 年）
文献 2　（仮称）富谷町大清水土地区画整理事業環境影響調査書（富谷町大清水土地区画整理組合設立準備委員会、平成 11 年）
文献 3　富谷町南土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町土地区画整理組合発起人会、昭和 54 年）
文献 4　富谷町西部土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町西部土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 55 年）
文献 5　大和・富谷土地区画整理事業に係る環境影響評価書（案）（大和・富谷土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 61 年）
文献 6　富谷町明石台土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（富谷町明石台土地区画整理組合準備設立委員会、昭和 61 年）
文献 7　富谷町成田土地区画整理事業環境影響評価報告書（富谷町成田土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 62 年 9 月）
文献 8　レインボーヒルズゴルフクラブ富谷コース開発事業環境影響評価調書（株式会社ライフサービス、平成元年）
文献 9　杜の都ゴルフ倶楽部鶴巣コース環境影響評価報告書（開発工業株式会社、平成 3 年）

図 3.1.5-1　文献による動植物確認位置

6. 陸上植物の生息又は生育の状況

(1) 植物相及び植生の状況

(1)-1 調査すべき情報

調査すべき情報は、植物相及び植生の状況とした。

(1)-2 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

(1)-3 調査方法

調査方法は、植物相及び植生の状況に係る以下の資料の収集により実施した。

【植物相】
文献 1：県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書（宮城県，平成 5 年）
文献 2：（仮称）富谷町大清水土地区画整理事業環境影響調査書（富谷町大清水土地区画整理組合設立準備委員会、平成 11 年）
文献 3：富谷町南土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町南土地区画整理組合発起人会、昭和 54 年）
文献 4：富谷町西部土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町西部土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 55 年）
文献 5：大和・富谷土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（案）（大和・富谷土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 61 年）
文献 6：富谷町明石台土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（富谷町明石台土地区画整理組合準備委員会、昭和 61 年）
文献 7：富谷町成田土地区画整理事業環境影響評価報告書（富谷町成田土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 62 年 9 月）
文献 8：レインボーヒルズゴルフクラブ富谷コース開発事業環境影響評価調書（株式会社ライフサービス、平成元年）
文献 9：杜の都ゴルフ倶楽部鶴巣コース環境影響評価調査報告書（開発工業株式会社、平成 3 年）
文献 10：宮城県植物目録 2000（宮城植物の会・宮城県植物誌編集委員会、平成 13 年）
文献 11：宮城県野生植物目録 2022（宮城植物の会・宮城県野生植物目録編集チーム、令和 4 年）

【植生】
文献 1：自然環境調査 Web-GIS（第 6 回、第 7 回自然環境保全基礎調査　植生調査）（環境省 HP、***閲覧：令和 6 年 10 月***）

(1)-4 調査結果

[1] 植物相の状況

調査地域周辺における植物相の概況は表 3.1.6-1 に示すとおりである。同表によれば、調査地域周辺では既往調査において、2,839 種類の高等植物が確認されている。

表 3.1.6-1　既存資料調査による植物相の概況

分類群		文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11	合計
シダ植物門		48	47	7	21	17	19	30	8	25	8	208	213
種子植物門	裸子植物亜門	25	8	5	4	3	6	7	7	5	0	19	34
	被子植物亜門	690	512	254	163	305	358	463	263	303	25	2458	2592
合計		763	567	266	188	325	383	500	278	333	33	2685	2839

文献 1　県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書（宮城県、平成 5 年）
文献 2　（仮称）富谷町大清水土地区画整理事業環境影響調査書（富谷町大清水土地区画整理組合設立準備委員会、平成 11 年）
文献 3　富谷町南土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町土地区画整理組合発起人会、昭和 54 年）
文献 4　富谷町西部土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町西部土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 55 年）
文献 5　大和・富谷土地区画整理事業に係る環境影響評価書（案）（大和・富谷土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 61 年）
文献 6　富谷町明石台土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（富谷町明石台土地区画整理組合準備設立委員会、昭和 61 年）
文献 7　富谷町成田土地区画整理事業環境影響評価報告書（富谷町成田土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 62 年 9 月）
文献 8　レインボーヒルズゴルフクラブ富谷コース開発事業環境影響評価調書（株式会社ライフサービス、平成元年）
文献 9　杜の都ゴルフ倶楽部鶴巣コース環境影響評価報告書（開発工業株式会社、平成 3 年）
文献 10　宮城県植物目録 2000（宮城植物の会・宮城県植物誌編集委員会、平成 13 年）
文献 11　宮城県野生植物目録 2022（宮城植物の会・宮城県野生植物目録編集チーム、令和 4 年）

調査地域は、松島湾から奥羽山脈に続く松島丘陵のほぼ中央部（富谷丘陵）に位置する。植物区系（前川､1977）上では関東平野と同じ関東地域に属するが、気候的には暖温帯と冷温帯との間に位置する中間温帯と呼ばれる領域で、両者の特徴である暖地系の植物（例えばクマワラビ、ヤマイタチシダ、マテバシイ、アカガシ、ウラジロガシ、コナラ、タブノキ、シロダモ、ヤブツバキ、モチノキ、ヤツデ等）と寒地系の植物（例えばミヤマイタチシダ、タニヘゴ、ブナ、ミズナラ、カスミザクラ、アズキナシ、ハウチワカエデ等）との両方が見られる。また本地域は太平洋側寡雪山地に位置し、太平洋側の植物（例えばイヌガヤ、クロモジ、セリバオウレン、マンサク、チョウジザクラ、コゴメウツギ、オニイタヤ、オオモミジ、アオキ、ヤブデマリ、ハコネウツギ、カシワバハグマ、ミヤコザサ、スズタケ等）を植物相の主体とするが、これに加え、日本海側の多雪地に分布の本拠を持つ植物（例えばオオイタドリ、タムシバ、オオバクロモジ、マルバマンサク、エゾアジサイ、ヤマモミジ、ハイイヌツゲ、オオタチツボスミレ、タニウツギ、オクノカンスゲ等）も多く生育しており、この点でも中間的な領域である。

地形を見ると、調査地域の周辺は枝状に入り組んだ谷戸地形であり、林内の谷頭には湿地が形成され、谷底は概ね水田として利用されるかヨシ等の湿原となっている。このためこうした場所には湿性立地に生育する植物（例えばミズニラ、各種ヤナギ類、ミゾソバ、タガラシ、ヒツジグサ、マツモ、各種ネコノメソウ属、ミズユキノシタ、フサモ、ミツガシワ、ミズハコベ、ヘラオモダカ、ヒメウキガヤ、オギ、カサスゲ等）が見られる。一方で尾根は急峻で乾燥しているため、こうした場所には乾性立地に生育する植物（例えばアカマツ、各種ツツジ類、マキノスミレ、リョウブ、オケラ、ナガバノコウヤボウキ、アズマスゲ等）が見られる。更に市街地ではドイツトウヒ、カイズカイブキ、ソメイヨシノ等造園樹木、市街地及び耕作放棄地等空閑地ではメマツヨイグサ、シロツメクサ、オオアレチノギク、ヒメジョオン、メヒシバ、イヌビエ、スズメノカタビラ等草本類が生育している。これらの多くは帰化植物であるが、概ね好陽地生植物であり、森林植生域では卓越しない。

また、調査地域の森林は落葉広葉樹林を主体とし季節的な相観の変化が大きいことから、その林床には早春季において春植物（例えばフクジュソウ、ニリンソウ、イチリンソウ、キクザキイチゲ、アズマイチゲ、カタクリ等）の生育が認められることも特徴の一つである。

以上のように、調査地域周辺は、気温や降雪の多寡といった気候的な諸要素を併せ持つことから様々な属性の植物が混在すること、土地利用や地形の乾湿における多様性が豊かなこと、森林植生域を主体とすることから帰化植物の蔓延が少ないこと、春植物が生育すること等から、植物相の多様性が高い地域であるといえる。

[2] 植生の状況

調査地域周辺における植生の状況は、図 3.1.6-1 に、調査地域内の相観植生は図 3.1.6-2 に示すとおりである。

調査地域が位置する松島丘陵は、暖温帯を代表する常緑広葉樹林と冷温帯を代表する落葉広葉樹林との推移帯にあたり、いわゆる中間温帯林が成立する地帯に属している。この植生を代表する自然林はモミ・イヌブナ林で、この地帯の極相林である。この群落はほとんどが伐採されており、調査地域周辺ではまとまった林分は現存していない（ただし同群落の主木であるモミは尾根上などに断片的に生育している）。これに替わって調査地域周辺において卓越している植生は落葉広葉樹二次林であるクリーコナラ群集で、これは東北地方の太平洋側～関東地方内陸部まで広く分布し、昔から薪炭林として定期的に伐採されながら維持・利用されてきた里山の景観を代表する群落である。近年の燃料事情の変化によりその利用価値が損なわれ、遷移が進行し林内が荒廃しているケースが多い。調査地域周辺における本群落の状態は、林高 10～15m程度、胸高直径 10～20cm 程度と未熟であることから、伐採からの年数はそれほど経過していないものと推測できるが、低木層にアズマネザサが圧倒的に優占し、時に植被率 80%に達することから、現在における利用頻度は極めて低いことが伺える。丘陵地は本群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林の２群落を基調とし、アカマツ群落、ススキ群落、伐採跡地群落、クズ群落またはゴルフ場等がこれに混在している。また丘陵部を枝状に谷戸が解析しており、こうした場所は水田として利用される他、一部でヨシ等抽水植物や各種ヤナギ類が群落を形成している。調査地域周辺の南側及び西側は仙南平野に至り、平野部はほとんどが市街地として開発されている。また北側は吉田川沿いに水田地帯が広がっている。

調査地域の植生の状況は、以上のような周辺の状況とほぼ同様であり、クリーコナラ群集が植生の主体を占め、スギ・ヒノキ・サワラ植林がこれに随伴する。調査地域の東側を南北に貫く谷戸の谷底はヨシの湿原（ヨシクラス）が広がっており、その支谷では遷移が進行し、ヤナギが低木林を形成している場合もある。谷頭は周囲からの浸潤水が滞留して池があるが、多くはヨシ等抽水植物に被覆されていると想定される。調査地域の東側は住宅地及びそれに付属する畑地が、西側には高速道路ののり面緑化地がそれぞれ狭小ながら認められる。

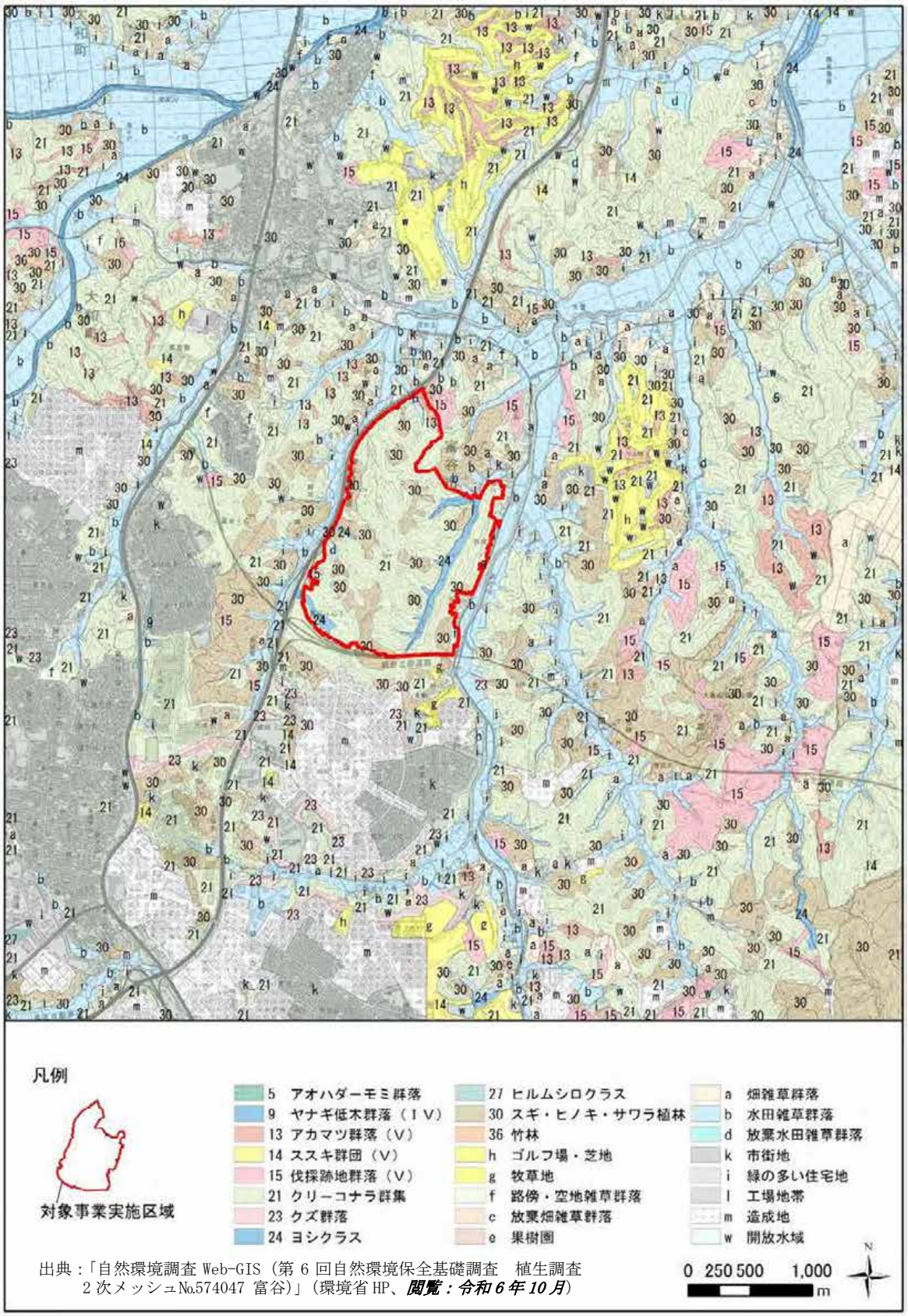
凡例
対象事業実施区域
5 アオハダーモミ群落
9 ヤナギ低木群落（ⅠⅤ）
13 アカマツ群落（Ⅴ）
14 ススキ群団（Ⅴ）
15 伐採跡地群落（Ⅴ）
21 クリーコナラ群集
23 クズ群落
24 ヨシクラス
27 ヒルムシロクラス
30 スギ・ヒノキ・サワラ植林
36 竹林
h ゴルフ場・芝地
g 牧草地
f 路傍・空地雑草群落
c 放棄畑雑草群落
e 果樹園
a 畑雑草群落
b 水田雑草群落
d 放棄水田雑草群落
k 市街地
i 緑の多い住宅地
l 工場地帯
m 造成地
w 開放水域
出典：「自然環境調査 Web-GIS（第 6 回自然環境保全基礎調査　植生調査
2 次メッシュNo.574047 富谷)」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）
0 250 500 1,000
m
N

図 3.1.6-1　植生図

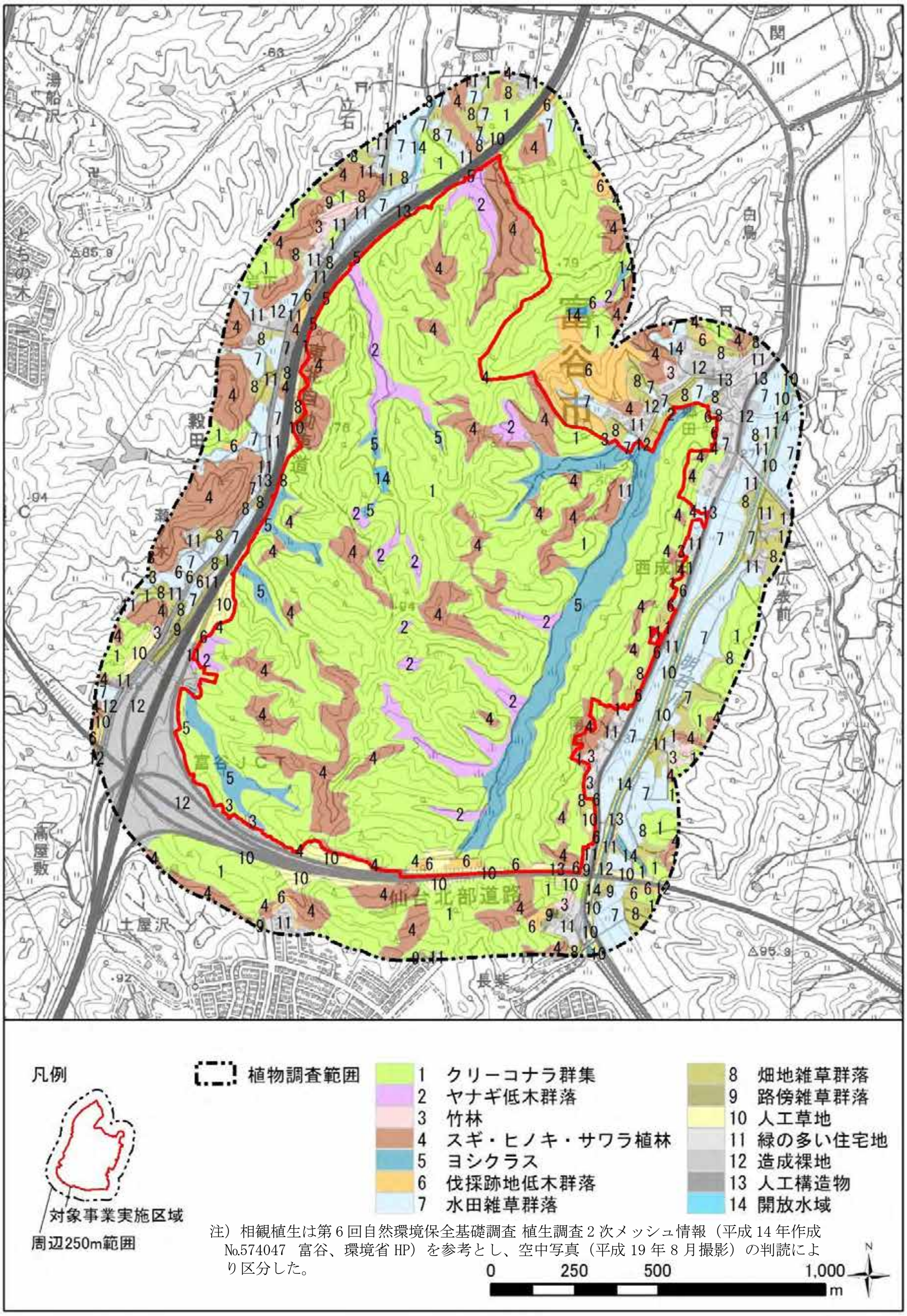
富谷市
仙台北部道路
富谷ＪＣＴ
長柴
土屋沢
凡例
植物調査範囲
対象事業実施区域
周辺250m範囲
1 クリーコナラ群集
2 ヤナギ低木群落
3 竹林
4 スギ・ヒノキ・サワラ植林
5 ヨシクラス
6 伐採跡地低木群落
7 水田雑草群落
8 畑地雑草群落
9 路傍雑草群落
10 人工草地
11 緑の多い住宅地
12 造成裸地
13 人工構造物
14 開放水域
注）相観植生は第6回自然環境保全基礎調査 植生調査2次メッシュ情報（平成14年作成 №574047 富谷、環境省HP）を参考とし、空中写真（平成19年8月撮影）の判読により区分した。
0 250 500 1,000
m
N

図 3.1.6-2 相観植生図

(2) 重要な植物及び植物群落

(2)-1 調査すべき情報

調査すべき情報は、重要な植物種及び植物群落とした。

(2)-2 調査地域

調査地域は、「(1) 植物相及び植生の状況」と同様とした。

(2)-3 調査方法

調査方法は、表 3.1.6-2 及び表 3.1.6-4 に示す選定基準に基づき、収集した文献資料より重要な種及び植物群落を抽出した。

(2)-4 調査結果

[1] 重要な植物

抽出した重要な種を表 3.1.6-3 に示す。各種の確認位置は図 3.1.6-3 に示すとおりである。同表に示すように、調査地域周辺において、「環境省レッドリスト」において絶滅危惧ⅠA 類に指定されているニイガタガヤツリや、「宮城県の希少な野生動植物」において絶滅危惧Ⅰ類に指定されているイチリンソウやガガブタ等、367 種の重要な植物種が確認されている。

表 3.1.6-2　重要な種（植物）の選定基準

選定基準		カテゴリー区分
Ⅰ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	国内希少野生動植物種
Ⅱ	文化財保護法（昭和 26 年法律第 214 号）	天：天然記念物 特天：特別天然記念物
Ⅲ	環境省レッドリスト 2020（環境省 令和 2 年 3 月発表）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
Ⅳ	「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016」（宮城県 平成 28 年）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 要：要注目種
Ⅴ	***「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2024 年版-」（令和６年 宮城県）***	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 要：要注目種

表 3.1.6-3 (1/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
スギラン	VU	CR+EN	CR+EN								○			
イヌカタヒバ	VU													○
ミズニラ	NT	NT	NT		○									○
ミズニラモドキ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヤマハナワラビ		VU	VU											○
トネハナヤスリ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヤシャゼンマイ		NT	NT											○
コハイホラゴケ		VU	VU											○
デンジソウ	VU	EW	EW											○
サンショウモ	VU	NT	NT											○
フモトシダ		CR+EN	VU											○
イノモトソウ		NT	NT											○
オオバノハチジョウシダ		CR+EN	CR+EN											○
コモチシダ		VU	VU											○
ハコネシケチシダ		VU	VU											○
シケチシダ		要注目種	要注目種											○
ホソバイヌワラビ		NT	NT											○
ヒロハイヌワラビ		VU	CR+EN							○				○
ヤリノホシケシダ			NT											○
コウライイヌワラビ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヒカゲワラビ		VU	VU											○
オニヒカゲワラビ		VU	VU											○
ナンゴクナライシダ		要注目種	要注目種											○
ハカタシダ		CR+EN	CR+EN											○
ミヤコヤブソテツ		CR+EN	CR+EN											○
サイゴクベニシダ		EX	EX											○
サクライカグマ		CR+EN	CR+EN											○
オオイタチシダ			NT											○
リョウトウイタチシダ			NT											○
キヨスミヒメワラビ		VU	VU											○
ヒメイタチシダ		VU								○				
イノデモドキ		VU	VU											○
マメヅタ		NT	NT											○
イワオモダカ		VU	VU											○
カラマツ			CR+EN	○					○	○	○			○
オニバス	VU	EX	EX											○
ハンゲショウ		VU	VU											○
ウマノスズクサ			NT											○
ミチノクサイシン	VU	NT	NT											○
コシノカンアオイ	NT	CR+EN												○
シデコブシ	NT			○										
ヤブニッケイ		CR+EN	CR+EN											○
マイヅルテンナンショウ	VU	CR+EN	VU											○
サジオモダカ		NT	NT											○
マルバオモダカ	VU	CR+EN	CR+EN											○
アギナシ	NT	VU	VU							○				○
ウリカワ			NT											○
スブタ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヤナギスブタ		VU	VU											○
トチカガミ	NT	CR+EN	VU						○					○
ムサシモ	EN	CR+EN	CR+EN											○
ヒロハトリゲモ	VU	VU	VU											○
イトトリゲモ	NT	NT	NT											○
ホッスモ		VU	VU						○					○

表 3.1.6-3 (2/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
イバラモ		CR+EN	CR+EN											○
トリゲモ	VU	CR+EN	CR+EN											○
オオトリゲモ		CR+EN	VU											○
イトイバラモ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ミズオオバコ	VU	NT	VU											○
コウガイモ		CR+EN	VU											○
セキショウモ		CR+EN	CR+EN											○
シバナ	NT	CR+EN	CR+EN											○
マルミノシバナ	NT		CR+EN											○
スガモ		DD	DD											○
イトモ	NT	要注目種	NT											○
エゾヤナギモ		CR+EN	CR+EN											○
コバノヒルムシロ	VU	VU	VU											○
エゾノヒルムシロ		VU	VU											○
センニンモ		VU	VU											○
ミズヒキモ		VU	VU											○
ホソバミズヒキモ		VU	VU											○
ヒロハノエビモ		CR+EN	CR+EN											○
ツツイトモ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ササバモ		CR+EN	CR+EN											○
リュウノヒゲモ	NT	CR+EN	VU											○
イトクズモ	VU	CR+EN	CR+EN											○
カワツルモ	NT	VU	VU											○
ホンゴウソウ	VU	CR+EN	CR+EN											○
エゾノミヤマエンレイソウ			NT											○
マルバサンキライ		CR+EN	VU											○
ミヤマスカシユリ	EN		VU											○
カノコユリ	VU					○								
アマナ		VU	VU											○
エビネ	NT	VU	VU											○
キンセイラン	VU	CR+EN	CR+EN		○									○
サルメンエビネ	VU	CR+EN	CR+EN											○
キンラン	VU	VU	VU	○										○
クゲヌマラン	VU	CR+EN	CR+EN											○
ユウシュンラン	VU	NT	NT											○
ヒメノヤガラ	VU	VU	VU											○
コアツモリソウ	NT	CR+EN	VU											○
クマガイソウ	VU	CR+EN	CR+EN								○			○
アツモリソウ	VU	CR+EN	CR+EN											○
イチヨウラン		CR+EN	CR+EN											○
エゾスズラン			VU											○
ハマカキラン	VU	NT	VU											○
マツラン	VU	CR+EN	CR+EN											○
ホシナシベニカヤラン			CR+EN											○
シロテンマ	CR	VU	CR+EN											○
オオミズトンボ	EN	CR+EN	CR+EN											○
ミズトンボ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヒナチドリ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ムカゴソウ	EN	VU	VU											○
ハクウンラン		VU	VU											○
エンシュウムヨウラン			CR+EN											○
ジガバチソウ		NT	NT	○	○							○	○	○
ノビネチドリ		VU	VU											○

表 3.1.6-3 (3/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
タンザワサカネラン	EN		CR+EN											○
ヒメフタバラン		要注目種	要注目種											○
ムカゴサイシン	EN		EX											○
サギソウ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ミズチドリ		VU	VU											○
イイヌマムカゴ	EN	CR+EN	CR+EN											○
ツレサギソウ		NT	VU	○										○
マイサギソウ		CR+EN	CR+EN											○
ヤマサギソウ		VU	VU											○
オオバノトンボソウ		VU	VU						○					○
トキソウ	NT	VU	VU											○
ヤマトキソウ		CR+EN	CR+EN											○
カヤラン		VU	VU											○
ヒトツボクロ			NT											○
コキンバイザサ		EX	EX											○
ヒオウギ		CR+EN	CR+EN											○
ヒメシャガ	NT	NT	NT	○	○	○				○	○			○
カキツバタ	NT	VU	VU											○
アヤメ		NT	NT	○							○			○
ヤマラッキョウ		VU	VU											○
スズラン		VU	VU	○									○	○
ナルコユリ		DD	DD			○		○	○		○			
ヒメイズイ		NT	NT											○
ヤブミョウガ		CR+EN	CR+EN											○
ミズアオイ	NT		NT								○			○
エゾミクリ		CR+EN	CR+EN											○
ミクリ	NT	NT	NT	○										○
オオミクリ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヤマトミクリ	NT	CR+EN	CR+EN											○
タマミクリ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ナガエミクリ	NT	NT	NT										○	○
ヒメミクリ	VU	VU	VU											○
ホシクサ		要注目種	NT											○
ヒメコウガイゼキショウ		VU	VU											○
ハマイ			CR+EN											○
イセウキヤガラ		VU	VU											○
ジョウロウスゲ	VU	CR+EN	VU											○
ヌマアゼスゲ	VU	VU	VU											○
スナジスゲ		NT	NT											○
ヤマクボスゲ	NT	VU	VU	○										○
クジュウツリスゲ	NT	VU	VU											○
ムジナスゲ		VU	VU											○
ハタベスゲ	EN	CR+EN	CR+EN											○
タチスゲ		CR+EN	CR+EN											○
ノゲヌカスゲ		要注目種	要注目種											○
カンスゲ		CR+EN	CR+EN											○
ツルスゲ		NT	NT											○
マメスゲ		CR+EN	CR+EN											○
オオクグ	NT	NT	NT											○
オニナルコスゲ		NT												○
クグガヤツリ		CR+EN												○
カンエンガヤツリ	VU	VU	VU											○
タチヒメクグ		VU	VU											○
ニイガタガヤツリ	CR	要注目種	NT	○										

表 3.1.6-3 (4/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
チシママツバイ	VU	CR+EN	CR+EN											○
スジヌマハリイ	VU	VU	VU											○
コツブヌマハリイ	VU	VU	VU											○
チャボイ	VU	CR+EN	CR+EN											○
サギスゲ		NT	NT											○
ナガボテンツキ		VU	VU											○
トネテンツキ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヒメカンガレイ	VU									○				
ノグサ		VU	VU											○
コシンジュガヤ			VU									○		○
ヒメコヌカグサ	NT		NT											○
ヒナザサ	NT	VU	VU											○
ウキガヤ		NT	NT											○
カリヤス		要注目種	要注目種											○
キダチノネズミガヤ		NT	NT											○
アイアシ		NT	NT											○
ハマヒエガエリ			VU											○
タチドジョウツナギ			要注目種											○
アキウネマガリ		CR+EN	CR+EN											○
ヤマキタダケ		NT	NT											○
ウシクサ		CR+EN	CR+EN											○
イヌアワ			VU											○
ヒゲシバ			NT											○
ハイドジョウツナギ		VU	VU	○									○	○
キケマン		VU	VU						○					○
ツルケマン	EN	CR+EN	CR+EN											○
ナガミノツルケマン	NT		NT											○
ヤマブキソウ			NT	○										○
センウズモドキ	VU	要注目種	NT											○
フクジュソウ		VU	VU		○									○
イチリンソウ		CR+EN	CR+EN	○		○								
レンゲショウマ			NT											○
カザグルマ	NT	VU	VU	○										○
トウゴクサバノオ			NT											○
ヒメキンポウゲ	VU	CR+EN	CR+EN											○
スハマソウ		NT	NT											○
オキナグサ	VU	CR+EN	CR+EN			○								○
コキツネノボタン	VU	VU	VU											○
ヒキノカサ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヒメバイカモ	EN	CR+EN	CR+EN											○
バイカモ			NT											○
イワカラマツ	VU		NT											○
ノカラマツ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ヤマシャクヤク	NT	CR+EN	VU											○
アズマツメクサ	NT	VU	VU											○
タコノアシ	NT		NT	○										○
オグラノフサモ	VU	VU	VU											○
タチモ	NT	VU	VU											○
モメンヅル		VU	VU											○
タヌキマメ		CR+EN	CR+EN											○
ケヤブハギ		要注目種	NT											○
マルバヌスビトハギ		要注目種	NT											○
エゾノレンリソウ			NT											○
レンリソウ			VU											○

表 3.1.6-3 (5/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
イヌハギ	VU	NT	NT											○
マキエハギ		NT	NT											○
オオバタンキリマメ		NT	NT											○
センダイハギ		CR+EN	CR+EN	○										○
マルバヤブマオ		VU	VU											○
トキホコリ	VU	VU	VU											○
コケミズ		NT	NT											○
カワラサイコ		VU	VU											○
ヒロハノカワラサイコ	VU	NT	NT											○
シャリンバイ			要注目種	○										○
ハマナス		NT	NT	○										○
ナガボノワレモコウ			VU											○
アラカシ		要注目種	要注目種									○		○
ノウルシ	NT	要注目種	NT											○
マルミノウルシ	NT	VU	VU											○
センダイタイゲキ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ユビソヤナギ	VU	VU	VU											○
シライヤナギ		CR+EN	VU											○
エゾノタチツボスミレ		NT	NT											○
ヒゴスミレ		CR+EN	CR+EN											○
タチスミレ	VU	EX	EX											○
フモトスミレ		VU	VU			○								○
マツバニンジン	CR		CR+EN											○
アゼオトギリ	EN		VU											○
ヒメミソハギ		CR+EN	CR+EN											○
ミズマツバ	VU	VU	VU											○
ヒメビシ	VU	CR+EN	CR+EN											○
カラフトアカバナ		NT	NT											○
フユザンショウ		NT	NT											○
カラスノゴマ			NT											○
ナニワズ		CR+EN	CR+EN											○
オニシバリ		NT	NT											○
ハマハタザオ			NT											○
ミズタガラシ		VU	VU											○
エゾハタザオ		要注目種	NT											○
ハナハタザオ	CR		EX											○
コイヌガラシ	NT	CR+EN	CR+EN	○										○
ハタザオ			VU											○
ハマサジ	NT	CR+EN	CR+EN											○
アブクマトラノオ		VU	NT											○
エゾノミズタデ		CR+EN	CR+EN											○
ヒメタデ	VU	VU	VU											○
ヤナギヌカボ	VU	要注目種	NT	○										○
ナガバノウナギツカミ	NT	VU	VU											○
サデクサ		NT	NT											○
ヌカボタデ	VU	要注目種	NT											○
ホソバイヌタデ	NT	NT	NT											○
ノダイオウ	VU	要注目種	NT	○										○
マダイオウ		CR+EN	CR+EN											○
タチハコベ	VU	要注目種	NT											○
ナンブワチガイソウ	VU	NT	NT											○
ヒゲネワチガイソウ		CR+EN	CR+EN											○
イトハコベ	VU	CR+EN	CR+EN											○

表 3.1.6-3 (6/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
ナガバツメクサ		DD	EX											○
ハマアカザ			NT											○
イワアカザ	CR	要注目種	VU											○
マツナ		NT	NT											○
ハママツナ		NT	NT											○
クサアジサイ		CR+EN	VU											○
ヤマアジサイ		NT	NT				○			○				
ウミミドリ		CR+EN	CR+EN											○
ヤナギトラノオ		VU	VU											○
クリンソウ		VU	VU											○
サクラソウ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ナツツバキ		VU	VU	○										
オオウメガサソウ	NT								○					
ハナムグラ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ハクチョウゲ	EN			○										
コケリンドウ		CR+EN	VU											○
イヌセンブリ	VU	VU	NT											○
ヒメナエ	VU	CR+EN	CR+EN											○
アイナエ		CR+EN	CR+EN											○
チョウジソウ	NT	CR+EN	CR+EN											○
フナバラソウ	VU	VU	VU											○
コカモメヅル			VU											○
スズサイコ	NT	VU	VU											○
マメダオシ	CR		EX											○
ハダカホオズキ			NT		○									
スナビキソウ		VU	VU											○
ムラサキ	EN	CR+EN	CR+EN											○
ルリソウ		NT	NT	○										○
ツルカメバソウ	EN	CR+EN	CR+EN											○
マルバノサワトウガラシ	VU	VU	VU											○
アブノメ		VU	CR+EN	○										○
オオアブノメ	VU	要注目種	NT											○
ヒシモドキ	EN	EX	EX											○
クワガタソウ		VU	NT											○
イヌノフグリ	VU	VU	VU											○
カワヂシャ	NT	NT	NT											○
ゴマノハグサ	VU	VU	CR+EN			○					○			○
ハマヒナノウスツボ			NT											○
スズメノトウガラシ			NT											○
ツルカコソウ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ムシャリンドウ	VU	EX	EX											○
タイリンヤマハッカ		NT												○
ヒメハッカ	NT	CR+EN	CR+EN											○
シラゲヒメジソ		要注目種	NT											○
ヤマジソ	NT	VU	VU									○		○
アキノタムラソウ			NT						○	○				○
シソバタツナミ		NT	NT											○
ナミキソウ		NT	NT											○
カリガネソウ		CR+EN	CR+EN											○
ナンバンギセル			VU											○
ハマウツボ	VU	NT	CR+EN											○
キヨスミウツボ		VU	VU											○
イヌタヌキモ	NT	VU	NT											○
ミミカキグサ		CR+EN	CR+EN									○		○

表 3.1.6-3 (7/7)　重要な種（植物）

種名	環境省 RL	県 RDB	県 RL	文献 1	文献 2	文献 3	文献 4	文献 5	文献 6	文献 7	文献 8	文献 9	文献 10	文献 11
フサタヌキモ	EN	EX	EX											○
オオタヌキモ	NT	NT	VU											○
タヌキモ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ヒメタヌキモ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ムラサキミミカキグサ	NT	NT	NT									○		○
クマツヅラ		VU	VU											○
モチノキ		要注目種	要注目種		○						○			○
ソヨゴ		NT	NT											○
バアソブ	VU	CR+EN	CR+EN											○
キキョウ	VU	VU	NT	○		○		○	○		○			○
ヒメシロアサザ	VU	VU	VU											○
ガガブタ	NT	CR+EN	CR+EN								○			○
アサザ	NT	VU	VU											○
シュウブンソウ			NT											○
エゾノタウコギ		VU	VU											○
ヒメガンクビソウ		VU	VU											○
ナトリアザミ		CR+EN	CR+EN											○
キタカミアザミ			NT											○
アズマギク		VU	VU											○
フジバカマ	NT		NT			○					○			○
タカサゴソウ	VU	VU	VU											○
ノニガナ		NT	NT											○
カワラニガナ	NT	VU	VU											○
コオニタビラコ			VU			○			○			○		○
キクタニギク（アワコガネギク）	NT		NT											○
ミチノクヤマタバコ		VU	VU											○
オオニガナ		NT	NT		○					○				○
ムラサキニガナ		NT	NT											○
カシワバハグマ		VU	VU		○				○					○
コウヤボウキ		CR+EN	CR+EN			○								
アキノハハコグサ	EN	VU	CR+EN											○
ミヤコアザミ		CR+EN	CR+EN											○
ヒメヒゴタイ	VU	CR+EN	CR+EN											○
アブクマトウヒレン		NT	NT											○
アオヤギバナ		VU	CR+EN											○
オカオグルマ		VU	CR+EN											○
オナモミ	VU	VU	VU											○
ハナビゼリ		NT	NT											○
エキサイゼリ	NT	CR+EN	CR+EN											○
ミシマサイコ	VU	CR+EN	CR+EN											○
ハナウド		NT	NT											○
タニミツバ		VU	VU											○
ヌマゼリ	VU	NT	VU											○
レンプクソウ		NT	NT											○
マツムシソウ			VU											○
367 種	166 種	306 種	356 種	27 種	9 種	11 種	1 種	2 種	11 種	9 種	12 種	7 種	4 種	353 種

文献 1　県民の森緑地環境保全地域学術調査報告書（宮城県、平成 5 年）
文献 2　（仮称）富谷町大清水土地区画整理事業環境影響調査書（富谷町大清水土地区画整理組合設立準備委員会、平成 11 年）
文献 3　富谷町南土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町土地区画整理組合発起人会、昭和 54 年）
文献 4　富谷町西部土地区画整理事業環境影響評価調書（富谷町西部土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 55 年）
文献 5　大和・富谷土地区画整理事業に係る環境影響評価書（案）（大和・富谷土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 61 年）
文献 6　富谷町明石台土地区画整理事業に係る環境影響評価調書（富谷町明石台土地区画整理組合準備設立委員会、昭和 61 年）
文献 7　富谷町成田土地区画整理事業環境影響評価報告書（富谷町成田土地区画整理組合設立準備委員会、昭和 62 年 9 月）
文献 8　レインボーヒルズゴルフクラブ富谷コース開発事業環境影響評価調書（株式会社ライフサービス、平成元年）
文献 9　杜の都ゴルフ倶楽部鶴巣コース環境影響評価報告書（開発工業株式会社、平成 3 年）
文献 10　宮城県植物目録 2000（宮城植物の会・宮城県植物誌編集委員会、平成 13 年）
文献 11　宮城県野生植物目録 2022（宮城植物の会・宮城県野生植物目録編集チーム、令和 4 年）

注） 重要種の選定基準は以下の通りとした。

・環境省 RL ； 「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 環境省）
EX：絶滅、EN：野生絶滅、CR ： 絶滅危惧ⅠA 類、EN ： 絶滅危惧ⅠB 類、VU ： 絶滅危惧Ⅱ類、NT ： 準絶滅危惧、DD ： 情報不足、LP ： 絶滅のおそれのある地域個体群

・県 RDB ； 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016」（平成 28 年 宮城県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN ： 絶滅危惧Ⅰ類、VU ： 絶滅危惧Ⅱ類、NT ： 準絶滅危惧、DD ： 情報不足、要注目種

・県 RL ； 宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2024 年版-（令和 6 年 宮城県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN ： 絶滅危惧Ⅰ類、VU ： 絶滅危惧Ⅱ類、NT ： 準絶滅危惧、DD ： 情報不足、要注目種

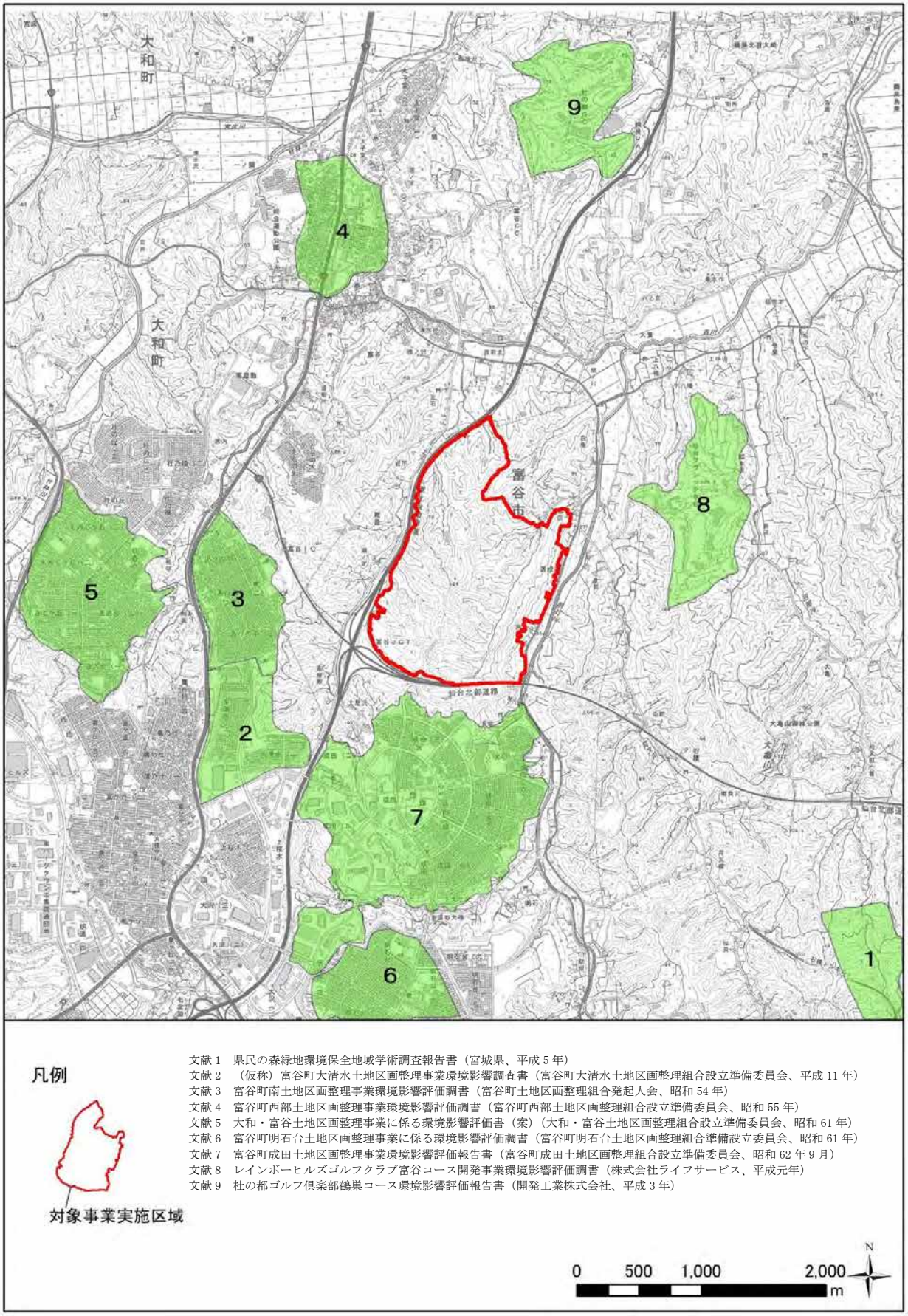

図 3.1.6-3　文献による重要な植物種確認位置

[2] 重要な植物群落

表 3.1.6-4 に示す選定基準に基づき抽出した重要な植物群落は表 3.1.6-5 及び図 3.1.6-4 に示すとおりであり、調査地域には巨樹に選定される常緑針葉樹のスギ及びアカマツや、常緑広葉樹のアカガシ、落葉広葉樹のサイカチの合計 4 種 7 個体が分布する。

表 3.1.6-4 重要な植物群落選定基準

選定基準		カテゴリー区分
Ⅰ	文化財保護法（昭和 26 年法律第 214 号）	天然記念物、特別天然記念物
Ⅱ	自然環境保全調査報告書　すぐれた自然図（昭和 51 年 環境庁）	植物群落、歴史的自然環境
Ⅲ	第 3 回自然環境保全基礎調査　宮城県自然環境情報図（平成元年 環境庁）	特定植物群落
Ⅳ	第 4 回自然環境保全基礎調査　宮城県自然環境情報図（平成 7 年 環境庁）	巨樹・巨木林
Ⅴ	植物群落レッドデータ・ブック（平成 8 年 我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会）	植物群落
Ⅵ	宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016（平成 28 年 宮城県）	植物群落
Ⅶ	***「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2024 年版-」（令和 6 年 宮城県）***	植物群落

表 3.1.6-5 重要な植物群落（巨樹）

番号	所在地	樹種名	幹周(主幹)	樹高
1	－	スギ	440cm	15m
2	－	スギ	585cm	15m
3	富谷市西成田	スギ	470cm	14m
4	富谷市穀田	サイカチ	300cm	10m
5	富谷市鷹乃杜	スギ	610cm	－
6	富谷市大亀	アカガシ	572cm	16m
7	富谷市明石	アカマツ	310cm	20m

出典：「第 4 回自然環境保全基礎調査　宮城県自然環境情報図」（平成 7 年 環境庁）

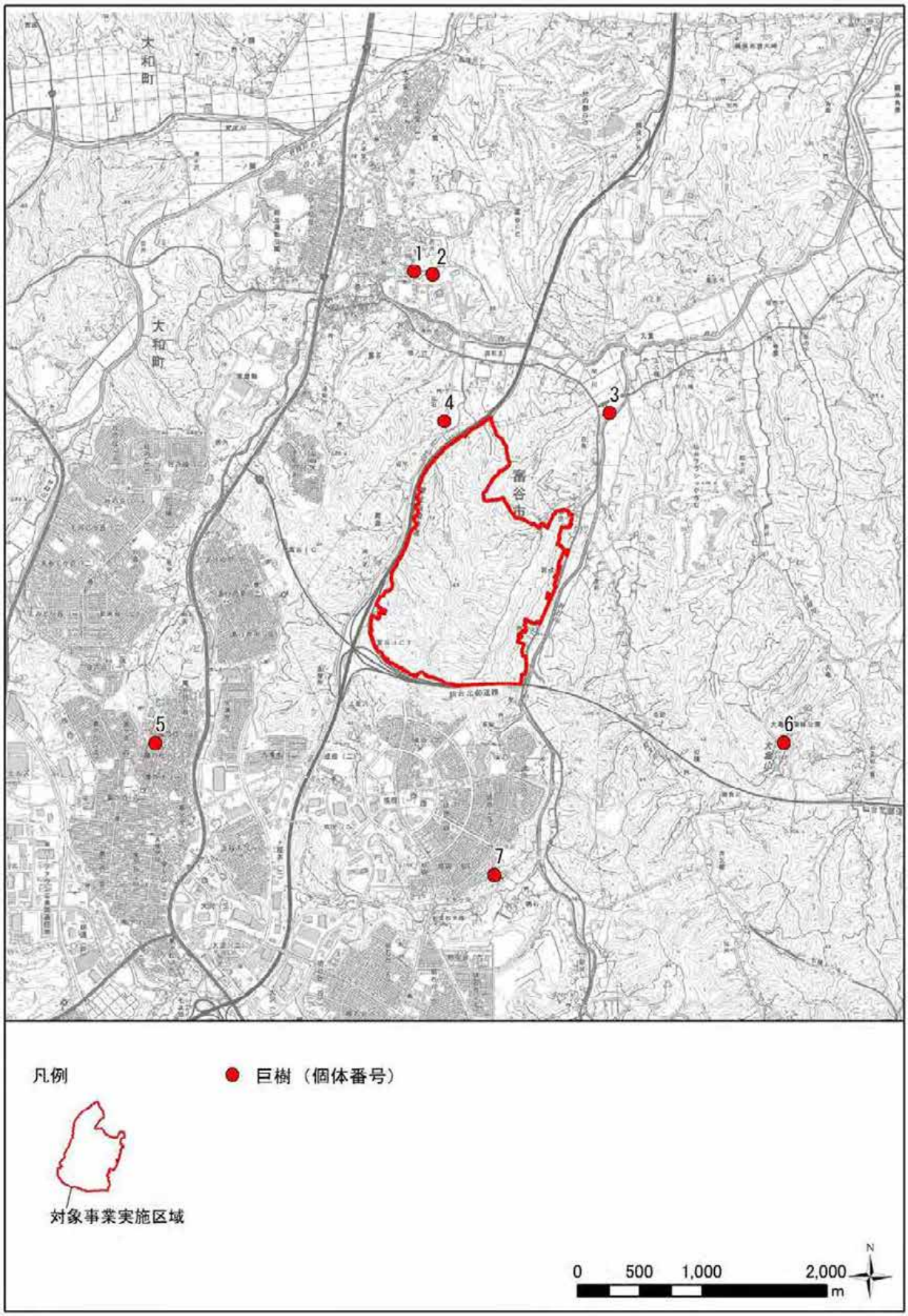

図 3.1.6-4　重要な植物群落（巨樹）

7. 生態系の状況

(1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、動植物及びその他の自然環境に係る概況、複数の注目種・群集に着目した生態系の概況とした。

(2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

(3) 調査方法

「5.1.1 陸上動物」、「5.1.2 陸上植物」の調査結果及び地形分類図等の資料を整理することにより実施した。

(4) 調査結果

(4)-1 生態系類型区分

対象事業実施区域及びその周辺における自然環境の概略を把握するため、動植物の調査結果を整理し、環境の区分を行い、環境の類型区分図を作成した。

対象事業実施区域の地形は丘陵地と谷底平地に分類され、表層地質は、丘陵地は主に砂岩、偽層砂岩から成り、谷底部は礫、砂、粘土となっている。また、丘陵部及び谷底に向かう斜面の土壌は褐色森林土壌であり、谷底部がグライ土壌となっている。さらに土壌の上に成立している植生状況は、丘陵部にはコナラ群落とスギ等の針葉樹の植林があり、谷底部はその殆どがヨシクラスとなっている。

以上を総合して区分した環境類型は表 3.1.7-1 に示すとおりであり、その位置を示した環境類型区分図は図 3.1.7-1 に示すとおりである。

表 3.1.7-1　生態系の類型区分

区分		概要
1	丘陵地- 落葉広葉樹林	谷底部を除く丘陵地に広く分布するコナラ群落であり、対象事業実施区域の広い範囲に分布する。
2	丘陵地- 常緑針葉樹植林	丘陵地のコナラ群落内にパッチ状に分布するスギ等の植林で主として尾根上に分布する。
3	谷底平地- 高茎草地	谷底平地の旧耕作跡地に成立したと考えられるヨシを主体とした高茎草地。一部にヤナギ等の低木林化している所もある。
4	谷底平地- 雑草地	谷底平地の旧耕作跡地の一部に成立した畑地雑草群落であるが、対象事業実施区域では極めて少ない。

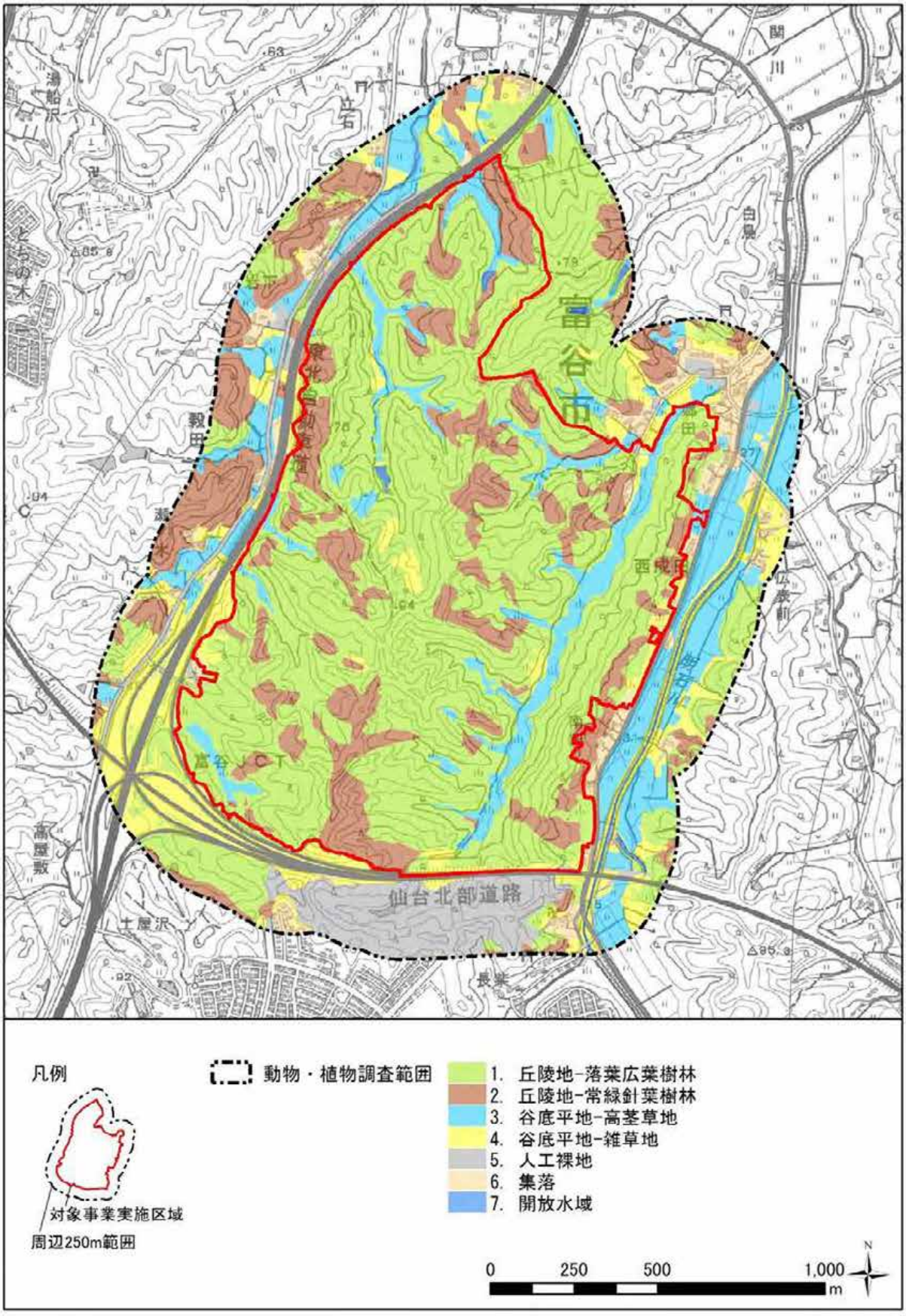

図 3.1.7-1　生態系類型区分

(4)-2 対象事業実施区域周辺での生息・生育基盤の状況

対象事業実施区域及び周辺の動植物の生息･生育基盤は、環境の類型区分で示したように、基本的には 4 つの基盤であると考えられる。

各々の生息･生育基盤の状況は、丘陵地-落葉広葉樹林の区分は相観的に落葉樹主体の雑木林であり、植生的にはコナラ群落に分類され、コナラ、クリ、ヤマツツジ等の樹木、ノギラン、チゴユリ等の草本が生育する。また、動物ではヒミズ、アカネズミ、テン等の哺乳類、オオタカ、ノスリ、アオゲラ、シジュウカラ等の鳥類、トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ等の両生類、ジムグリ等の爬虫類、セミ類、オサムシ類、カミキリムシ等の多くの昆虫類の生息が見られる。

丘陵地-常緑針葉樹植林の区分は、相観的に針葉樹林であり、植生的にも針葉樹植林に分類され、スギ等の樹木が植栽されている。この区分は常緑樹であることから林内は暗く、低木層や草本は少なく、動物も雑木林に比して多くはない。ただし、明るい雑木林を主生息地とする多くの動物種にとってかくれ場的な存在として機能していると考えられる。

谷底平地-高茎草地の区分は相観的にはヨシ原であり、植生的にはヨシクラスに分類され、ヨシを主体とした比較的湿性の草本類が生育している。動物としてはサシバ、ホオジロ、ベニマシコ等の鳥類や小さな水域等ではイトトンボ類やゲンゴロウ類、キリギリス類、カメムシ類等が主な生息種である。

谷底平地-雑草地の区分は相観的に草原であり、植生的には畑雑草群落に分類されメヒシバ、ススキ、エノコログサ等が生育している。動物としてはモグラ、タヌキ等の哺乳類、キジ、スズメ等の鳥類、爬虫類のカナヘビ、キリギリス類やバッタ類といった昆虫類が主な生息種である。

以上の状況を一覧表としてまとめたものが表 3.1.7-2 であり、生態系断模式図としてまとめたものが図 3.1.7-2 である。また、それらを統合して対象事業実施区域の食物連鎖図として整理したものが図 3.1.7-3 である。

表 3.1.7-2　類型区分ごとの状況

類型区分	地形	相観	植生	主な動植物				
				植物	哺乳類	鳥類	両生・爬虫類	昆虫類
丘陵地－落葉広葉樹林	丘陵地	雑木林	コナラ群落	コナラ、クリ、ヤマツツジ等	ヒミズ、アカネズミ、テン等	オオタカ、ノスリ、アオゲラ等	トウホクサンショウウオ、シマヘビ等	多くの甲虫類等
丘陵地－常緑針葉樹植林	丘陵地	針葉樹林	スギ植林	スギ、ヒノキ、サワラ等	(多くの動物のかくれ場的な空間)			
谷底平地－高茎草地	河岸平野・谷底平地	ヨシ原、低木林	ヨシクラス	ヨシ、セイタカアワダチソウ、コブナグサ等	イタチ	サシバ、ホオジロ、ベニマシコ等	シュレーゲルアオガエル、ヤマアカガエル等	イトトンボ類、ゲンゴロウ類、キリギリス類、カメムシ類等
谷底平地－雑草地	河岸平野・谷底平地	草原	畑雑草群落	メヒシバ、ススキ、エノコログサ等	モグラ、タヌキ等	キジ、カワラヒワ等	カナヘビ等	キリギリス類、バッタ類等

昆虫類	多くの動物の隠れ場所として機能					多くの動物の隠れ場所として機能			
		多くの甲虫類、チョウ類等、多数が生息	キリギリス類、バッタ類、オサムシ類	多くの甲虫類、チョウ類等、多数が生息			多くの甲虫類、チョウ類等、多数が生息	キリギリス類、バッタ類、オサムシ類	多くの甲虫類、チョウ類等、多数が生息
両生・爬虫類		ジムグリ、アズマヒキガエル等	ニホンアカガエル、ヤマカガシ等	ジムグリ、アズマヒキガエル等			ジムグリ、アズマヒキガエル等	ニホンアカガエル、ヤマカガシ等	ジムグリ、アズマヒキガエル等
鳥類		オオタカ、ノスリ、ヤマドリ、アオゲラ、ヤブサメ、キビタキ、シジュウカラ、ウソ等	サシバ、ホオジロ、ベニマシコ、スズメ等	オオタカ、ノスリ、ヤマドリ、アオゲラ、ヤブサメ、キビタキ、シジュウカラ、ウソ等			オオタカ、ノスリ、ヤマドリ、アオゲラ、ヤブサメ、キビタキ、シジュウカラ、ウソ等	サシバ、ホオジロ、ベニマシコ、スズメ等	オオタカ、ノスリ、ヤマドリ、アオゲラ、ヤブサメ、キビタキ、シジュウカラ、ウソ等
哺乳類		ヒミズ、ヒメネズミ、ノウサギ、ニホンリス、テン等	タヌキ、イタチ等	ヒミズ、ヒメネズミ、ノウサギ、ニホンリス、テン等			ヒミズ、ヒメネズミ、ノウサギ、ニホンリス、テン等	タヌキ、イタチ等	ヒミズ、ヒメネズミ、ノウサギ、ニホンリス、テン等
植物	スギ、ヒノキ、サワラ、シダ類	コナラ、クヌギ、ヤマツツジ、ホオノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、チゴユリ等	イヌコリヤナギ、リョウブ、ノイバラ等	コナラ、クヌギ、ヤマツツジ、ホオノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、チゴユリ等	スギ、ヒノキ、サワラ、シダ類	コナラ、クヌギ、ヤマツツジ、ホオノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、チゴユリ等	コナラ、クヌギ、ヤマツツジ、ホオノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、チゴユリ等	ヨシ、ミゾソバ、カサスゲ、ノミノフスマ等	コナラ、クヌギ、ヤマツツジ、ホオノキ、ガマズミ、ムラサキシキブ、チゴユリ等

図 3.1.7-2　生態系横断模式図

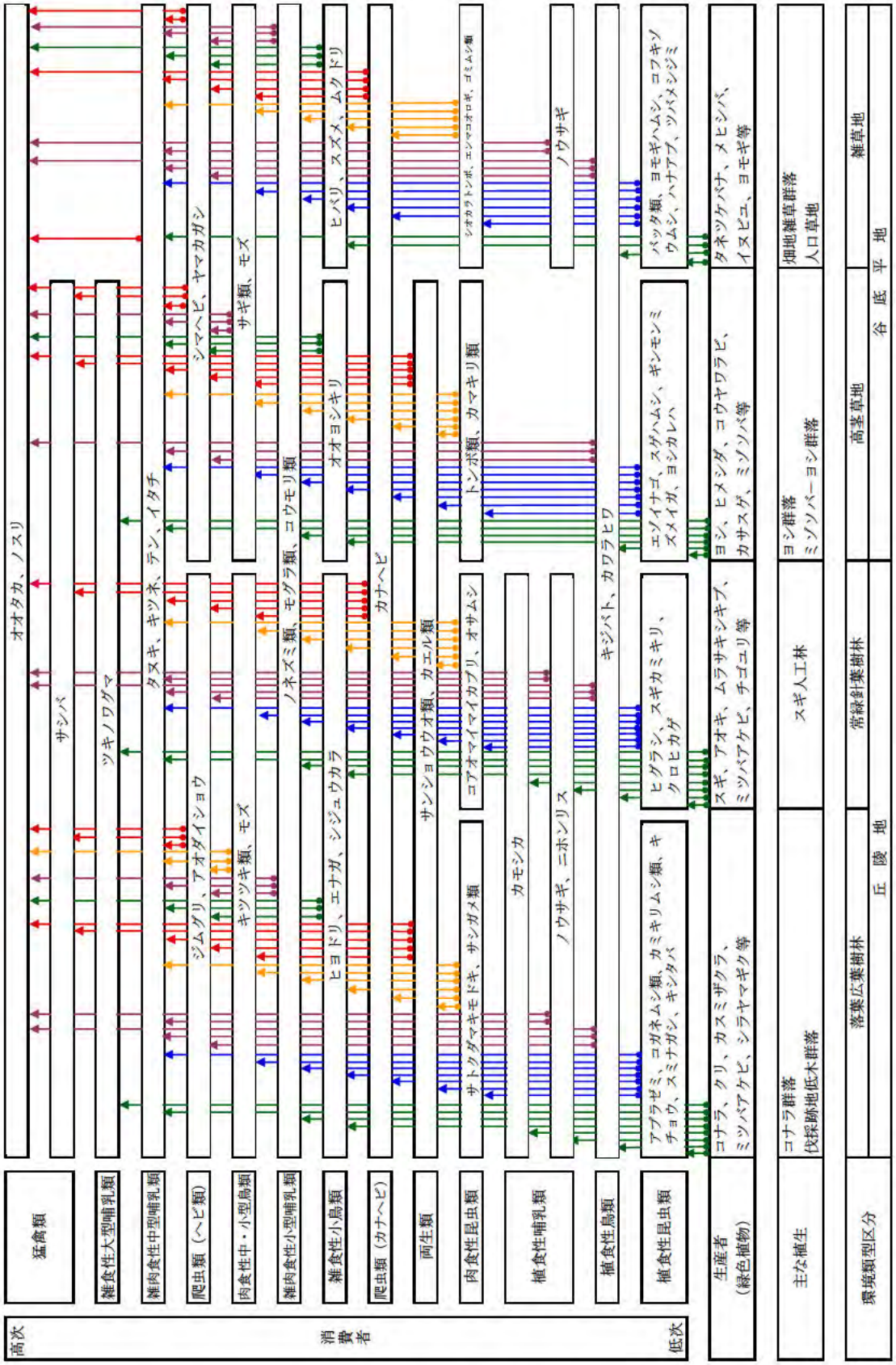
高次
消費者
低次
猛禽類
オオタカ、ノスリ
雑食性大型哺乳類
サシバ
ツキノワグマ
雑肉食性中型哺乳類
タヌキ、キツネ、テン、イタチ
爬虫類（ヘビ類）
ジムグリ、アオダイショウ
シマヘビ、ヤマカガシ
肉食性中・小型鳥類
キツツキ類、モズ
サギ類、モズ
雑肉食性小型哺乳類
ノネズミ類、モグラ類、コウモリ類
雑食性小鳥類
ヒヨドリ、エナガ、シジュウカラ
オオヨシキリ
ヒバリ、スズメ、ムクドリ
爬虫類（カナヘビ）
カナヘビ
両生類
サンショウウオ類、カエル類
肉食性昆虫類
サトクダマキモドキ、サシガメ類
コアオマイマイカブリ、オサムシ
トンボ類、カマキリ類
シオカラトンボ、エンマコオロギ、ゴミムシ類
植食性哺乳類
カモシカ
ノウサギ、ニホンリス
ノウサギ
植食性鳥類
キジバト、カワラヒワ
植食性昆虫類
アブラゼミ、コガネムシ類、カミキリムシ類、キチョウ、スミナガシ、キシタバ
ヒグラシ、スギカミキリ、クロヒカゲ
エゾイナゴ、スゲハムシ、ギンモンシズメイガ、ヨシカレハ
バッタ類、ヨモギハムシ、コフキゾウムシ、ハナアブ、ツバメシジミ
生産者（緑色植物）
コナラ、クリ、カスミザクラ、ミツバアケビ、シラヤマギク等
スギ、アオキ、ムラサキシキブ、ミツバアケビ、チゴユリ等
ヨシ、ヒメシダ、コウヤワラビ、カサスゲ、ミゾソバ等
タネツケバナ、メヒシバ、イヌビユ、ヨモギ等
主な植生
コナラ群落
伐採跡地低木群落
スギ人工林
ヨシ群落
ミゾソバ－ヨシ群落
畑地雑草群落
人口草地
環境類型区分
落葉広葉樹林
常緑針葉樹林
高茎草地
雑草地
丘　陵　地
谷　底　平　地

図 3.1.7-3　食物連鎖図

(4)-3 注目種・群集の概要

「生態系類型区分」、「対象事業実施区域周辺での生息・生育基盤の状況」より、生態系の特性を指標する複数の種及び群集を、上位性、典型性、特殊性の観点から抽出し、各抽出種、群集について検討し注目種を選定した。注目種・群集の抽出は、表 3.1.7-3 に示す考え方により実施した。

表 3.1.7-3　注目種・群集の抽出の考え方

注目種の観点	抽出の考え方	注目種･群集の特性
上位性	生態系の栄養段階の上位に位置するものであること。	食物連鎖の上位に位置し、生態系の攪乱や環境変化の影響を受けやすい。
典型性	対象事業実施区域の生態系の中で重要な機能的役割を持ち、生物の多様性を特徴づけるものであること。	現存量や占有面積が大きい。個体数が多いあるいは重量が大きい。
特殊性	対象事業実施区域の中で特殊な環境に生息、生育するものであること。	特殊な環境要素や環境条件に生息･生育が強く規定される。

抽出された種･群集とその概要は、表 3.1.7-4 に示すとおりである。上位性の観点からは、哺乳類のキツネ、猛禽類のオオタカ、ノスリ、サシバ、典型性の観点からは、コナラ群落、シジュウカラ等の鳥類群集、水辺の希少種であるサンショウウオ類、ホトケドジョウを抽出した。また、特殊性の観点からは、調査地域に特殊な環境やそのような地域に生息、生育する種は確認されなかったことから、抽出していない。

表 3.1.7-4　抽出された種・群集の概要

抽出種		概　要
上位種	キツネ	本州、四国、九州に広く分布し、主として小型哺乳類、鳥類等を餌とする中型哺乳類である。里山から亜高山帯まで生息するが、特に里山的環境を好む。
	オオタカ	北海道、本州、四国の一部で留鳥として繁殖する猛禽類。ドバト、キジバト、ヒヨドリ等の中・小型鳥類を餌とし、営巣木はマツやモミ、スギ等の針葉樹が多い。
	ノスリ	オオタカ同様、留鳥として繁殖するが、前種に比して高標高域に多い。主な餌はノウサギ、ネズミ類等の中・小型哺乳類を好む。営巣場所はオオタカとほぼ同様である。
	サシバ	夏鳥として渡来し、雑木林で繁殖する。主な餌がカエル類であるため、谷津田及びその周辺の林が主生息域となっている。
典型種	コナラ林	対象事業実施区域内に広く分布する植生域で、この地域に生息・生育する動植物のほとんどが利用している地域と考えられる。
	シジュウカラ等の鳥類群集	対象事業実施区域内に最も普通に生息すると考えられる雑木林性のシジュウカラを中心とした鳥類群集は、周年この地域に見られ、典型的な動物群集と言える。
	水辺の希少種	サンショウウオ類（トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ）、ホトケドジョウ

注目種･群集の選定は、事業による影響を受ける度合い、現地調査の難易度、既存の知見の有無などを比較することにより、選定した。選定した結果を表 3.1.7-5 に示す。

表 3.1.7-5　注目種・群集の比較検討

抽出種・群集名		比較検討			選定結果
		事業による影響	調査の難易度	知見の有無	
上位性	キツネ	○	△	△	×
	オオタカ	○	○	○	○
	ノスリ	○	○	△	○
	サシバ	△	○	△	×
典型性	コナラ林	○	○	△	○
	シジュウカラ等の鳥類群集	○	△	△	×
	水辺の希少種	○	○	△	○

注）生態系の注目種･群集の選定要件として、「○」は条件に良く適合していることを、「△」は適合していることを、「×」は適合していないことを示す。

抽出された全ての種･群集が事業の実施により少なからず影響を受けると考えられるが、その中でサシバだけは、その主な餌がカエル類であり、現地での出現も対象事業実施区域周辺の水田部等に片寄っていることから、比較的影響の度合いは低いと考えられる。さらにキツネの生息状況については、糞や足跡などのフィールドサインやカメラトラップが用いられるが、林内では糞などの痕跡が見つけにくく、網羅的な把握が難しいこと、カメラトラップを調査地域全体に広範囲に設置するのは非現実的であり、そのため、地域内のキツネの生息状況を調査地域内を面的に把握することには困難となる。

鳥類の群集構造については、対象事業実施区域の林の状況(長年放置された二次林で、調査の為の詳細な踏査が困難)から、他の種･群集に比して、現況把握が難しいと面があるが適切な調査ルートを設定することで、有効なデータを収集することができると考えられる。

また、知見の有無については猛禽類の知見は近年多数あるが、他の種･群集は、それに比して少ない。

以上の比較検討の結果、上位性の観点からの注目種をオオタカ･ノスリ、典型性の観点からの注目群集をコナラ林、水辺の希少種(サンショウウオ類･ホトケドジョウ)とした。

8. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景 観

[1] 調査すべき情報

地域の景観特性、主要な眺望点の分布とその概況、景観資源の状況、主要な眺望景観の概要及び主要な囲繞景観の状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

調査方法は、景観に係る以下の資料の収集及び現地踏査により実施した。

・日本観光振興協会 全国旅行情報サイト　https://www.nihon-kankou.or.jp/list/
・富谷市公式 Web サイト　https://www.tomiya-city.miyagi.jp/
・「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁，昭和 61 年）

[4] 調査結果

(ｱ) 地域の景観特性

対象事業実施区域は、富谷市のほぼ中央に位置しており、陸前丘陵と呼ばれる丘陵地に存在している。対象事業実施区域の南側は成田、西側国道 4 号沿いはあけの平や大清水、ひより台などの住宅団地となっているが、区域内は主にコナラを主体とした二次林であり、区域付近の低地には農地や水田が広がっており、対象事業実施区域及びその周辺は、身近で緑豊かな農村景観となっている。

(ｲ) 主要な眺望点の分布とその概況

調査地域の主要な眺望点として、大亀山森林公園と富ヶ岡公園が存在する。また、地域住民の生活利用がなされる眺望地点として、富谷市役所が挙げられる。主要な眺望点の概況は表 3.1.8-1、主要な眺望点の分布状況は図 3.1.8-1 に示すとおりである。

表 3.1.8-1　主要な眺望点の概況

番号	名称	概況	事業区域との関連性
1	大亀山森林公園	富谷市のシンボルのひとつであり、公園内の中心に展望タワーがある。展望広場から上部展望フロアまでの高さが 20 メートルで、展望広場の標高 118 メートルと合わせて 138 メートル、階段数も 138 段と、市名富谷（トミヤ＝138）にちなんで整備されている。頂上の展望フロアからは、天気の良い日には七ツ森、船形連峰、蔵王連峰や仙台平野のかなたには太平洋も望むことができ、360 度の大パノラマが楽しめる。	対象事業実施区域の東南東約 2km の地点
2	富ヶ岡公園	四方が展望でき、特に七ツ森、泉ケ岳、船形山、栗駒山などの眺望は雄大で美しい。	事業区域の北西約 1km の地点
3	富谷市役所	富谷市役所から出て南へ坂を下った地点から対象事業実施区域の北端部が視認される。市役所を利用する多くの地域住民に日常の景色として認識されている。	事業区域の北北西約 1.5km の地点

以下の資料調査及び現地踏査による。

出典：「日本観光振興協会 全国旅行情報サイト」（https://www.nihon-kankou.or.jp/list/、***閲覧：令和６年７月***）

「富谷市公式 Web サイト 富谷市マップ」

（https://www.tomiya-city.miyagi.jp/uploads/pdf/0412868f2f3378838a701836d8e3e8fcb6c1dc92.pdf、***閲覧：令和６年７月***）

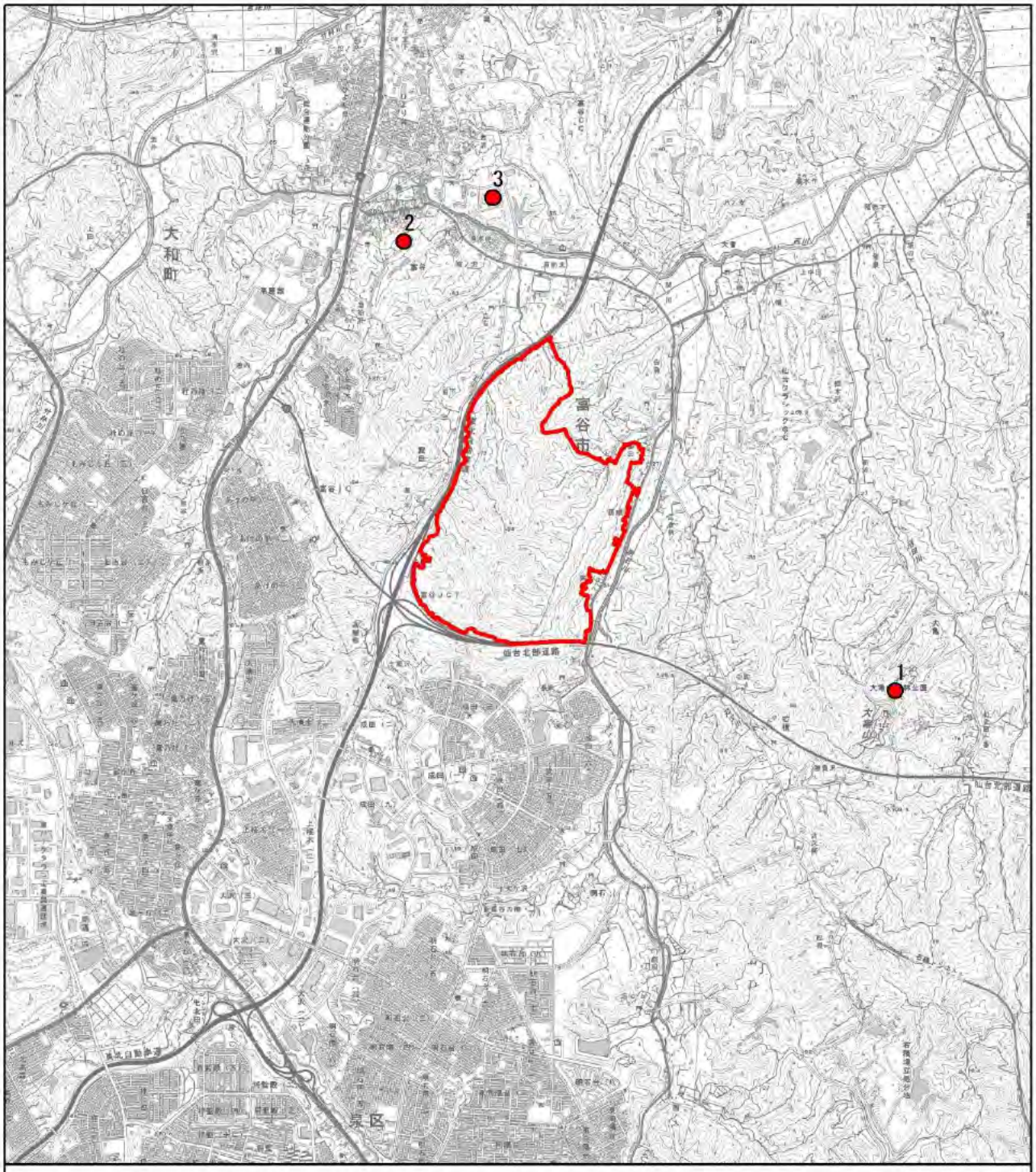

図 3.1.8-1　主要な眺望点の分布状況

(ｳ) 景観資源の状況

第 3 回自然環境保全基礎調査の自然環境情報図によれば、調査地域には景観資源として挙げられているものはない。ただし、対象事業実施区域内は市街地と隣接した自然地形と里山景観を保持している丘陵地形である。

(ｴ) 主要な眺望景観の概要

主要な眺望景観として、大亀山森林公園の展望台から望む七ツ森、船形連峰、蔵王連峰、富ヶ岡公園から望む七ツ森、泉が岳、船形山、栗駒山が挙げられる。

表 3.1.8-2　主要な眺望景観

番号	眺望点	概況
1	大亀山森林公園 展望台	大亀山森林公園の展望台は、展望広場から上部展望フロアまでの高さが 20 メートルで、展望広場の標高 118 メートルと合わせて 138 メートル、階段数も 138 段と、市名富谷（トミヤ＝138）にちなんで整備されている。頂上の展望フロアからは、天気の良い日には七ツ森、船形連峰、蔵王連峰や仙台平野のかなたには太平洋も望むことができ、360 度の大パノラマが楽しめる。
2	富ヶ岡公園	地形を利用して、マツ、サクラ、カエデなどが植栽され、四方が展望でき、特に七ツ森、泉ケ岳、船形山、栗駒山などの眺望は雄大で美しい。

以下の資料調査及び現地踏査による。
出典：「日本観光振興協会 全国旅行情報サイト」（https://www.nihon-kankou.or.jp/list/、***閲覧：令和６年７月***）
「富谷市公式 Web サイト 富谷市マップ」
（https://www.tomiya-city.miyagi.jp/uploads/pdf/0412868f2f3378838a701836d8e3e8fcb6c1dc92.pdf、***閲覧：令和６年７月***）

(ｵ) 主要な囲繞景観の概要

対象事業実施区域及びその周辺の囲繞景観の概要は表 3.1.8-3 に示すとおりである。対象事業実施区域内は一般の利用はほとんど無い。対象事業実施区域付近の低地には一般県道仙台三本木線や一般県道西成田宮床線が通っており、沿道に集落が点在している。また、低地は主に水田として利用されている。対象事業実施区域は、地域住民の日常生活の場や県道を通過する車窓から、農耕地や農村の背景にある樹林地として認識され、当該地域の緑の豊かさを印象付ける要因となっている。

表 3.1.8-3　囲繞景観の概要

分類した特徴的な地域	囲繞景観
農耕地景観地域	対象事業実施区域付近には、仙台北部道路や低地に一般県道仙台三本木線、一般県道西成田宮床線が通っており、沿道に集落が点在している。また、対象事業実施区域周辺の低地は主に水田として利用されている。対象事業実施区域は、地域住民の日常生活の場や県道を通過する車窓から、農耕地や農村の背景にある樹林地として認識されている。

出典：現地踏査による。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

[1] 調査すべき情報

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布とその利用状況とした。

[2] 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とした。

[3] 調査方法

調査方法は、人と自然との触れ合いの活動の場の状況に係る以下の資料の収集及び富谷市産業観光課への聞き取り調査により実施した。

・日本観光振興協会 全国旅行情報サイト　https://www.nihon-kankou.or.jp/list/

・富谷市公式 Web サイト　https://www.tomiya-city.miyagi.jp/

[4] 調査結果

対象事業実施区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1.8-4、その分布状況は図 3.1.8-2 に示すとおりである。

表 3.1.8-4　主要な人と自然と触れ合いの活動の場の状況

No.	地点名	対象事業実施区域の方向	対象事業実施区域までの距離	地点の概要
1	大亀山森林公園	北西	約2.0km	自然を楽しめる遊歩道やアスレチックのほか、バーベキュー等ができる炊事施設もある。
2	せせらぎ緑道	北	約0.8km	成田地区の団地内の緑道。
3	しんまち公園	南	約1.2km	富谷市役所や富谷市立富谷小学校、富谷市富谷中央公民館など市の拠点となり人の集まりやすい施設の近くに位置する公園である。
4	富ヶ岡公園	南	約1.0km	富谷宿のあったしんまち通り南側の丘陵地帯にある公園で、1891年（明治24年）に開設された。東屋からは360度に眺望が開け、七ツ森や泉ヶ岳、船形山、栗駒山などの景色が見渡せる。松や桜などの木々が植えられ、バードウォッチングや季節の植物を楽しむことができる。
5	西成田コミュニティセンター	南西	約0.5km	富谷市の子供の自然学習やイベントの場である。また、令和4年4月に不登校特例校が開設された。
6	成田東公園	北	約0.5km	成田地区の団地に位置する公園であり、他の団地内の公園より大規模である。令和8年1月まで北側で宅地開発の工事が行われている。
7	大黒澤苑	北西	約0.8km	庭園を備えた公民館であり、地域住民の交流の場となる。
8	富谷市総合運動公園	南東	約2.0km	市内で最も大きい総合施設の公園である。利用には、使用許可が必要である。

以下の資料調査及び現地踏査による。

出典：「日本観光振興協会 全国旅行情報サイト」（https://www.nihon-kankou.or.jp/list/、***閲覧：令和６年７月***）

「富谷市公式 Web サイト 富谷市マップ」

（https://www.tomiya-city.miyagi.jp/uploads/pdf/0412868f2f3378838a701836d8e3e8fcb6c1dc92.pdf、***閲覧：令和６年７月***）

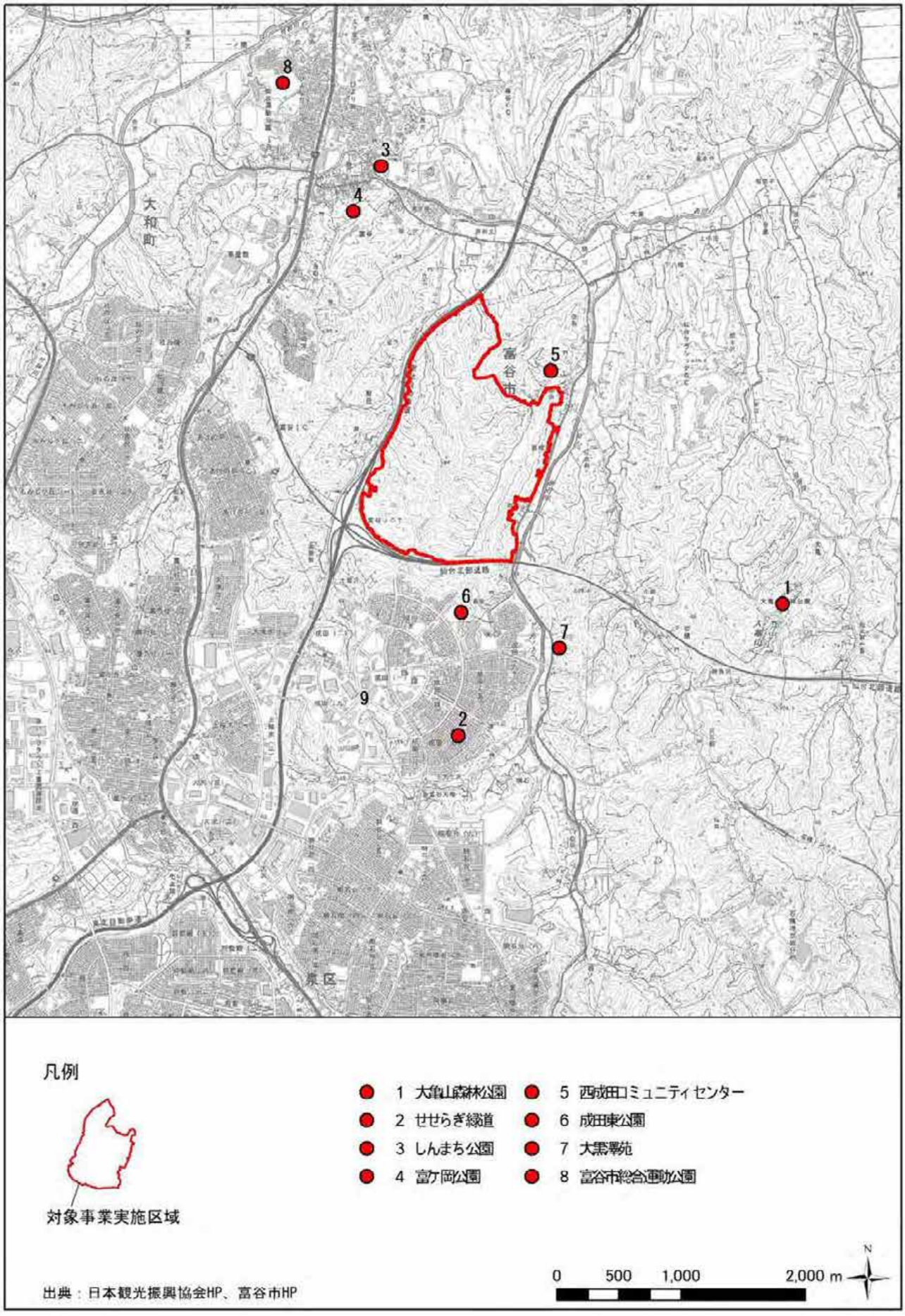

図 3.1.8-2　人と自然との触れ合いの活動の場の分布

(3) 一般環境中の放射線物質の状況

富谷市では、福島第一原発事故由来の空間放射線量測定について、平成 23 年 6 月から放射線量測定を行っていた。しかし東日本大震災の発生から 10 年が経過し、放射性物質汚染対処特措法に定める基準値 0.23μSv/h より低い数値で安定しているため、令和 3 年 3 月 31 日より放射線量測定を終了している。

令和 2 年の空間放射線量月平均値は表 3.1.8-5 及び図 3.1.8-3、測定場所は図 3.1.8-4 に示すとおりである。

表 3.1.8-5　空間放射線量の月平均値の推移（令和2年）（単位：μSv/h）

測定場所	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
富谷市役所	0.044	0.043	0.042	0.044	0.042	0.044	0.045	0.044	0.041	0.044	0.047	0.043
成田公民館	0.043	0.039	0.042	0.055	0.048	0.043	0.047	0.050	0.046	0.047	0.049	0.051
富谷中央公民館	0.044	0.043	0.041	0.051	0.045	0.046	0.046	0.040	0.042	0.038	0.049	0.047
富ヶ丘公民館	0.038	0.041	0.035	0.039	0.040	0.040	0.041	0.038	0.039	0.044	0.039	0.051
日吉台公民館	0.045	0.047	0.044	0.059	0.055	0.055	0.055	0.053	0.058	0.063	0.056	0.057
東向陽台公民館	0.050	0.050	0.050	0.048	0.048	0.047	0.046	0.052	0.044	0.045	0.050	0.048

出典：「富谷市公式 Web サイト 放射線・放射能の総合情報」

(https://www.tomiya-city.miyagi.jp/kurashi/kankyou/hozen/housyasen.html、***閲覧：令和５年７月***)

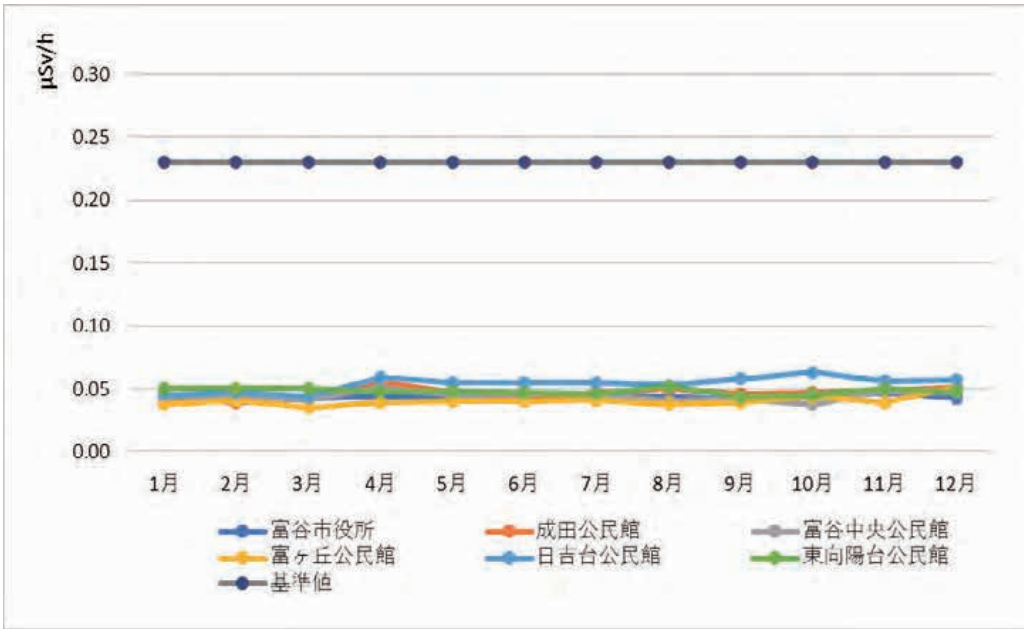

図 3.1.8-3　空間放射線量の月平均値の推移（令和2年）

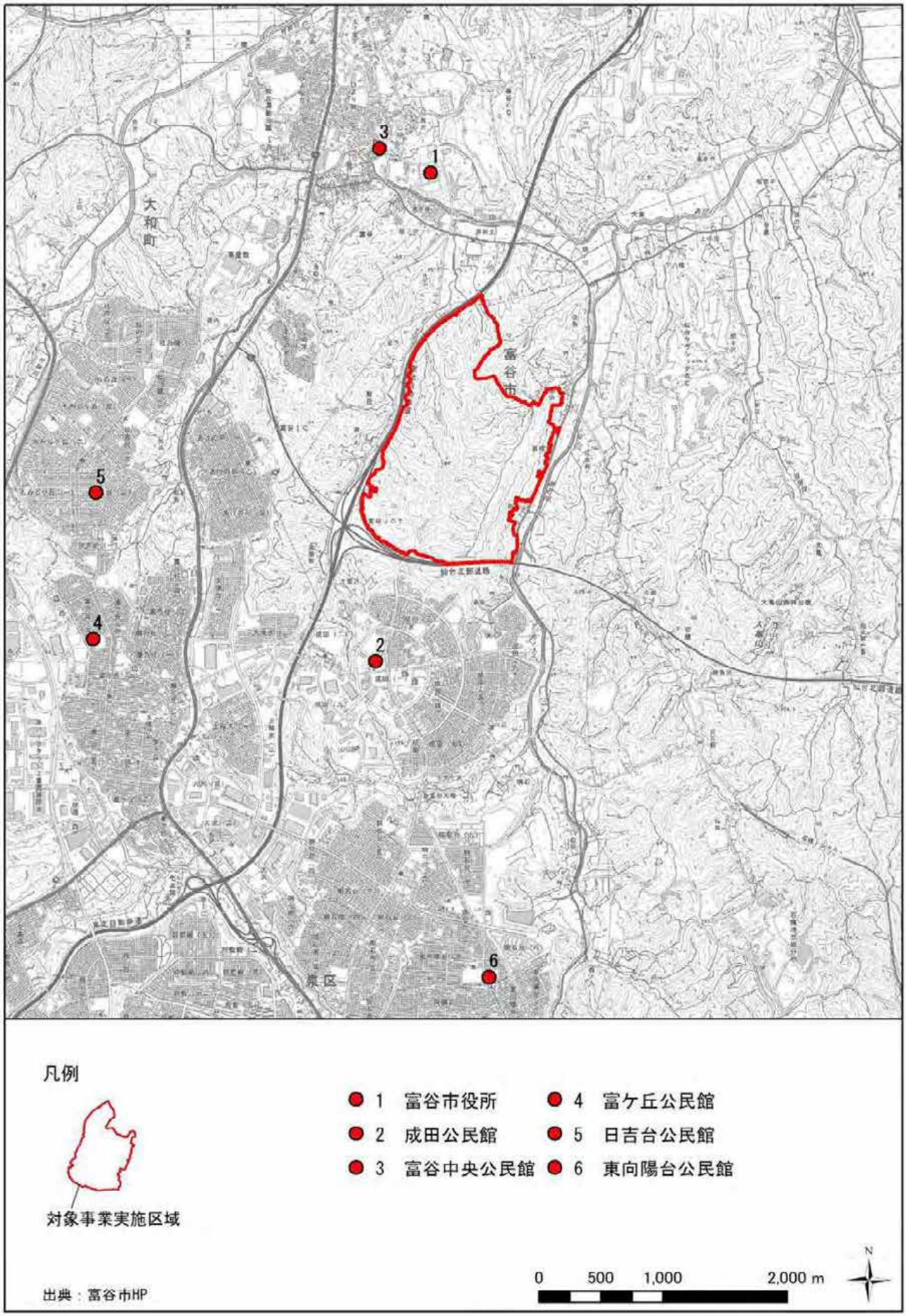

図 3.1.8-4　空間放射線量の測定場所

第2節. 地域の社会的環境の状況

1. 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

宮城県及び富谷市の人口・世帯数の過去 10 年の推移は表 3.2.1-1 に示すとおりである。富谷市の人口は平成 29 年まで増加傾向にあり、それ以降は横ばいである。世帯数は*平成 26 年から令和 5 年*まで増加傾向にある。

表 3.2.1-1　人口・世帯数の推移

年	宮城県		富谷市		宮城県		富谷市	
	人口 (人)	前年比 (%)	人口 (人)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)
平成 26 年	2,328,133	100.0%	51,836	101.4%	961,382	101.1%	18,118	102.3%
平成 27 年	2,324,469	99.8%	52,295	100.9%	971,643	101.1%	18,462	101.9%
平成 28 年	2,319,438	99.8%	52,528	100.4%	980,849	100.9%	18,729	101.4%
平成 29 年	2,312,085	99.7%	52,640	100.2%	989,300	100.9%	18,949	101.2%
平成 30 年	2,303,098	99.6%	52,569	99.9%	997,384	100.8%	19,147	101.0%
令和元年	2,292,386	99.5%	52,567	100.0%	1,006,676	100.9%	19,397	101.3%
令和 2 年	2,282,107	99.6%	52,431	99.7%	1,016,613	101.0%	19,652	101.3%
令和 3 年	2,268,356	99.4%	52,494	100.1%	1,023,972	100.7%	19,927	101.4%
令和 4 年	2,257,480	99.5%	52,399	99.8%	1,035,950	101.2%	20,191	101.3%
令和 5 年	***2,242,394***	***99.3%***	***52,418***	***100.0%***	***1,044,641***	***100.8%***	***20,433***	***101.2%***

注）黒川郡富谷町は，平成 28 年 10 月 10 日市制施行により富谷市になった。令和元年 10 月 1 日現在の市町村境域（市町村合併，市制施行を含む）に基づき集計しているため，富谷町については富谷市として表示している。

出典：「宮城県公式 Web サイト　住民基本台帳人口及び世帯数（各年 12 月末日現在）」
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-tsuki.html、***閲覧：令和 6 年 8 月***)

(2) 集落の状況

対象事業実施区域及びその周辺の集落等の状況は図 3.2.1-1 に示すとおりである。対象事業実施区域の南側から西側には成田、大清水、富ヶ丘、あけの平、とちの木団地等の大規模な住宅団地がある。

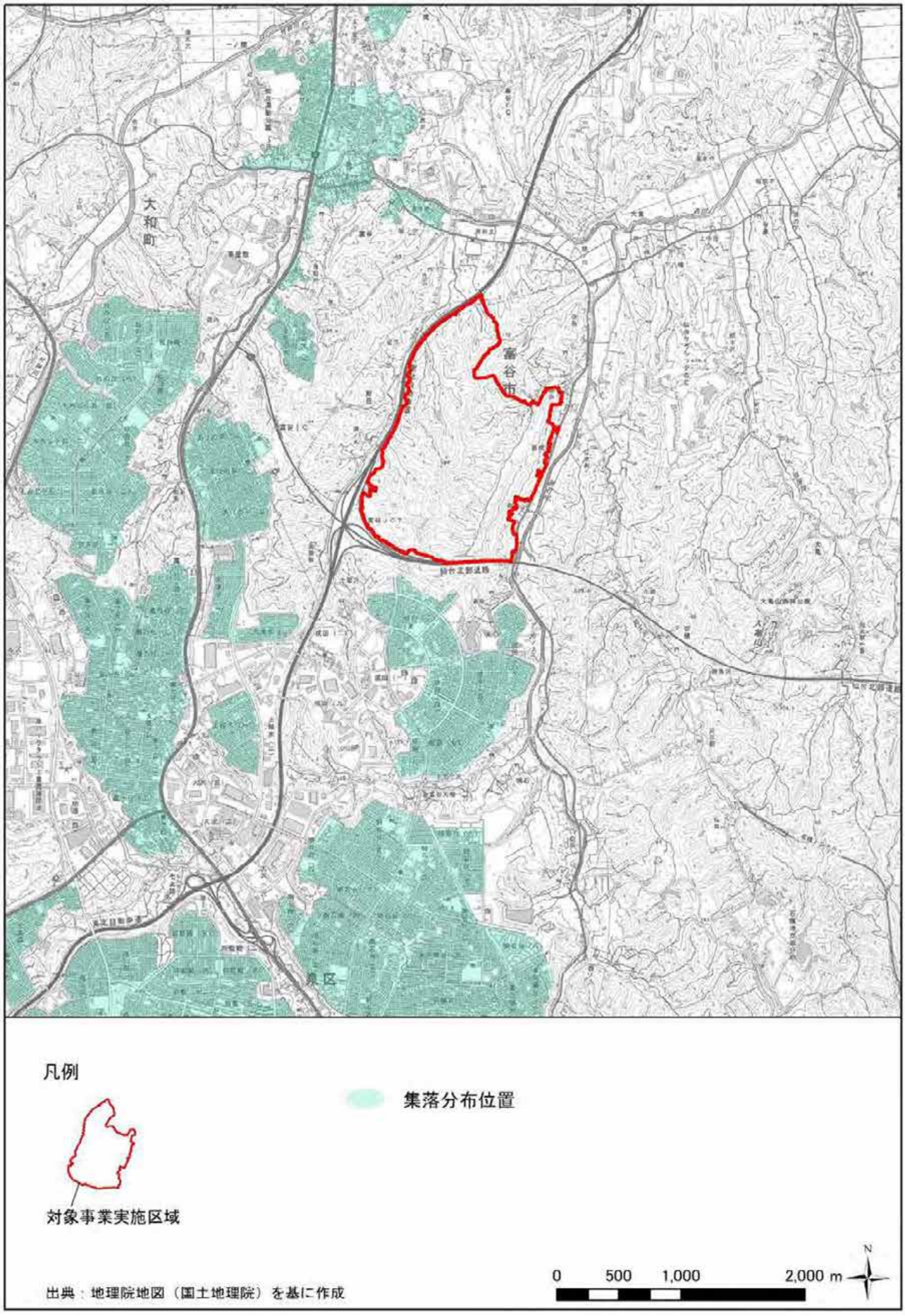
大和町
富谷市
泉区
凡例
集落分布位置
対象事業実施区域
出典：地理院地図（国土地理院）を基に作成
0
500
1,000
2,000 m
N

図 3.2.1-1　集落の分布

(3) 産業活動の状況

富谷市の産業別就業者数の推移は表 3.2.1-2 に示すとおりである。就業人口は第 3 次産業が最も多く、第 2 次産業、第 1 次産業の順になっている。推移を見ると、第 3 次産業、第 2 次産業は概ね増加傾向にあり、第 1 次産業は横ばいである。

表 3.2.1-2　産業別就業者数の推移（平成12年～令和2年）

分類	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）	総数（人）	構成比（%）
総数	17,871	100	20,530	100	22,189	100	25,009	100	25,280	100
第一次産業	271	1.5	305	1.5	236	1.1	282	1.1	266	1.1
農業	268	1.5	300	1.5	222	1	257	1	244	1.0
林業	3	0	4	0	11	0	13	0.1	15	0.1
漁業	-	-	1	0	3	0	12	0	7	0.0
第二次産業	5,174	29	4,560	22.2	4,705	21.2	5,726	22.9	5,893	23.3
鉱業	4	0	-	-	2	0	3	0	2	0.0
建設業	2,479	13.9	2,393	11.7	2,286	10.3	2,669	10.7	2,523	10.0
製造業	2,691	15.1	2,167	10.6	2,417	10.9	3,054	12.2	3,368	13.3
第三次産業	12,271	68.7	15,518	75.6	16,897	76.2	18,787	75.1	18,650	73.7
電気・ガス・熱供給・水道事業	153	0.9	202	1	265	1.2	280	1.1	245	1.0
運輸・通信業	1,684	9.4	2,110	10.3	2,298	10.4	2,595	10.4	2,495	9.9
卸売り・小売業	4,484	25.1	4,642	22.6	4,660	21	4,765	19.1	4,537	17.9
金融・保険業	410	2.3	426	2.1	554	2.5	605	2.4	533	2.1
不動産業	165	0.9	210	1	389	1.8	501	2	457	1.8
サービス業	4,553	25.5	6,954	33.9	7,621	34.3	8,860	35.4	9,189	36.3
公務	822	4.6	974	4.7	1,110	5	1,181	4.7	1,194	4.7
分類不能な産業	155	0.9	147	0.7	351	1.6	214	0.9	471	1.9

出典：「富谷市統計書*令和４年版*」（富谷市公式 Web サイト、*閲覧：令和６年８月*）

2. 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

富谷市及び対象事業実施区域の地目別面積は表 3.2.2-1 に示すとおりである。市域は約 40%が山林であり、雑種地・その他が約 30%、田・畑と宅地がそれぞれ約 15%となっている。

表 3.2.2-1 地目別面積（*令和4年*）

利用区分	富谷市	
	面積(ha)	比率(%)
田・畑	*749.8*	*15.2%*
山林	*1911.5*	*38.9%*
原野	*122.3*	*2.5%*
宅地	*733.6*	*14.9%*
雑種地・その他	*1400.8*	*28.5%*
合計	4918.0	100.0%

出典：「富谷市統計書*令和４年版*」（富谷市公式 Web サイト、*閲覧：令和６年８月*）

(2) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺の都市計画法に基づく用途地域の指定状況は図 3.2.2-1 に示すとおりである。対象事業実施区域の南から北側に用途地域の指定があるが、対象事業実施区域には用途地域の指定は無い。

(3) 土地利用計画

調査地域における土地利用基本計画は図 3.2.2-2 に示すとおりである。国土利用計画法に基づいて策定された土地利用基本計画によると、対象事業実施区域の全域が市街化調整区域、ほぼ全域が森林地域となっており、対象事業実施区域東側には農業地域が帯状に分布している。

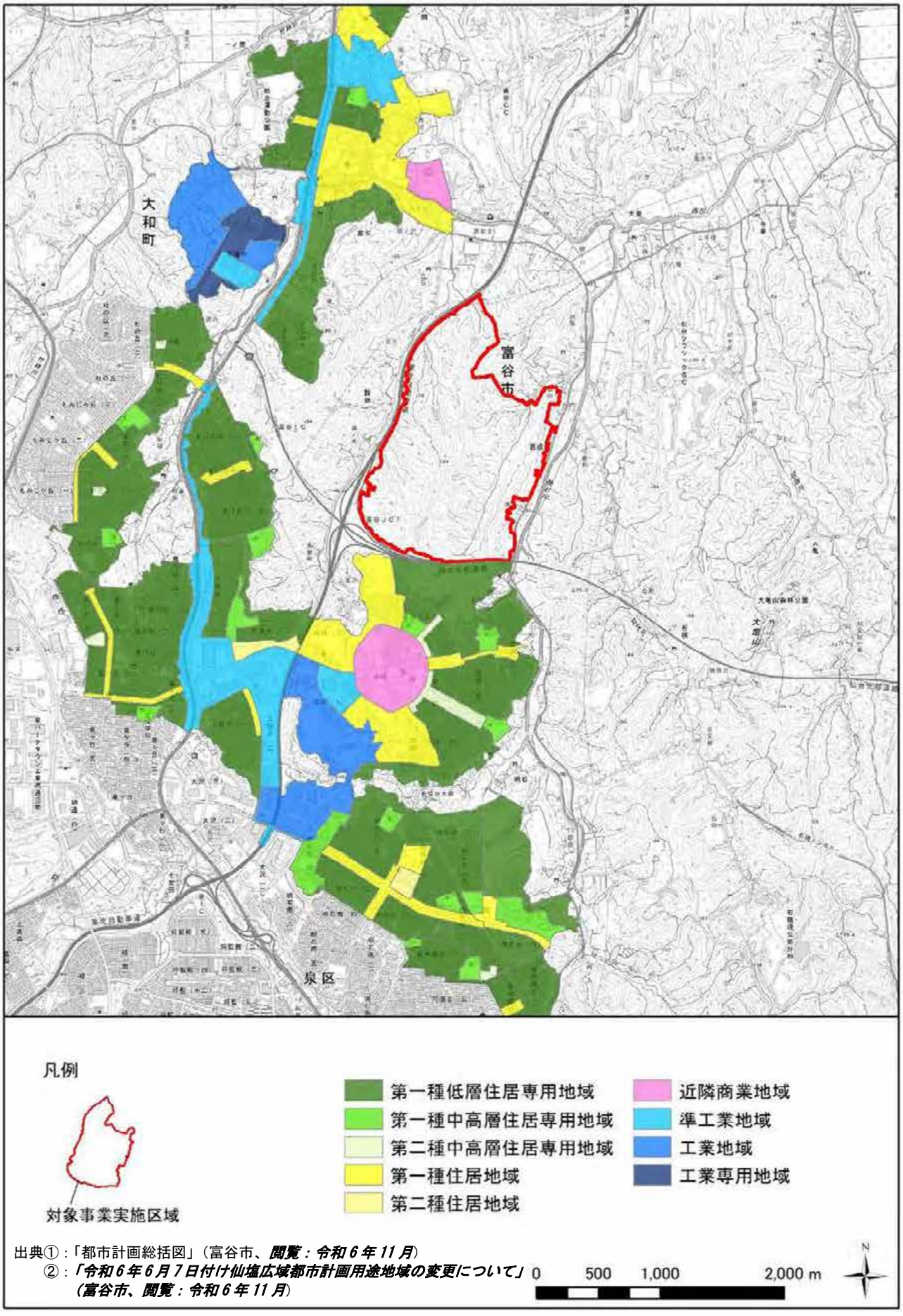

出典①：「都市計画総括図」（富谷市、*閲覧：令和６年11月*）
②：*「令和６年６月７日付け仙塩広域都市計画用途地域の変更について」（富谷市、閲覧：令和６年11月）*

図 3.2.2-1 *用途地域の指定状況*

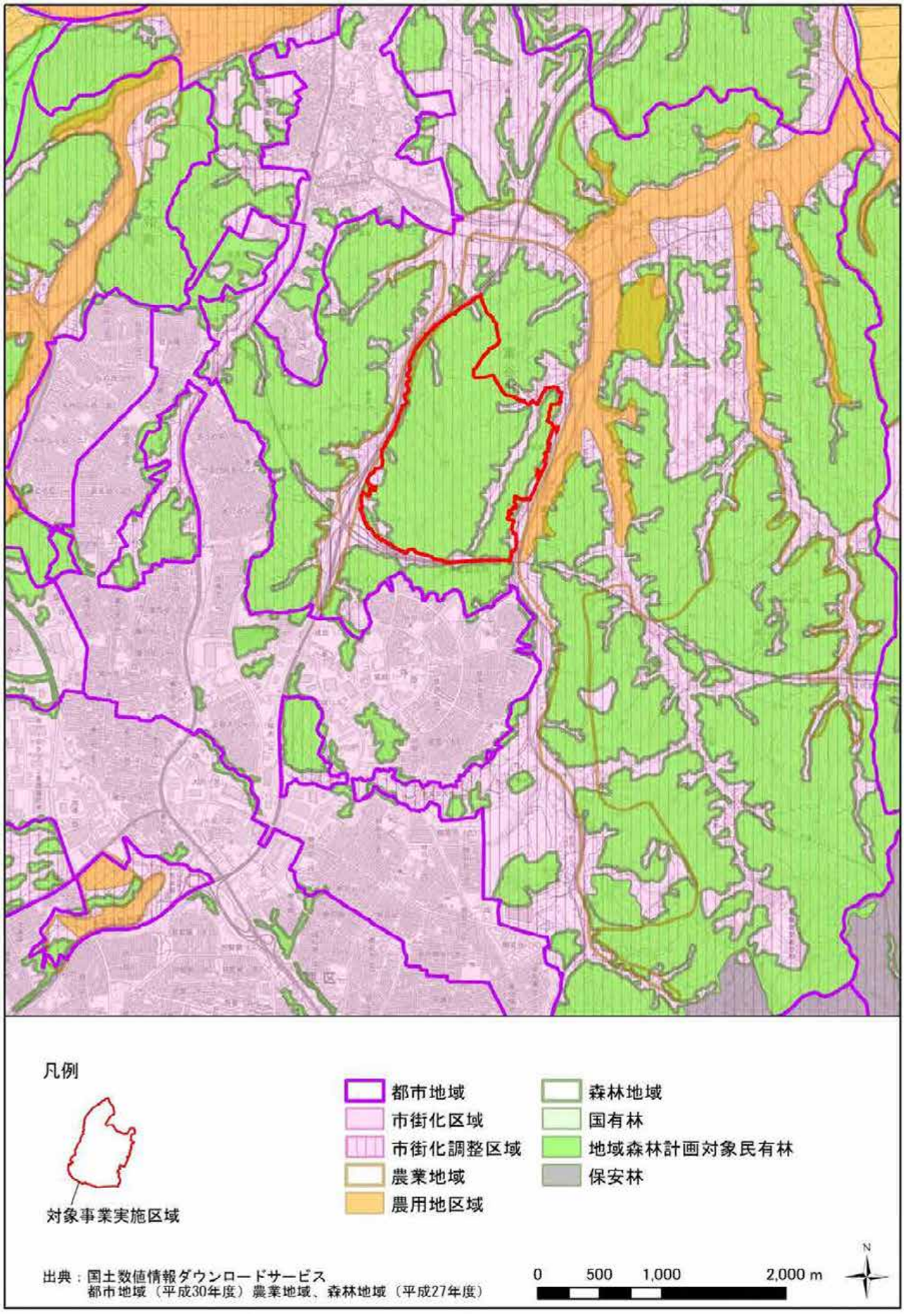

図 3.2.2-2　土地利用計画図

3. 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周辺の河川の状況については、「第 3 章第 1 節 2.水に係る環境の状況」のとおりである。対象事業実施区域の東側には明石川、西側には穀田川が流れており、いずれも西川に合流し、西川は吉田川に合流する。富谷市経済産業部によると、対象事業実施区域内及び周辺に農業用取水堰は分布していない。

(2) 地下水

富谷市の地下水揚水量は表 3.2.3-1 に示すとおりである。平成 11 年に実施された地下水揚水量等実態調査の結果、富谷市の井戸本数は 33 本であり、揚水量は 1,508㎥／日である。富谷市は宮城県公害防止条例に基づく地盤沈下防止対策の指定地域ではない。

表 3.2.3-1　富谷市の地下水揚水量一覧（平成11年調査）　揚水量単位：㎥／日

町名	工業用			建築物用			水道用			農業用			合計		
	事業所数	井戸本数	揚水量	事業所数	井戸本数	揚水量	事業所数	井戸本数	揚水量	事業所数	井戸本数	揚水量	事業所数	井戸本数	揚水量
富谷市	4	4	223	11	15	503	2	4	170	8	10	612	25	33	1,508

出典：「*令和５年版*宮城県環境白書(資料編)」（宮城県、***閲覧：令和６年６月***）

(3) 湖沼・ため池

対象事業実施区域及びその周辺のため池の分布は図 3.2.3-1 に示すとおりであり、周辺に多数のため池が存在する。対象事業計画区域内のため池は表 3.2.3-2 に示すとおりである。

表 3.2.3-2　対象事業実施区域における湖沼・ため池

施設名	所在地	所有者	管理者	堤高(m)	堤頂長 (m)	総貯水量（千㎥）
石沢三号溜池	富谷市穀田	富谷市	***組合***	***5.0***	***50.0***	3.0

出典：「みやぎのため池マップ」
(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonbou/tameikemap.html、***閲覧：令和６年８月***)

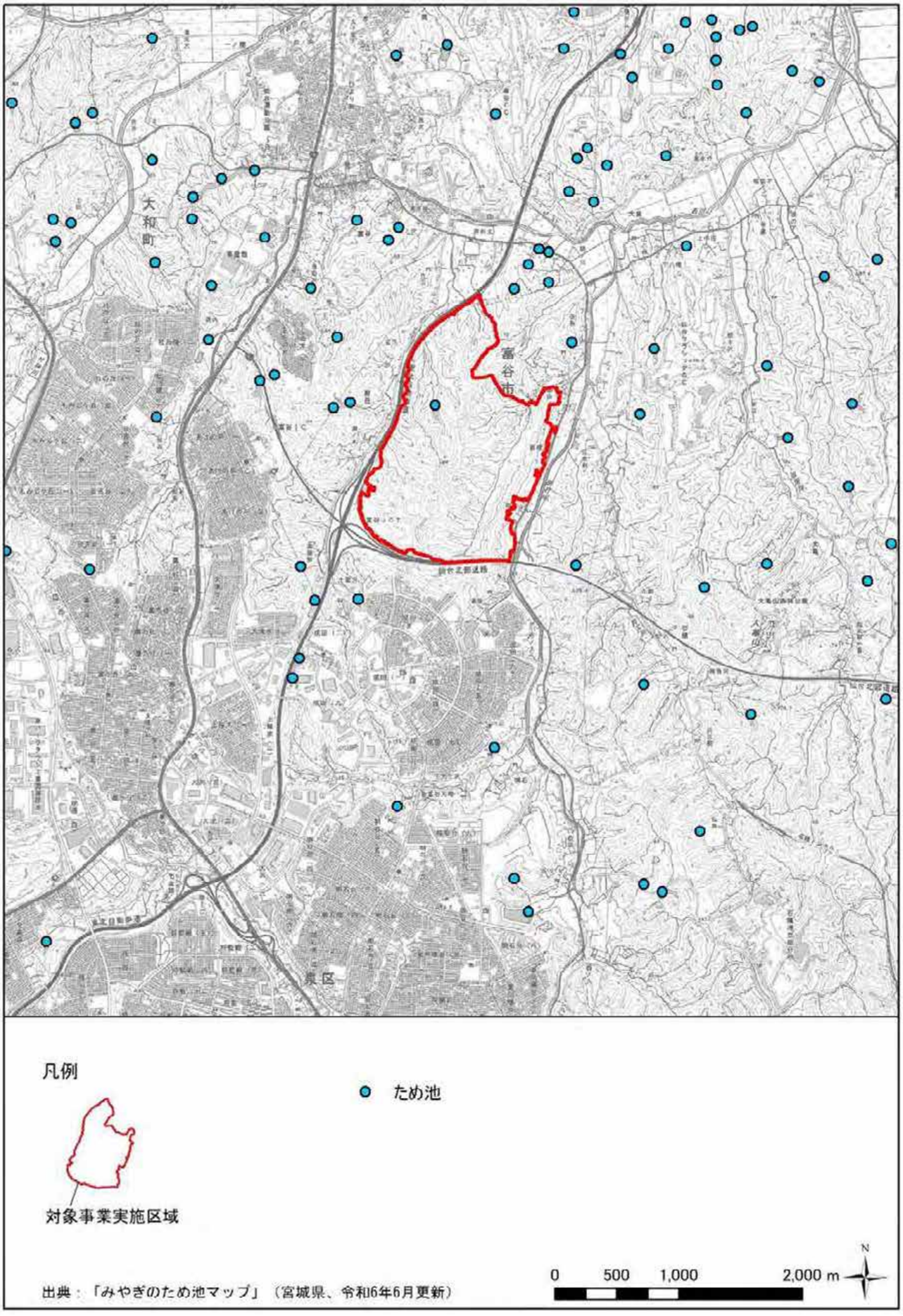

図 3.2.3-1 *ため池位置図*

4. 交通の状況

(1) 交通網の状況

対象事業実施区域周辺における主要な交通の状況を表 3.2.4-1、図 3.2.4-1 に示す。対象事業実施区域の西側には一般国道 4 号が南北に通っており、区域西縁には東北自動車道が南北に通っている。区域の東側には主要地方道仙台三本木線が南北に、北側には一般県道西成田宮床線、南側には一般国道 47 号（仙台北部道路）が東西に通っている。

表 3.2.4-1　主要な交通の状況

番号	種別	路線名
1	高速自動車国道	東北自動車道
2	一般国道	一般国道 4 号
3	主要地方道	主要地方道仙台三本木線
4	一般県道	一般県道西成田宮床線
5	一般国道	一般国道 47 号（仙台北部道路）

出典：「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省、令和 3 年度）

(2) 交通量の状況

対象事業実施区域周辺における交通量の状況を表 3.2.4-2 に示す。道路の状況は図 3.2.4-1 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺の区間では、昼間 12 時間自動車類交通量は一般国道 4 号の富谷市富谷源内が最も多く、12 時間で 28,127 台であった。24 時間自動車類交通量は一般国道 4 号の富谷市富ヶ丘一丁目の交通量が最も多く、24 時間で 39,300 台であった。

表 3.2.4-2(1/2)　交通量状況（令和3年）

番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量 集計時間区分	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	昼夜率	昼ピ間｜12ク時比間率 (%)	昼大間型12車時混間入率 (%)
1	東北自動車道	一般国道47号（仙台北部道路）富谷JCT～塩釜吉岡線大和IC	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	19,393	8,274	27,667	1.39	10.8	29.9
			24時間自動車類交通量（上下合計）	23,461	14,893	38,354			
2	東北自動車道	東北自動車道～一般国道47号（仙台北部道路）富谷JCT	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	17,069	5,636	22,705	1.37	12.0	24.8
			24時間自動車類交通量（上下合計）	20,580	10,527	31,107			
3	一般国道4号	富谷市二ノ関中道北	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	24,352	2,665	27,017	1.37	11.1	9.9
			24時間自動車類交通量（上下合計）	32,869	4,144	37,013			
4	一般国道4号	富谷市二ノ関中道北	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	24,352	2,665	27,017	1.37	11.1	9.9
			24時間自動車類交通量（上下合計）	32,869	4,144	37,013			

表 3.2.4-2 (2/2)　交通量状況（令和3年）

番号	路線名	観測地点名	自動車類交通量 集計時間区分	小型車	大型車	合計	昼夜率	昼ピ間｜12ク時比間率	昼大間型12車時混間入率
				（台）	（台）	（台）		（%）	（%）
5	一般国道4号	富谷市富谷源内	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	25,230	2,897	28,127	1.31	9.7	10.3
			24時間自動車類交通量（上下合計）	32,712	4,135	36,847			
6	一般国道4号	富谷市富ヶ丘一丁目	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	25,355	2,517	27,872	1.41	9.3	9.0
			24時間自動車類交通量（上下合計）	35,206	4,094	39,300			
7	主要地方道 仙台三本木線	富谷市西成田千刈沖	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	5,669	835	6,504	1.23	15.2	12.8
			24時間自動車類交通量（上下合計）	6,769	1,231	8,000			
8	一般県道 西成田宮床線	富谷市富谷原前南	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	6,482	617	7,099	1.23	14.1	8.7
			24時間自動車類交通量（上下合計）	7,702	1,030	8,732			
9	一般県道 西成田宮床線	一般国道4号～富谷市・大和町境	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	1,598	214	1,812	1.22	18.3	11.8
			24時間自動車類交通量（上下合計）	1,872	339	2,211			
10	主要地方道 仙台三本木線	富谷市西成田南田	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	8,344	794	9,138	1.24	13.6	8.7
			24時間自動車類交通量（上下合計）	9,989	1,342	11,331			
11	主要地方道 仙台三本木線	富谷市明石下向田	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	6,862	775	7,637	1.23	12.9	10.1
			24時間自動車類交通量（上下合計）	8,171	1,223	9,394			
12	一般国道47号（仙台北部道路）	塩釜吉岡線利府しらかし台～東北自動車道富谷ＪＣＴ	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	10,204	4,580	14,784	1.27	11.9	31.0
			24時間自動車類交通量（上下合計）	11,954	6,855	18,809			
13	一般国道47号（仙台北部道路）	東北自動車道富谷ＪＣＴ～一般国道4号富谷ＩＣ	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	1,855	405	2,260	1.13	15.9	17.9
			24時間自動車類交通量（上下合計）	2,087	477	2,564			

※交通量は上下合計の台数を示す。
出典：「令和 3 年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（国土交通省、令和 3 年度）

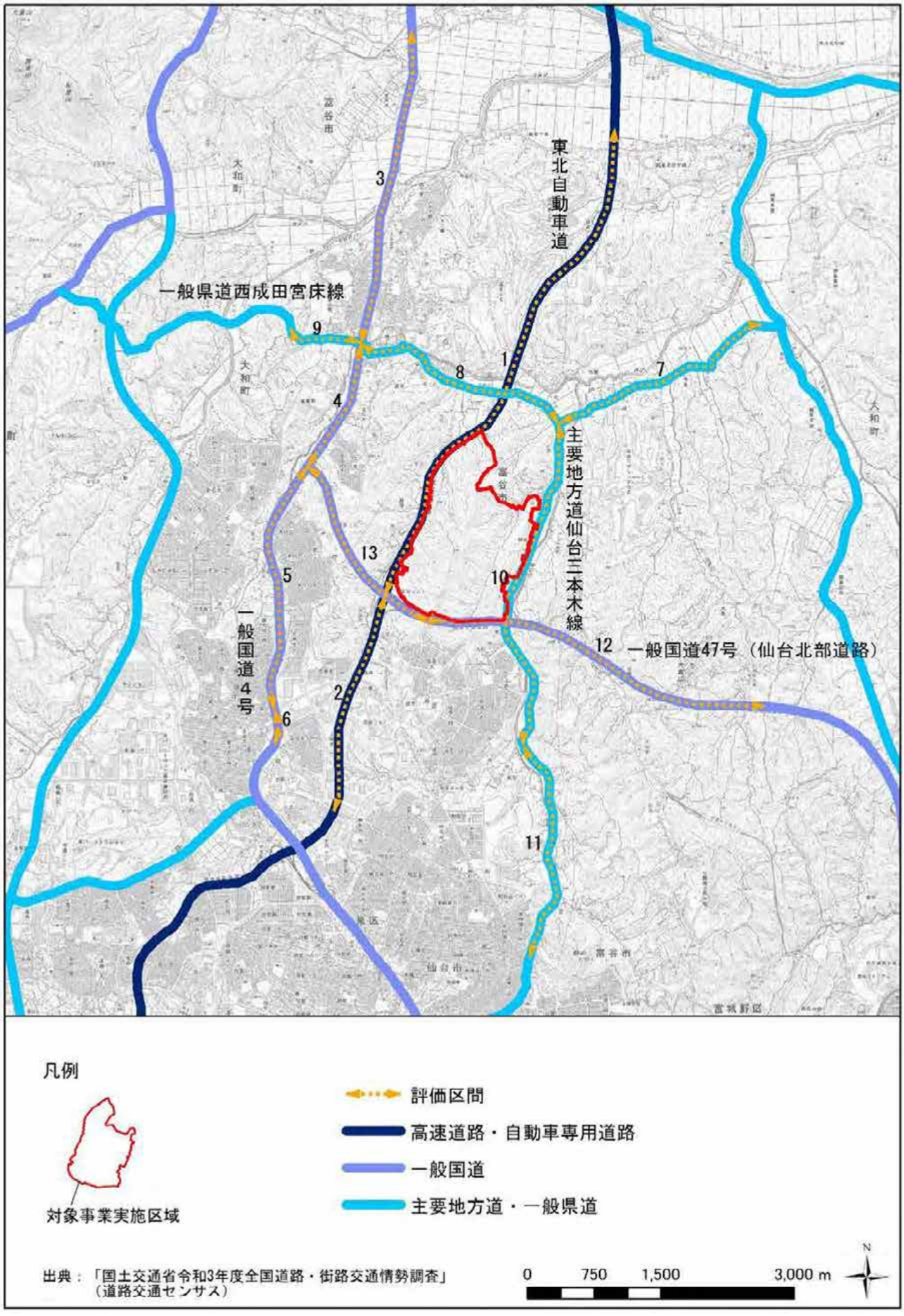

図 3.2.4-1　主な交通の状況

5. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、病院等が挙げられる。対象事業実施区域及びその周辺における上記施設の配置状況は表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示すとおりである。これらは対象事業実施区域の南側や、南西側、北側の団地を中心に分布している。

表 3.2.5-1 (1/2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設

No	区分	名称	住所
1	役所	富谷市役所	富谷市富谷坂松田 30
2	出張所・公民館	富ケ丘出張所・富ケ丘公民館	富谷市富ケ丘 3 丁目 1－28
3	出張所・公民館	東向陽台出張所・東向陽台公民館	富谷市明石台 1 丁目 1
4	出張所・公民館	あけの平出張所・あけの平公民館	富谷市あけの平 2 丁目 22－14
5	出張所・公民館	日吉台出張所・日吉台公民館	富谷市日吉台 2 丁目 22－15
6	出張所・公民館	成田出張所・成田公民館	富谷市成田 1 丁目 1－1
7	出張所・公民館	富谷中央公民館	富谷市富谷西沢 13
8	保健福祉施設	福祉健康センター	富谷市富谷西沢 13
9	保健福祉施設	保健福祉総合支援センター（地域包括支援センター）	富谷市富谷桜田 1－1
10	保健福祉施設	富ケ丘・日吉台圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターいちい）	富谷市富ケ丘 2 丁目 10－15
11	保健福祉施設	東向陽台・成田圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターさくら）	富谷市成田 1 丁目 5－7
12	保健福祉施設	富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター（地域包括支援センターわかば）	富谷市富谷桜田 1－11
13	保健福祉施設	地域活動支援センター	富谷市桜田 1－7
14	保健福祉施設	とみや子育て支援センター“とみここ”	富谷市明石台 7 丁目 2－1
15	保育所等	富谷保育所	富谷市富谷狸屋敷 30
16	保育所等	富ケ丘保育所	富谷市富ケ丘 3 丁目 1－38
17	保育所等	東向陽台保育所	富谷市東向陽台 3 丁目 17－3
18	保育所等	成田保育所	富谷市成田 3 丁目 15－7
19	保育所等	上桜木果樹園の森こども園（認定こども園）	富谷市上桜木 2 丁目 1－9
20	保育所等	明石台若樹の森こども園（認定こども園）	富谷市明石台 4 丁目 3－3
21	保育所等	とみや杜の橋こども園（認定こども園）	富谷市殿橋 2 丁目 11－6
22	保育所等	アルシュ富谷こども園（認定こども園）	富谷市明石台 7 丁目 2－2
23	保育所等	富田ひよこ園（認定こども園）	富谷市成田 4 丁目 18－5
24	保育所等	***認定こども園 明石台こども園（認定こども園）***	***富谷市明石台 1 丁目 2－1***
25	保育所等	富ケ丘菜の花保育園（認可保育所）	富谷市冨家丘 3 丁目 1－28
26	保育所等	ぷらむ保育園富谷（認可保育所）	富谷市三関坂の下 127－2
27	保育所等	明石台くまちゃん保育園（認可保育所）	富谷市明石台 5 丁目 1－17
28	保育所等	ぷらむ保育園大清水（認可保育所）	富谷市大清水 1 丁目 9－8
29	保育所等	富谷ひよこの里（小規模保育室）	富谷市成田 1 丁目 6－1
30	保育所等	大清水ぞうさん保育園（小規模保育室）	富谷市大清水 2 丁目 22－1　エスコート大清水ショッピングセンター内
31	保育所等	ひよこのおうち（小規模保育室）	富谷市成田 1 丁目 6－1
32	保育所等	キッズフィールド大清水園（小規模保育室）	富谷市大清水 2 丁目 13－2
33	保育所等	***とみや子育てサロン***	***富谷市富谷西沢 13***

表 3.2.5-1 (2/2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設

No	区分	名称	住所
34	幼稚園	富谷幼稚園（公立）	富谷市富谷狸屋敷 13
35	幼稚園	鷹乃杜幼稚園（私立）	富谷市鷹乃杜 1 丁目 23－16
36	幼稚園	ひより台幼稚園（私立）	富谷市ひより台 2 丁目 42－1
37	幼稚園	成田中央幼稚園（私立）	富谷市成田 3 丁目 15－9
38	小学校	富谷小学校	富谷狸屋敷 85
39	小学校	富ケ丘小学校	富谷市富ケ丘 1 丁目 17－37
40	小学校	東向陽台小学校	富谷市明石台 1 丁目 37－13
41	小学校	あけの平小学校	富谷市あけの平 2 丁目 18－1
42	小学校	日吉台小学校	富谷市日吉台 1 丁目 13－1
43	小学校	成田東小学校	富谷市成田 6 丁目 36－1
44	小学校	成田小学校	富谷市成田 3 丁目 1－1
45	小学校	明石台小学校	富谷市明石台 5 丁目 15－1
46	中学校	富谷中学校	富谷市穀田土間沢 1－9
47	中学校	富谷中学校西成田教室	富谷市西成田郷田 1－94
48	中学校	富谷第ニ中学校	富谷市あけの平 3 丁目 86
49	中学校	東向陽台中学校	富谷市明石台 1 丁目 14
50	中学校	日吉台中学校	富谷市日吉台 3 丁目 19－2
51	中学校	成田中学校	富谷市成田 3 丁目 34－1
52	高等学校	宮城県富谷高等学校	富谷市成田 2 丁目 1－1
53	病院	明石台こどもクリニック	富谷市明石台 6 丁目 1－20　明石台ショッピングセンター内
54	病院	タウンクリニックえん	富谷市明石台 7 丁目 1－5
55	病院	ちば小児科医院	富谷市富谷北裏 47
56	病院	のりこ小児科	富谷市日吉台 2 丁目 24－2
57	病院	***宮城県済生会こどもクリニック***	***富谷市成田８丁目４－６***
58	病院	明石台整形外科	富谷市明石台 2 丁目 22－5
59	病院	明石台内科循環器科医院	富谷市明石台 5 丁目 1－4
60	病院	やすこ女性クリニック	富谷市明石台 6 丁目 1－20　明石台ショッピングセンター内
61	病院	大清水内科クリニック	富谷市大清水 1 丁目 2－3
62	病院	富谷中央病院	富谷市上桜木 2 丁目 1－6
63	病院	富谷ファミリーメンタルクリニック	富谷市上桜木 2 丁目 3－6
64	病院	上桜木しんがい脳神経外科	富谷市上桜木 2 丁目 3－14
65	病院	佐藤病院	富谷市三ノ関坂ノ下 116－1
66	病院	長澤整形外科クリニック	富谷市富ケ丘 2 丁目 11－12
67	病院	富ケ丘内科・アレルギー科	富谷市富ケ丘 2 丁目 11－44
68	病院	仙台リハビリテーション病院	富谷市成田 1 丁目 3－1
69	病院	いとうクリニック	富谷市成田 4 丁目 1－11
70	病院	新富谷Ｓ・Ｓレディースクリニック	富谷市成田 9 丁目 1－20
71	病院	日吉台きむら内科	富谷市日吉台 1 丁目 21－1
72	病院	たいとみ胃腸内科医院	富谷市日吉台 2 丁目 34－2
73	病院	渋谷クリニック	富谷市日吉台 2 丁目 38－10
74	病院	富谷医院	富谷市ひより台 1 丁目 45－1
75	その他	総合運動公園	富谷市市一ノ関膳合山 6－8
76	その他	文化創造の森　大黒澤苑	富谷市明石二反目 42
77	その他	富谷宿観光交流ステーション「とみやど」	富谷市新町 111－1
78	その他	富谷市まちづくり産業交流プラザ（TOMI+：とみぷら）	富谷市新町 95
79	その他	西成田コミュニティセンター	富谷市西成田郷田 1－94
80	その他	大亀山森林公園	富谷市大亀和合田 2－13－1

出典：「富谷市暮らしのガイドブック」（富谷市、*令和６年 11 月*）
「公立高校ガイドブック地区別（教育指導第一班・第二班）」
(https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kyo-guidebook-tiku.html、閲覧：令和６年 11 月)

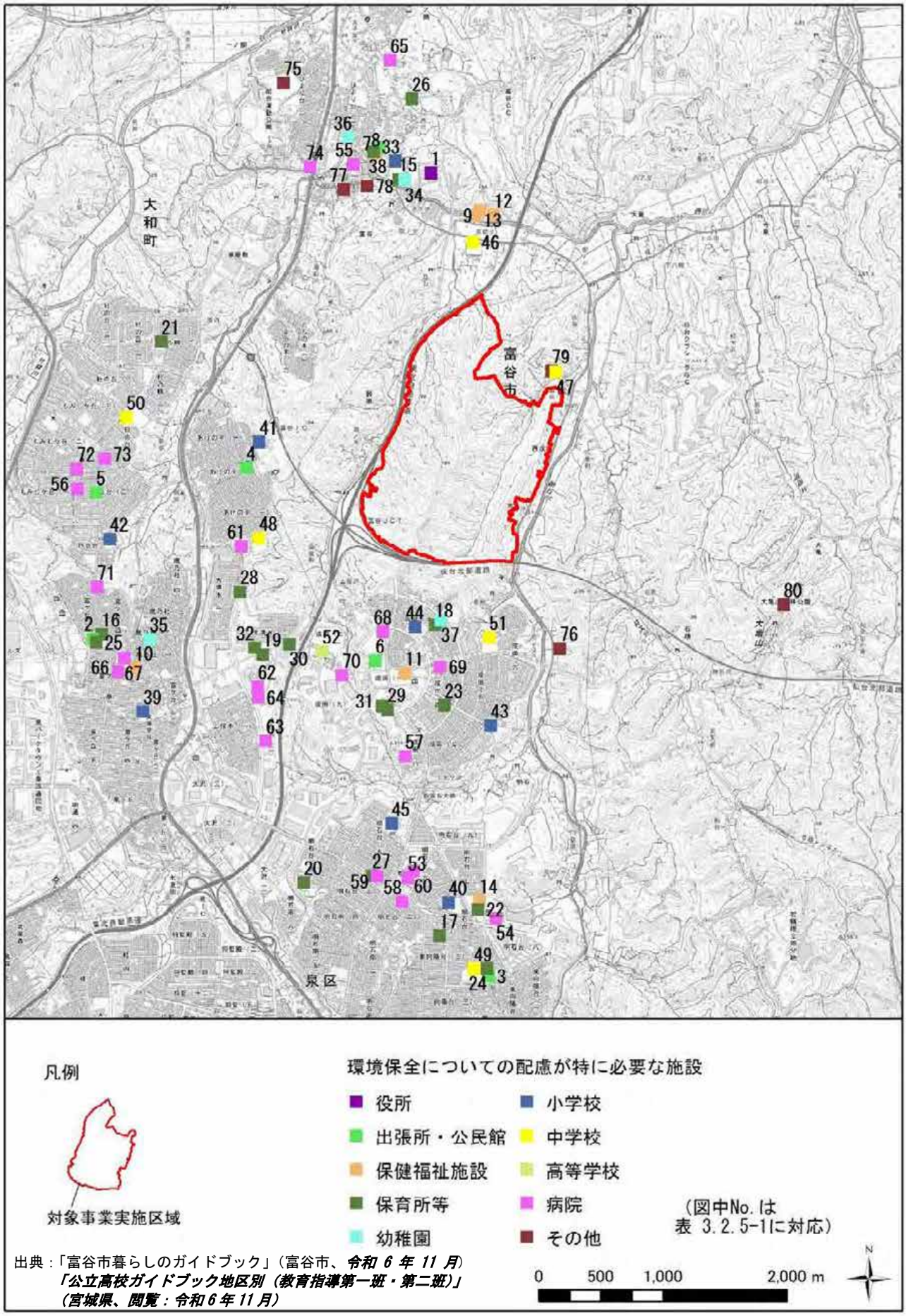

出典：「富谷市暮らしのガイドブック」（富谷市、*令和 6 年 11 月*）
「公立高校ガイドブック地区別（教育指導第一班・第二班）」
（宮城県、閲覧：令和 6 年 11 月）

図 3.2.5-1 *環境保全について配慮が特に必要な施設*

6. 下水道等の整備状況

富谷市には吉田川流域下水道が整備されている。これらの整備状況は表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

表 3.2.6-1　下水道計画

処理区名	関連市町村名	全体計画（目標年度：令和 17 年度）			事業計画（目標年度：令和 7 年度）			現状（H31.3.31 現在）	
		処理面積（ha）	処理人口（人）	汚水量（m^3/日最大）	処理面積（ha）	処理人口（人）	汚水量（m^3/日最大）	処理面積（ha）	処理人口（人）
黒川	富谷市	1,839.0	52,938	22,711	1,172.9	50,045	20,996	1,108.4	47,641

出典：「みやぎの下水道」（令和 2 年 3 月改訂）」（宮城県企業局水道経営課、土木部都市計画課、令和 2 年 3 月）

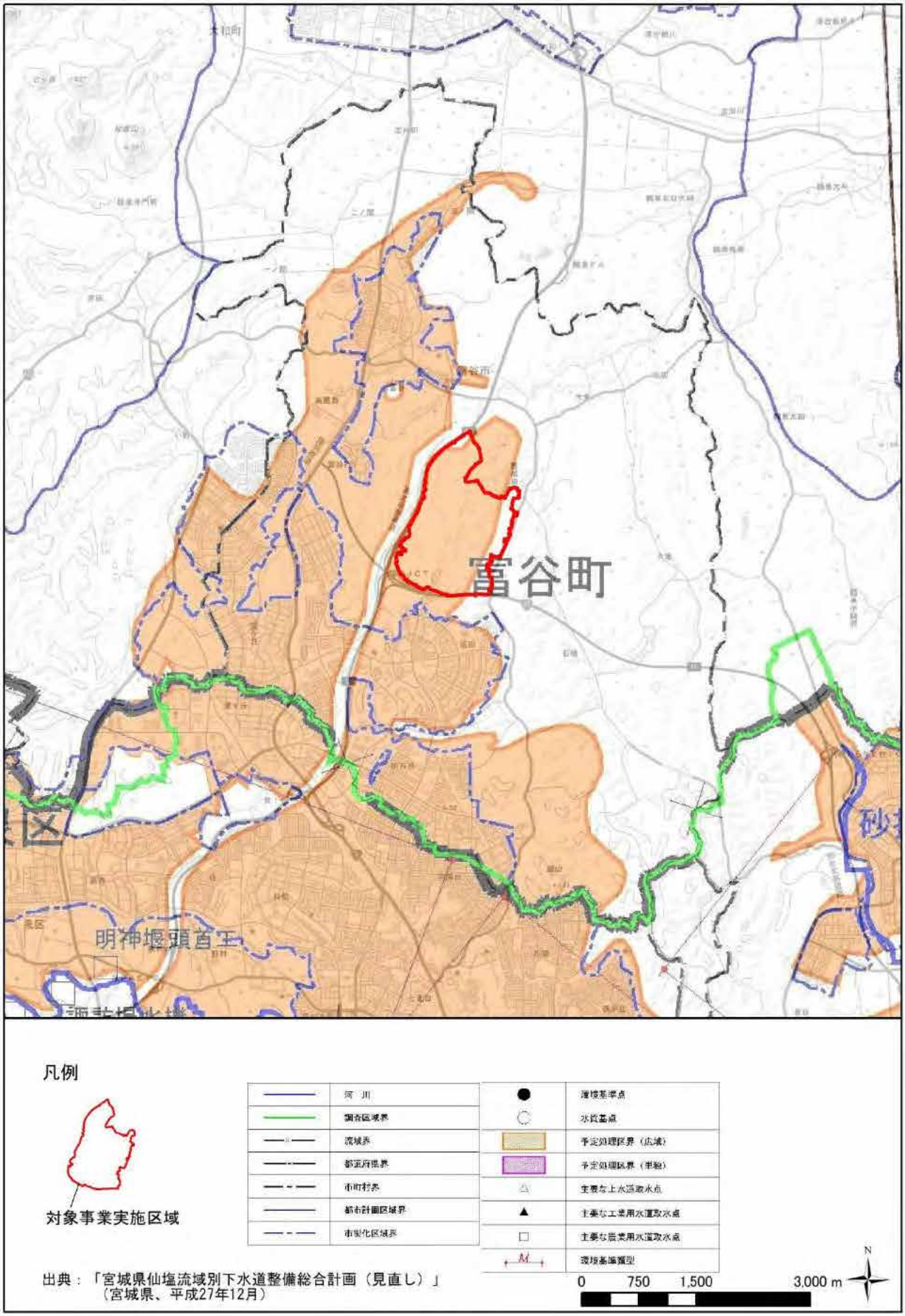

出典：「宮城県仙塩流域別下水道整備総合計画（見直し）」
（宮城県、平成27年12月）

図 3.2.6-1　下水道全体計画図

7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は表 3.2.7-1 に示すとおりである。

図 3.2.7-1～図 3.2.7-3 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺 3km 圏には、県立自然公園地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）、保安林が存在する。

表 3.2.7-1　環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

地域その他の対象			指定の状況（有：○,無：×）		関係法令等
			対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	自然環境保全条例
		緑地環境保全地域	×	○	
		緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		緑地協定	×	×	
		生産緑地地区	×	×	緑地生産緑地法
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区(特別保護地区)	×	×	
		特定猟具使用禁止区域（銃）	×	○	
		休猟区	×	×	
		指定猟法(鉛製散弾)禁止区域	×	×	
		指定猟法(鉛製ﾗｲﾌﾙ弾)禁止区域	×	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約
		保護水面	×	×	水産資源保護法
文化財保護	国指定	史跡・名勝	×	×	文化財保護法
		天然記念物	×	×	
	県指定	史跡・名勝	×	×	文化財保護条例
		天然記念物	×	×	
	市町指定	史跡・名勝	×	×	文化財保護条例
		天然記念物	×	×	
景観保全	歴史的風土保存区域		×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区		×	×	都市計画法
	伝統的建物群保存地区		×	×	
国土防災	保安林		×	○	森林法
	海岸保全区域		×	×	河川法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法

出典：「自然公園等区域図閲覧サービス」
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html 、***閲覧：令和６年８月***）
「***令和５年度***鳥獣保護区等位置図」（宮城県、***令和５年***）
「宮城県の指定文化財　https://www.pref.miyagi.jp/site/sitei/index.html、***閲覧：令和６年８月***）
「富谷市公式 Web サイト　https://www.tomiya-city.miyagi.jp/、***閲覧：令和６年８月***）
「土地利用基本計画図」（宮城県、令和３年度）

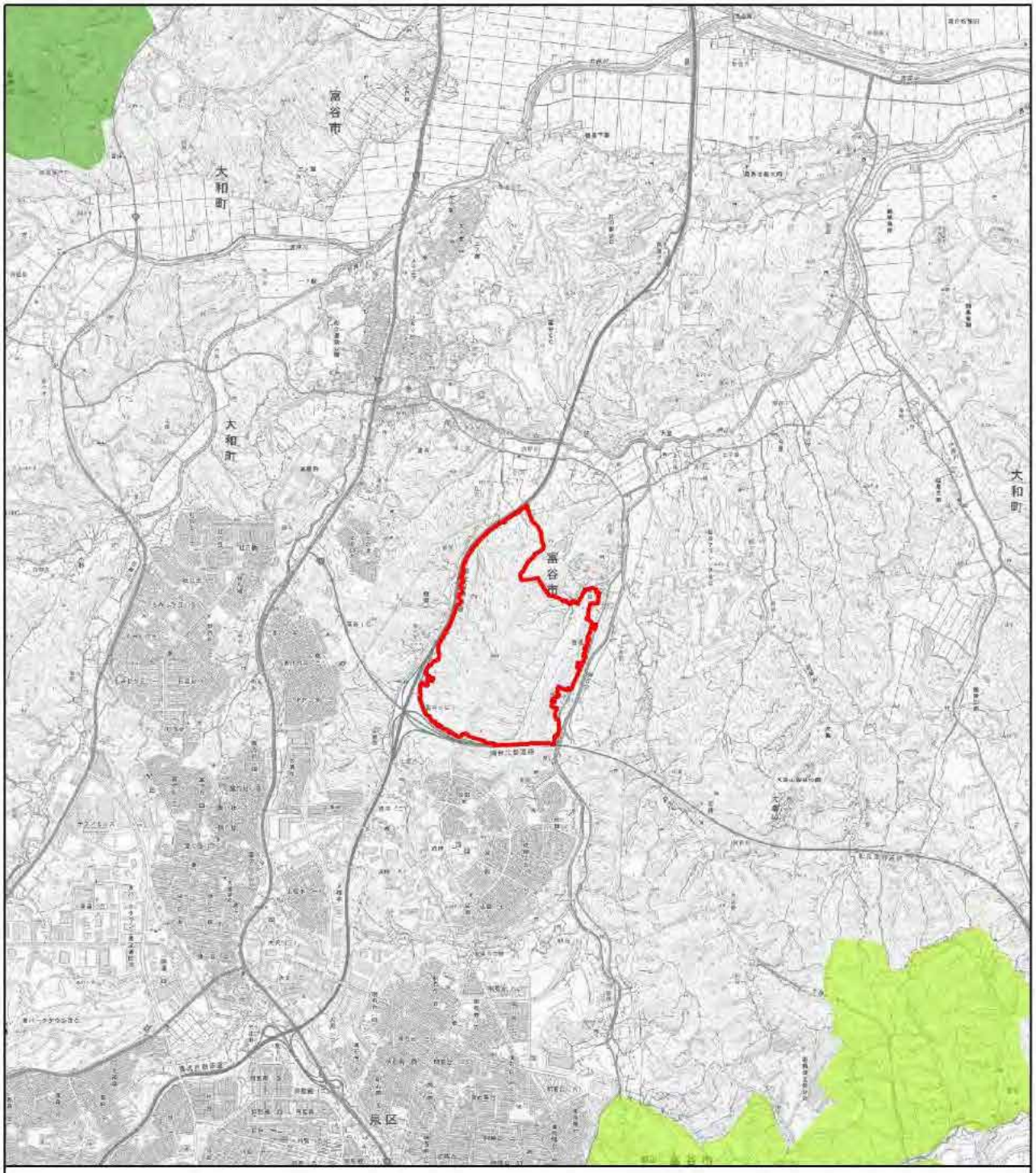

図 3.2.7-1 *自然公園等区域*

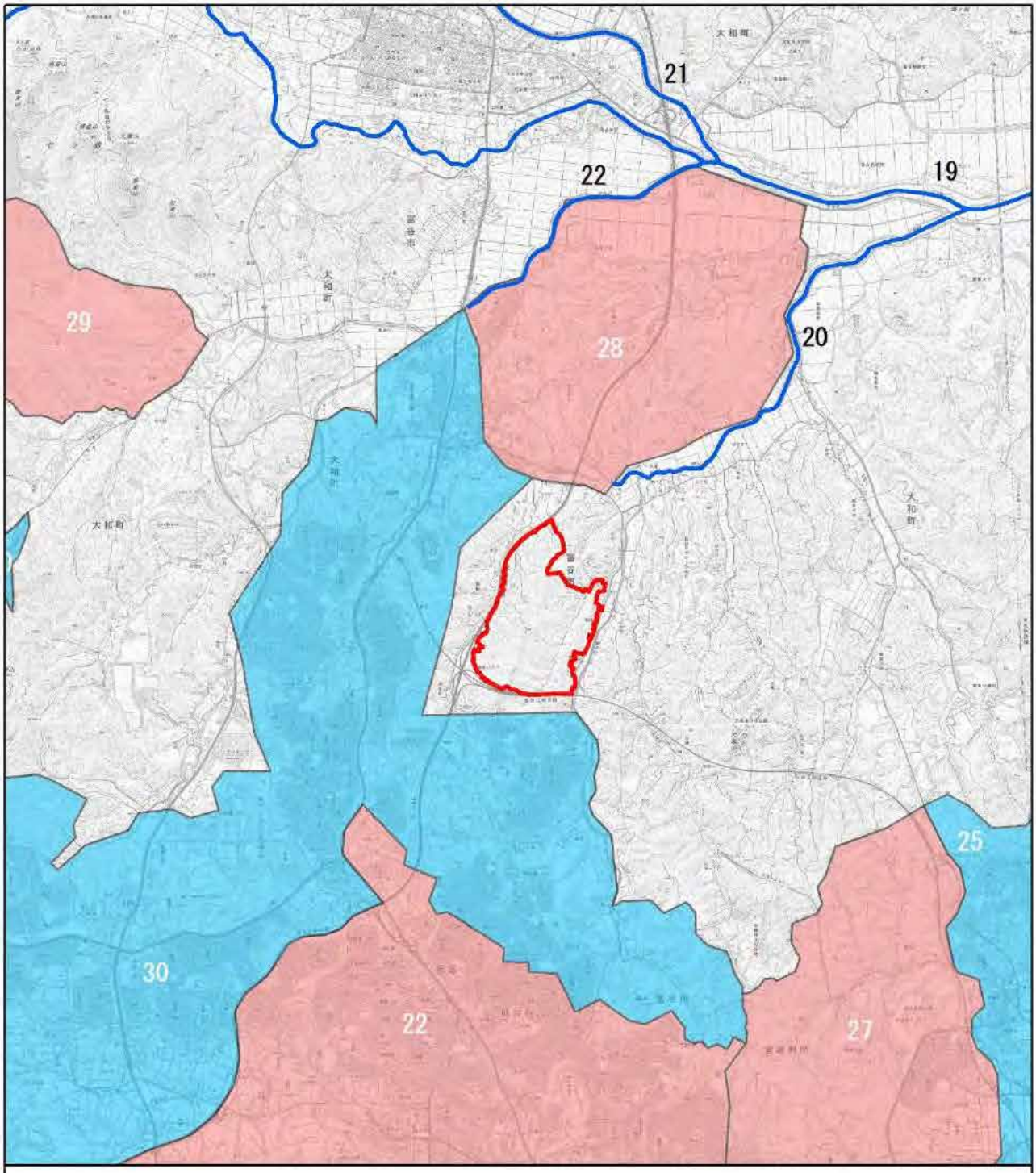

鳥獣保護区	県指定	22	仙台
	県指定	27	県民の森
	県指定	28	富谷
	県指定	29	宮床
特定猟具使用禁止区域(銃)		25	仙台東
		30	泉・富谷
指定猟法禁止区域(鉛製散弾)		19	吉田川
		20	西川
		21	善川
		22	竹林川

図 3.2.7-2　鳥獣保護区等位置図

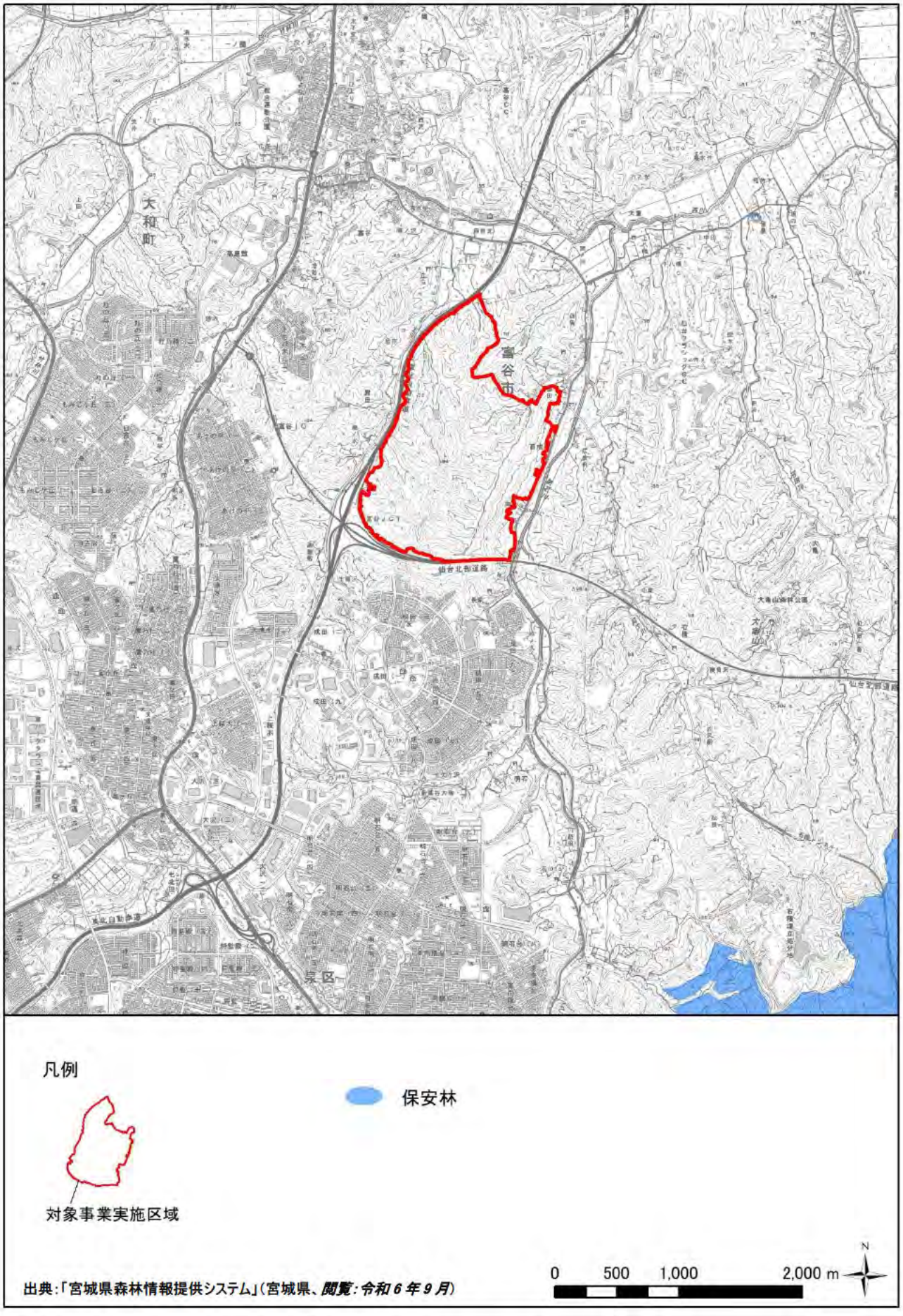
大和町
富谷市
泉区
仙台北部道路
凡例
保安林
対象事業実施区域
出典:「宮城県森林情報提供システム」(宮城県、閲覧:令和6年9月)
0
500
1,000
2,000 m
N

図 3.2.7-3　保安林

8. その他の事項

(1) 文化財等の状況

[1] 国、県、市町村指定文化財

調査地域における国、県、市指定文化財の状況は表 3.2.8-1 及び図 3.2.8-1 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺には国登録有形文化財が 2 件、県指定天然記念物が 1 件、市指定天然記念物が 2 件存在する。対象事業実施区域内には指定文化財は存在しない。

表 3.2.8-1　調査地域の文化財

番号	名称	種別	所在地	指定年
1	鹿島天足別神社のアカガシ	県指定天然記念物	富谷市大亀字和合田二番	昭和 38 年
2	代官松	市指定天然記念物	富谷市富谷字西沢 13 番地	昭和 38 年
3	亀杉	市指定天然記念物	富谷市鷹乃杜二丁目 21 番内	昭和 44 年
4	旧佐忠商店(冨谷宿)店舗及び主屋	国登録有形文化財	富谷市富谷新町 35	令和 2 年
5	旧佐忠商店(冨谷宿)門	国登録有形文化財	富谷市富谷新町 35	令和 2 年

出典：「宮城県の天然記念物一覧　宮城県文化財課保存活用班ホームページ」
(https://www.pref.miyagi.jp/site/sitei/tennen.html、*閲覧：令和６年８月*)
「指定文化財・登録有形文化財一覧について」（富谷市公式 Web サイト、
https://www.tomiya-city.miyagi.jp/bunka/rekishi/minzoku/shitei2.html、*閲覧：令和６年８月*）

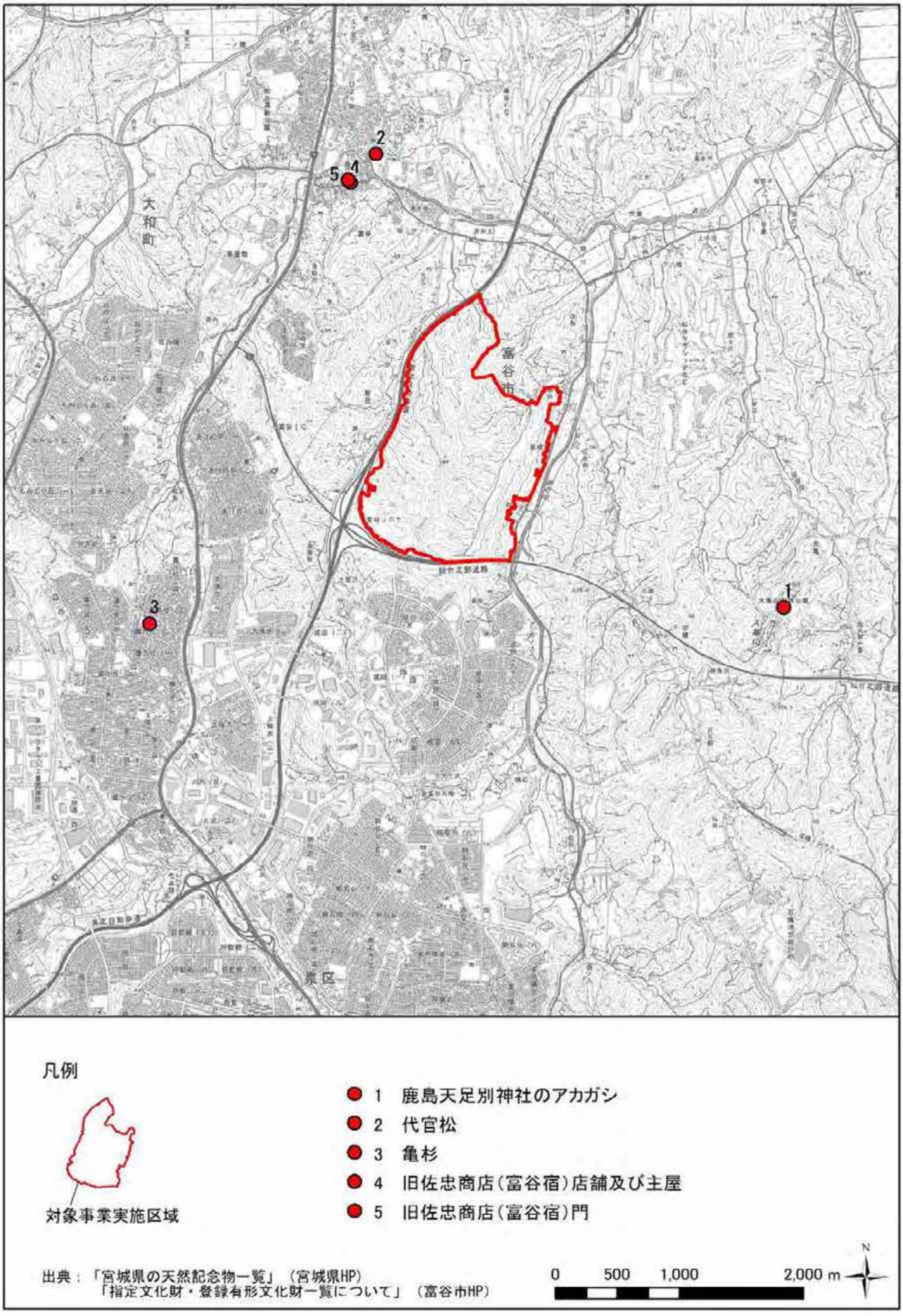

図 3.2.8-1　指定文化財の分布状況

[2] 埋蔵文化財

対象事業実施区域内の埋蔵文化財の状況は表 3.2.8-2 及び図 3.2.8-2 に示すとおりである。対象事業実施区域内には 11 か所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 3.2.8-2 (1/2)　対象事業実施区域周辺における埋蔵文化財一覧

番号	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
1	25009	堂屋館跡	城館	中世
2	25040	太子堂下遺跡	散布地	縄文早・前
3	25046	段ノ沢遺跡	散布地	縄文晩
4	25048	東沢Ａ遺跡	散布地	縄文早・前・晩・弥生
5	25045	荒田沢溜池前遺跡	散布地	縄文晩
6	25047	荒田沢遺跡	散布地	縄文晩
7	25049	東沢Ｂ遺跡	散布地	縄文早・前・晩
8	25050	仏所遺跡	散布地	縄文早・前・晩
9	23028	小野Ａ遺跡	集落	縄文中・後
10	23108	小野向田遺跡	散布地	古代
11	25065	高屋敷塚	その他（塚）	その他（不明）
12	25054	熊谷Ｂ遺跡	散布地	縄文・中世・近世
13	25001	熊谷館跡	城館	中世
14	25053	熊谷Ａ遺跡	散布地	縄文・中世・近世
15	25067	源内Ｂ遺跡	散布地	縄文
16	25029	源内遺跡	散布地	平安
17	25026	落合遺跡	散布地	平安
18	25023	日吉神社前遺跡	散布地	縄文晩・弥生
19	25008	南楯城跡	城館	中世
20	25024	湯船沢遺跡	散布地	縄文早・前
21	25039	栃木沢遺跡	散布地	縄文早・前
22	25042	宮ノ沢遺跡	散布地	古代
23	25018	小国館跡	城館	中世？近世？
24	25020	原前南遺跡	散布地	縄文早・前・古代
25	25036	熊野遺跡	散布地	縄文中
26	25055	白鳥遺跡	散布地・窯跡？	縄文・弥生・奈良
27	25004	奈良木城跡	城館	中世
28	25041	奈良木沢遺跡	散布地	古代
29	25002	大童館跡	城館	中世
30	25056	亀水作Ｂ遺跡	散布地	縄文中・晩・弥生・古
31	25057	亀水作Ｃ遺跡	散布地	古代
32	25033	亀水作遺跡	散布地	縄文中・晩・弥生・古
33	25030	鳥屋又館跡	城館	中世
34	25044	上中田遺跡	散布地	古代
35	23059	大崎窯跡	窯跡	古代
36	23124	県史跡　鳥屋八幡古	古墳	古墳後
37	23027	県史跡　鳥屋八幡古	円墳	古墳後
38	23104	町場遺跡	散布地	古代
39	23051	鳥屋窯跡	窯跡	古代
40	23101	十王沢遺跡	散布地	縄文・古代

表 3.2.8-2（2/2）　対象事業実施区域周辺における埋蔵文化財一覧

番号	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
41	23116	井隠寺裏の塚	塚	中世
42	25003	鹿鼻館跡	城館	中世
43	25021	菅ノ沢遺跡	散布地	縄文・平安
44	25014	穀田十三塚	十三塚	近世
45	25063	石沢Ａ遺跡	散布地・生産遺跡	その他（不明）
46	25015	穀田経塚	経塚	中世
47	25052	郷田塚	塚	中世・近世
48	25058	郷田Ｂ塚	塚	中世?
49	25064	石沢Ｂ遺跡	散布地	縄文後・晩
50	25062	郷田遺跡	散布地・生産遺跡	縄文・古代・近世
51	25066	山神遺跡	散布地	縄文早・前
52	25022	兵六館跡	城館	古代・中世
53	25061	竹ノ下遺跡	散布地	縄文・古代
54	25011	熊野館跡	城館	中世
55	25037	大清水上遺跡	散布地	平安
56	25027	大清水遺跡	散布地	縄文早～中・晩
57	19058	大沢台遺跡	散布地	縄文
58	19028	大沢大ヶ沢遺跡	散布地	縄文晩
59	19074	永仁の碑	板碑	鎌倉
60	25017	上桜木製鉄遺跡	製鉄	平安？
61	25016	下桜木製鉄遺跡	製鉄	平安？
62	25028	寺前下遺跡	散布地	縄文・古代
63	25031	寺前遺跡	散布地	平安
64	25005	小谷館跡	城館	中世
65	25060	和合田塚	塚	不明
66	25007	小野目館跡	城館	中世
67	25013	上折元遺跡	散布地	縄文

出典：「宮城県遺跡地図」（宮城県文化財課埋蔵文化財第一班ホームページ、
https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html　***閲覧：令和６年８月***）

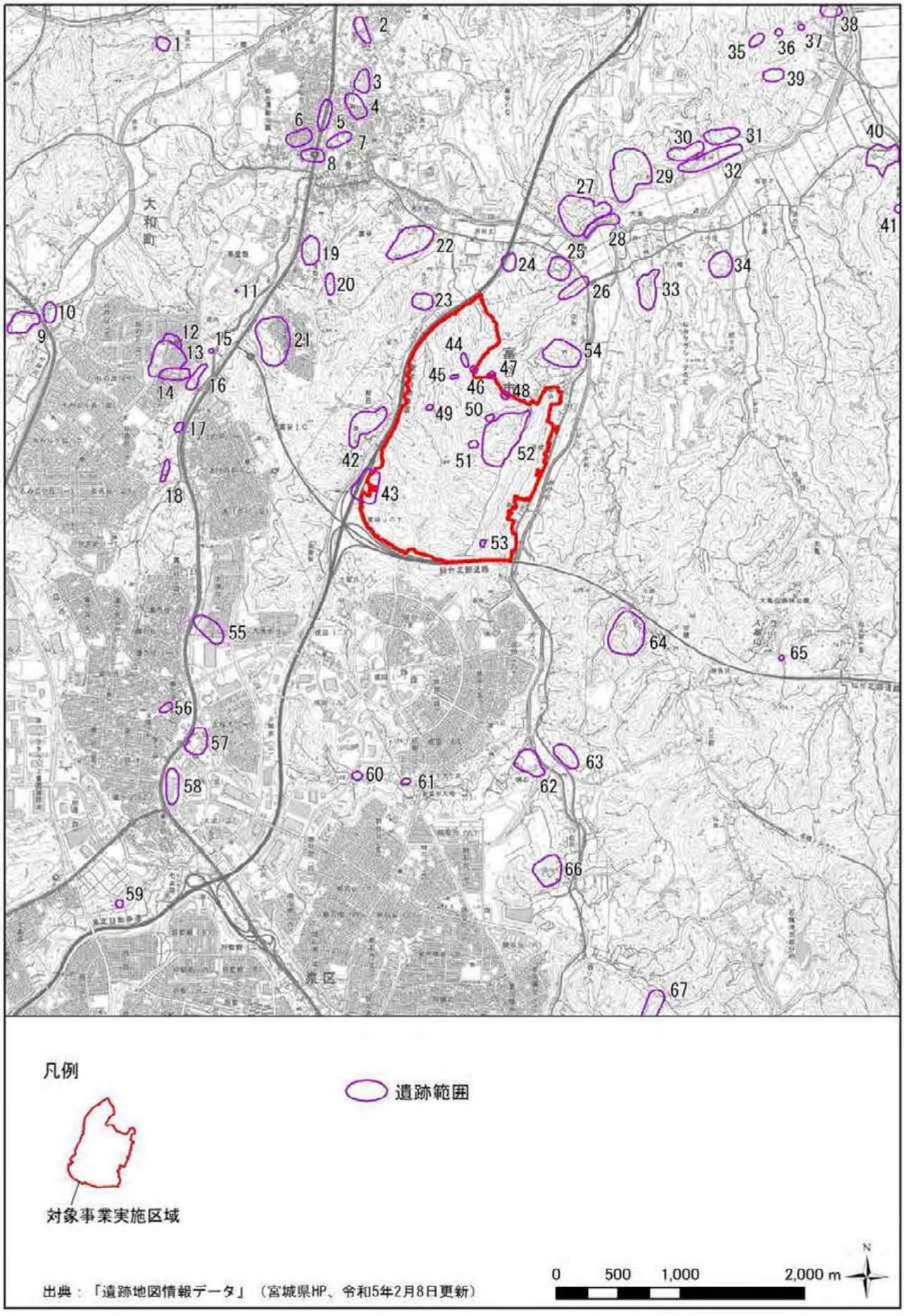

図 3.2.8-2　埋蔵文化財の分布状況

(2) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

対象事業実施区域周辺の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険個所は図3.2.8-3に示すとおりである（宮城県砂防総合情報システム　***閲覧：令和６年８月***）。対象事業実施区域周辺には土砂災害特別警戒区域が点在している。特に、対象事業実施区域の北東部には土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所※が隣接している。対象事業実施区域の北東部の拡大図を図3.2.8-4に示す。

※　***国土交通省では、令和６年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第９条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」　及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととしている。***

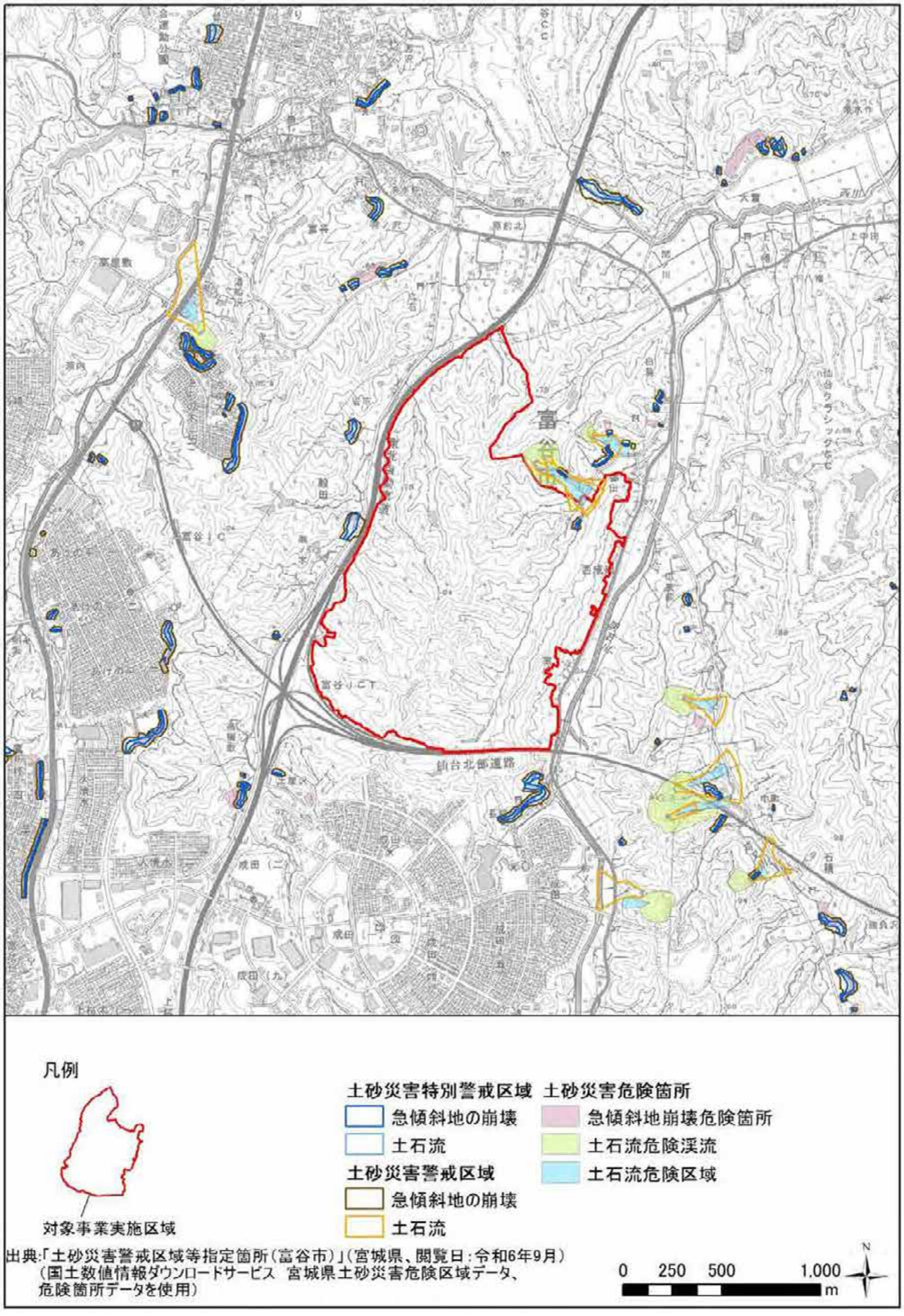

図 3.2.8-3　防災に係る地域指定状況

図 3.2.8-4　防災に係る地域指定状況（対象事業実施区域北東部拡大）

第3節. 他事業による累積的影響

1. 他事業の実施状況

対象事業実施区域周辺の丘陵地には住宅地や道路等が造成されている場所があり、本事業以外にもこれまでに複数の事業が実施されている。対象事業実施区域周辺における各事業の概要を表 3.3.1-1 に示し、他事業の実施範囲を図 3.3.1-1 に示す。他事業の実施範囲は主に対象事業実施区域の西から南方方面であり、特に②の事業については規模が約 255ha と改変面積が大きい。各事業実施時期が異なり、①～③の事業は工事が終了し供用されている。④の事業は対象事業実施区域から南方の場所で工事が実施されており、⑤の事業については令和 7 年春季頃に工事着手が予定されている。④及び⑤の事業については規模はそれぞれ約 22ha、約 8ha と本事業に比べて小さいが、本事業の工事と時期が重複する。

表 3.3.1-1 対象事業実施区域周辺における他事業一覧

事業名等	供用・施工時期	規模
①東北自動車道 （高規格幹線道路）	供用開始： 昭和 55 年以前(当該区間)	全線 約 680 ㎞
②富谷町成田土地区画整理事業 （仙塩広域都市計画土地区画整理事業）	施工時期： 昭和 63 年 2 月 17 日～ 平成 11 年 3 月 25 日	255.2ha
③仙台北部道路 （一般国道自動車専用道路）	供用開始： 平成 26 年 12 月 22 日	13.5 ㎞
④富谷市成田二期東土地区画整理事業	施工時期： 令和 3 年 11 月 18 日～ 令和 8 年 1 月 31 日	22ha
⑤富谷市成田二期西市街地整備に係る事業	施工時期： 令和 7 年春季頃予定	8ha

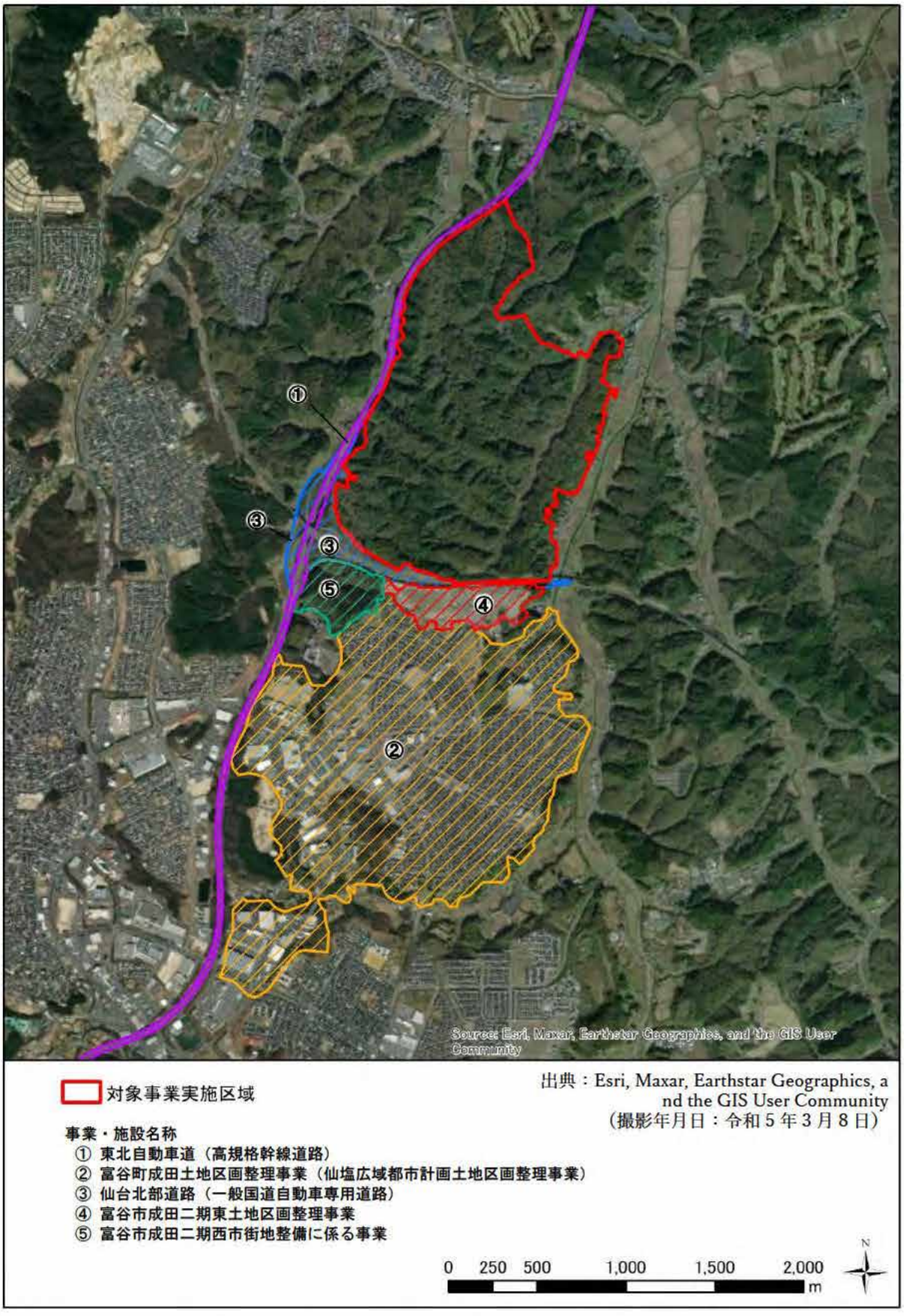

図 3.3.1-1 *対象事業実施区域周辺における他事業実施範囲*

2. 他事業実施による周辺環境の変化の状況

(1) 他事業実施による緑地の分布状況の変化

他事業の実施による対象事業実施区域周辺の環境の変化の状況を整理するために、各事業が実施されるより以前の過去（昭和 39 年 9 月 26 日撮影）に撮影された空中写真及び近年（令和 5 年 3 月 8 日）に撮影された空中写真を図 3.3.2-1、図 3.3.2-2 に示す。なお、周辺環境の変化を考慮する上で、各種事業の実施に伴う環境の変化について検討する範囲は、対象事業実施区域が位置する丘陵地形が含まれる範囲を基本とした。検討範囲の境界については対象事業実施区域が含まれる丘陵地の周辺を流下する明石川や穀田川等の河川の流路を参考とし、各事業の実施により改変される以前の流路の形状を参考に設定した。

過去に撮影された空中写真を確認すると、対象事業実施区域周辺には落葉広葉樹を主体とする樹林やスギやヒノキの植林が広く分布し、谷戸等の低地は水田として利用されている場所が多く確認される。近年撮影された空中写真を参照すると、主に対象事業実施区域の南側の樹林等が改変され、市街地等として利用されている。また、対象事業実施区域の南側と道路を挟んだ場所では比較的まとまった規模の造成地が分布しており、他の事業の造成工事が実施されている。また、周辺地域においても、過去に西から南方面に分布していた樹林等は広範囲に改変されており、現在では市街地として広く利用されている。

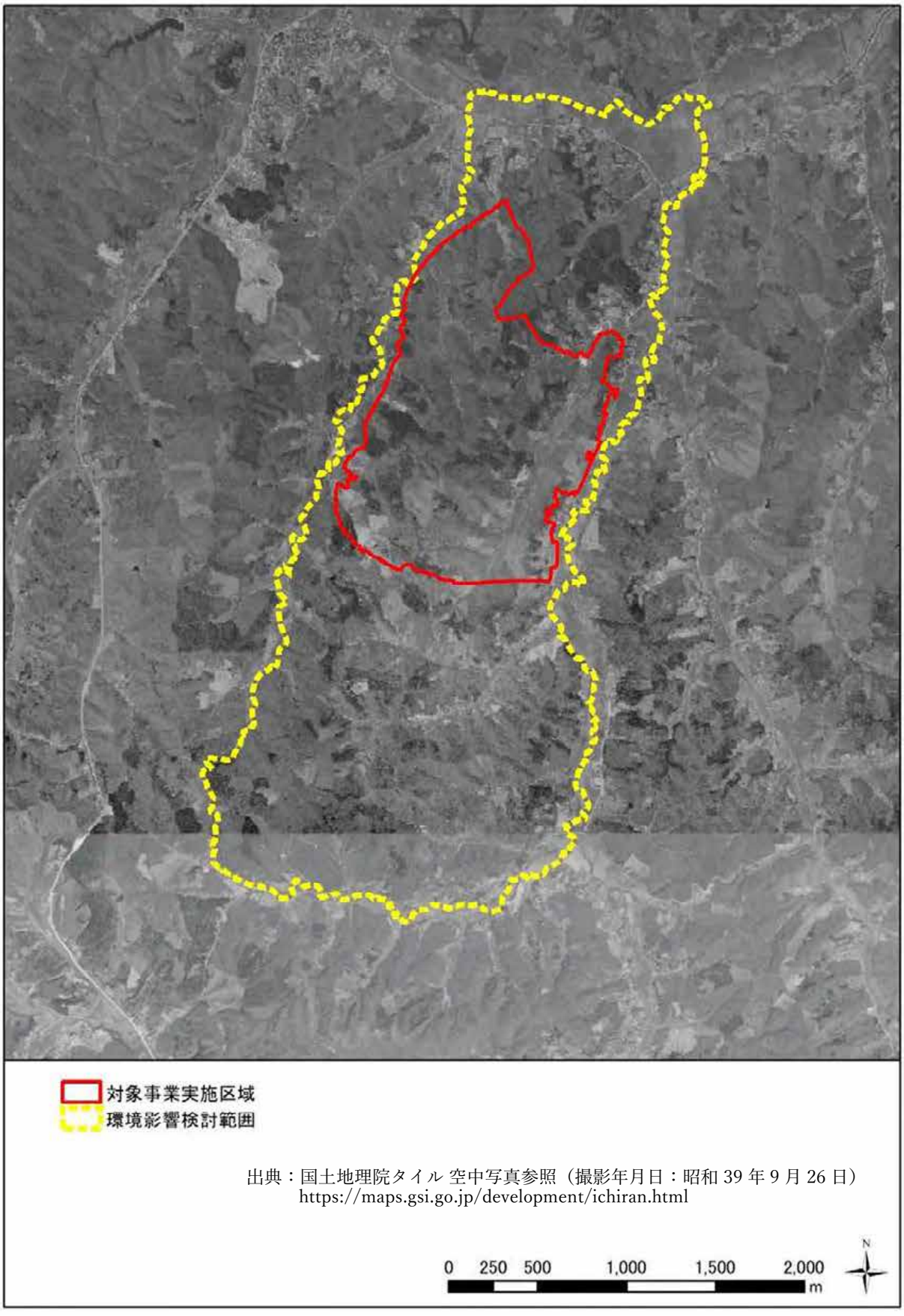

図 3.3.2-1 *各事業実施前の緑地等の分布状況*

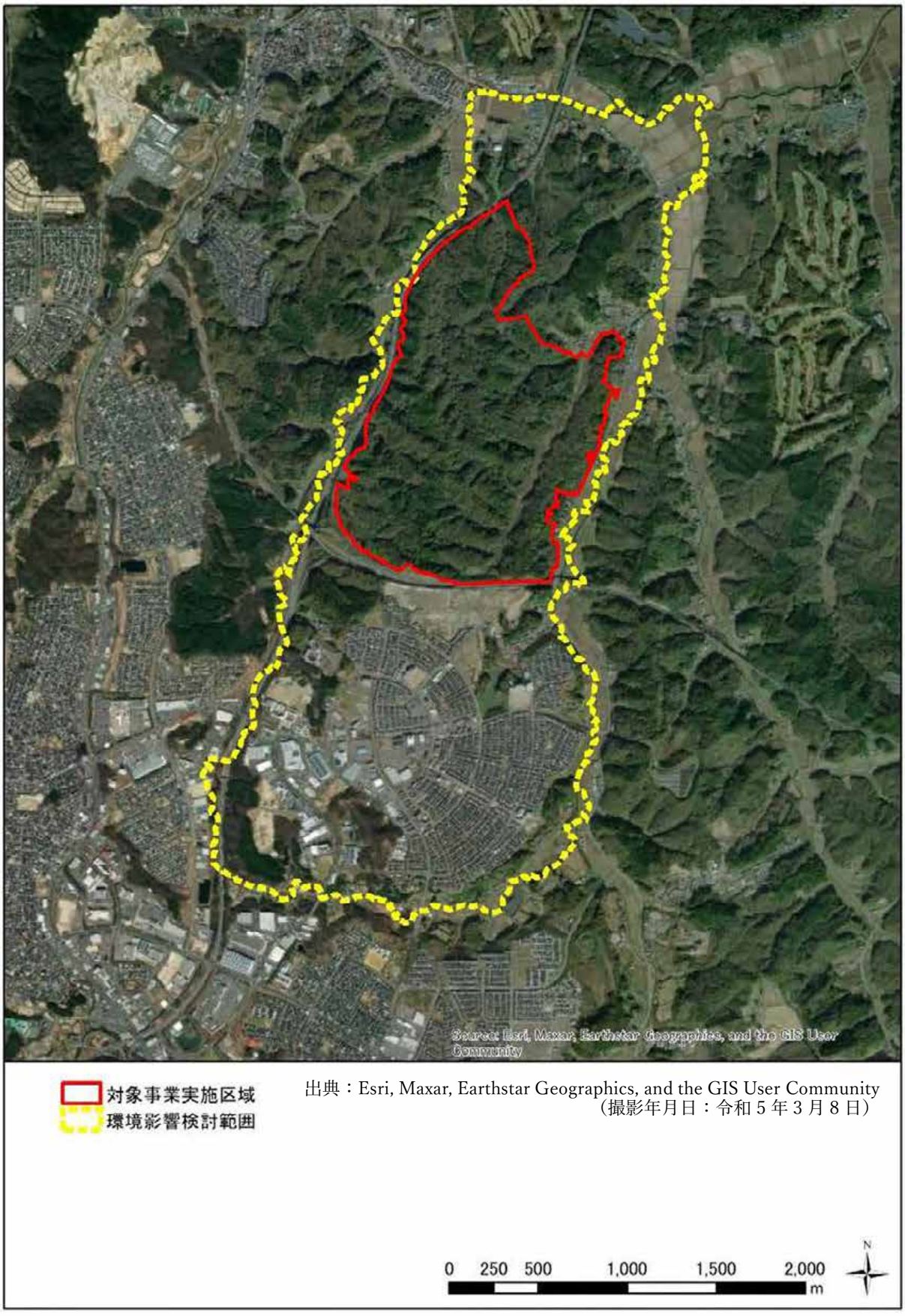

図 3.3.2-2　*各事業実施後または実施中の緑地等の分布状況（一部事業未実施）*

(2) 他事業実施後の緑地の分布状況

他事業実施により残存する緑地等の分布状況について、詳しく把握するために植生図（環境省平成 14 年度作成）を参照し、残存する緑地等について整理した。各事業地及び本事業の対象事業実施区域における緑地等の面積を集計した結果を表 3.3.2-1 に示し、分布状況を図 3.3.2-3 に示す。

「第 3 章第 1 節 6.陸上植物の生息又は生育の状況」で前述のとおり、当該地域の丘陵地にはクリーコナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布し、谷戸等の低地や平地は水田雑草群落が分布し、対象事業実施区域の谷戸にある放棄された水田では、水辺の草本群落であるヨシクラスが分布している。

他事業及び本事業の実施により残存する緑地の多くは対象事業実施区域より北側の範囲のみとなり、樹林では主にクリーコナラ群集が約 51ha、スギ・ヒノキ・サワラ植林が約 34ha 残存し、草地は主に水田雑草群落が約 69ha、畑地雑草群落が約 5ha 残存する。また、溜池や河川等の開放水域は約 10ha 残存する。

表 3.3.2-1　各事業地及び対象事業実施区域における緑地等の分布状況

単位:ha

凡例番号	凡例	他事業※						対象事業実施区域	残存範囲	合計
		①	②	③	④	⑤	合計			
2	アカマツ群落（V）						0.00	1.72	1.09	2.82
3	ススキ群団（V）		1.63				1.63			1.63
4	伐採跡地群落（V）						0.00	1.22	8.96	10.19
5	クリーコナラ群集		18.85				18.85	142.43	50.78	212.06
6	クズ群落		13.23				13.23		3.23	16.46
7	ヨシクラス						0.00	13.38	0.04	13.43
8	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ・ｻﾜﾗ植林		4.43				4.43	37.72	34.32	76.47
10	牧草地		4.70				4.70		0.51	5.21
11	路傍・空地雑草群落						0.00		1.33	1.33
13	果樹園						0.00		0.28	0.28
14	畑雑草群落		0.50				0.50	1.37	5.30	7.17
15	水田雑草群落		1.64				1.64	1.72	68.63	71.98
16	放棄水田雑草群落						0.00	0.66	0.04	0.70
17	市街地		75.99				75.99	0.12	15.33	91.45
18	緑の多い住宅地		2.53				2.53	1.71	24.43	28.67
20	造成地	12.99	109.27	16.03	16.11	13.23	167.63		1.85	169.48
21	開放水域		3.57				3.57		9.92	13.49
合計		12.99	236.35	16.03	16.11	13.23	294.70	202.07	226.04	722.82

※事業名称等
① 東北自動車道（高規格幹線道路）
② 富谷町成田土地区画整理事業（仙塩広域都市計画土地区画整理事業）
③ 仙台北部道路（一般国道自動車専用道路）
④ 富谷市成田二期東土地区画整理事業
⑤ 富谷市成田二期西市街地整備に係る事業

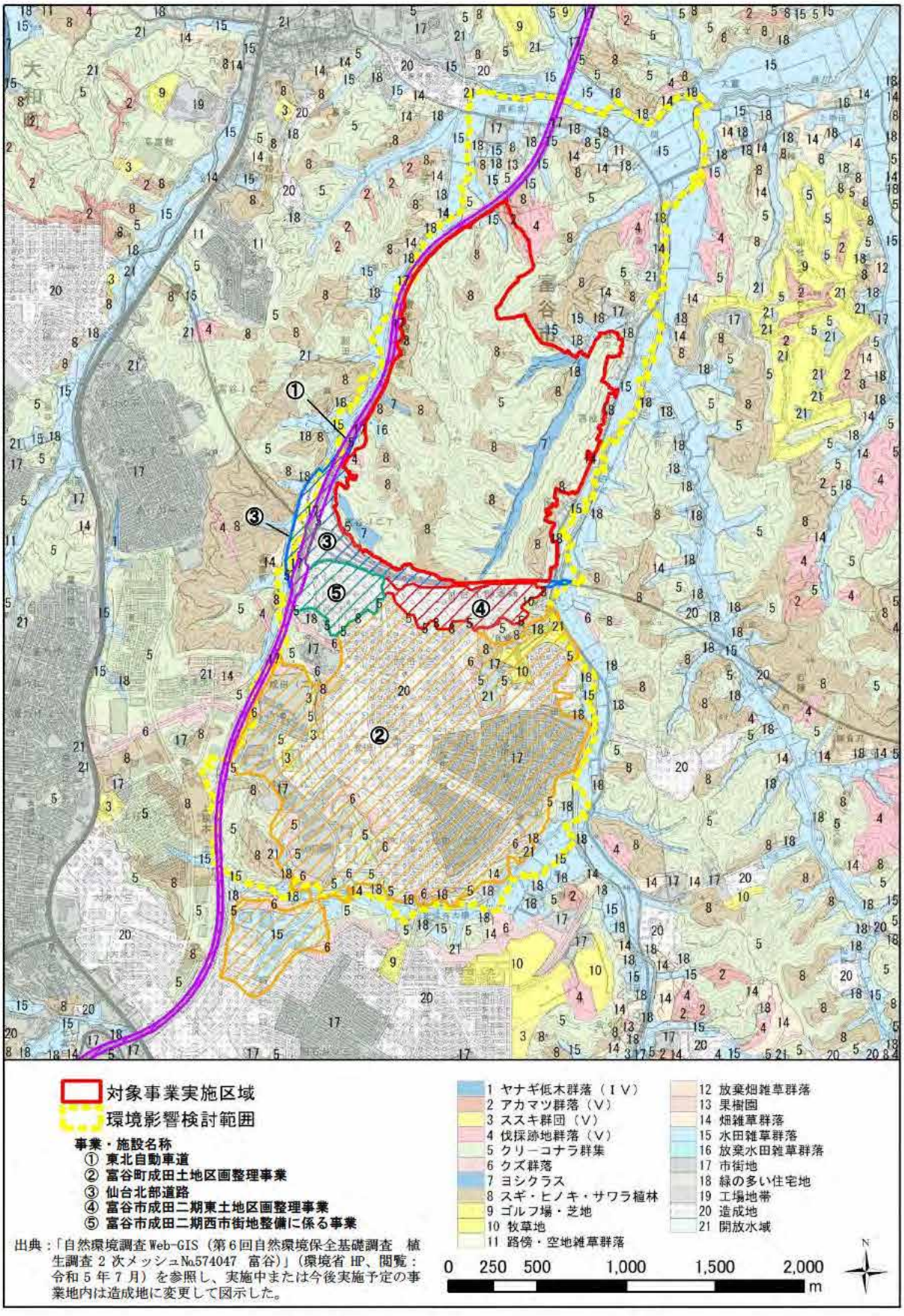

図 3.3.2-3　*他事業及び対象事業実施区域における緑地等の分布状況*